

幕別町地域防災計画

(地震・津波防災計画編)

令和7年3月

幕別町防災会議

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1-1-1
第2節	計画の性格	1-1-1
第3節	計画の効果的促進	1-3-1
第4節	計画の基本方針	
1	防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	1-4-1
2	住民及び事業者の基本的責務	1-4-5
第5節	幕別町の概要	
1	位置	1-5-1
2	地勢	1-5-1
第6節	幕別町周辺における地震の発生状況	1-6-1
第7節	幕別町における地震の想定	
1	地震想定の基本的な考え方	1-7-1
	表 1-7-1 道が想定する道内の想定地震	1-7-3
	図 1-7-1 想定される地震位置	1-7-4
	表 1-7-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価	1-7-5
2	幕別町における想定地震津波	1-7-7
	表 1-7-3 沿岸最大水位・最大遡上高及び予測される津波到達時間	1-7-7
3	幕別町における被害想定	1-7-8
	表 1-7-4 地震動による幕別町の被害想定	1-7-9

第2章 災害予防計画

第1節	住民の心得	
1	家庭における措置	2-1-1
2	職場における措置	2-1-2
3	駅やショッピングセンター等の集客施設でとるべき措置	2-1-2
4	街など屋外でとるべき措置	2-1-2
5	運転者のとるべき措置	2-1-3
6	津波に対する心得	2-1-3
第2節	地震・津波に強いまちづくり推進計画	
1	地震に強いまちづくり	2-2-1
2	建築物等の安全強化	2-2-1
3	主要交通等の強化	2-2-1
4	通信機能の強化	2-2-1
5	ライフライン施設等の機能の確保	2-2-1
6	復旧対策基地の整備	2-2-2
7	液状化対策	2-2-2
8	危険物施設等の安全確保	2-2-2
9	災害応急対策等の備え	2-2-2
10	津波に強いまちづくり	2-2-2
第3節	地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	
1	防災知識の普及・啓発	2-3-1
2	学校等教育関係機関における防災思想の普及	2-3-2
3	普及・啓発の時期	2-3-2
第4節	防災訓練計画	
1	訓練実施機関	2-4-1
2	町及び防災関係機関が行う訓練	2-4-1
3	相互応援協定に基づく訓練	2-4-1
4	民間団体との連携	2-4-1
5	訓練の実施	2-4-1

第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画	
1 食料その他の物資の確保	2-5-1
2 防災資機材の整備	2-5-1
3 備蓄倉庫等の整備	2-5-1
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	
1 基本的な考え方	2-6-1
2 相互応援（受援）体制の整備	2-6-1
3 災害時におけるボランティア活動の環境整備	2-6-1
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	
1 地域住民による自主防災組織	2-7-1
2 事業所等の防災組織	2-7-1
3 協力要請事項	2-7-1
4 組織の規模	2-7-2
5 組織構成	2-7-2
6 組織の活動	2-7-2
第8節 避難体制整備計画	
1 避難誘導体制の構築	2-8-1
2 指定緊急避難場所の確保等	2-8-2
3 指定避難所の確保等	2-8-2
4 避難計画の策定等	2-8-4
5 被災者の把握	2-8-7
6 防災上重要な施設の管理者	2-8-7
7 公共用地等の有効活用への配慮	2-8-7
第9節 要配慮者対策計画	
1 要配慮者への対策	2-9-1
2 避難行動要支援者への対応	2-9-2
3 社会福祉施設等の対策	2-9-5
4 病院入院患者等の対策	2-9-6
5 土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設対策	2-9-6
6 外国人に対する対策	2-9-6
7 観光客対策	2-9-6
8 援助活動	2-9-7
別表2-9-1 要配慮者に配慮すべき対策	2-9-8
第10節 津波災害予防計画	
1 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備	2-10-1
2 津波警戒の周知徹底	2-10-1
第11節 火災予防計画	
1 地震による火災の防止	2-11-1
2 火災予防の徹底	2-11-1
3 予防査察の強化指導	2-11-1
4 消防力の整備	2-11-1
5 消防計画の整備強化策	2-11-1
第12節 危険物等災害予防計画	
1 事業所等に対する指導の強化	2-12-1
2 危険物保安対策	2-12-1
3 高圧ガス保安対策	2-12-1
4 毒物・劇物災害対策	2-12-2
5 放射性物質災害対策	2-12-2
第13節 建築物等災害予防計画	
1 木造建築物の防火対策の推進	2-13-1
2 既存建築物の耐震化の促進	2-13-1
3 ブロック塀等の倒壊防止	2-13-1
4 窓ガラス等の落下物対策	2-13-1
5 被災建築物の安全対策	2-13-1
6 がけ地に近接する建築物の防災対策	2-13-1
第14節 土砂災害の予防計画	

1	土砂災害警戒区域等の周知	2-14-1
2	土砂災害警戒区域等の警戒体制	2-14-1
3	気象警報の把握	2-14-1
4	土砂災害警戒区域等の情報収集・伝達	2-14-1
5	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所	2-14-2
6	土砂災害防止対策	2-14-3
7	防災意識の向上	2-14-3
第 15 節 液状化災害予防計画		
1	液状化対策の推進	2-15-1
2	液状化対策の調査・研究	2-15-1
3	液状化対策	2-15-1
4	液状化対策の普及・啓発	2-15-1
第 16 節 積雪・寒冷対策計画		
1	積雪対策の推進	2-16-1
2	避難救出措置等	2-16-1
3	交通の確保	2-16-1
4	雪に強いまちづくりの推進	2-16-1
5	寒冷対策の推進	2-16-2
6	スキーパーに対する計画	2-16-2
第 17 節 業務継続計画の策定		
1	業務継続計画（B C P）の概要	2-17-1
2	業務継続計画（B C P）の策定	2-17-1
3	庁舎等の災害対策本部機能等の確保	2-17-2

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 応急活動体制		
1	幕別町災害対策本部	3-1-1
2	本部の設置基準	3-1-1
3	本部設置の周知	3-1-1
4	本部設置場所	3-1-1
5	現地本部の設置	3-1-2
6	本部の廃止	3-1-2
7	本部の組織及び事務所掌	3-1-2
8	本部の運営	3-1-2
9	複合災害発生時の体制	3-1-4
10	職員災害非常配備体制	3-1-5
	図表 3-1-1 本部組織図	3-1-6
	別表 3-1-1 本部の業務分担	3-1-7
	別表 3-1-2 幕別町職員非常配備体制表（地震・津波発生時）	3-1-14
	別表 3-1-3 配置職員の基準（地震・津波災害の場合）	3-1-15
	様式 3-1-1 非常配備編成計画書	3-1-16
第 2 節 地震・津波情報伝達計画		
1	緊急地震速報	3-2-1
2	津波警報等の種類及び内容	3-2-1
3	地震・津波に関する情報の種類と内容	3-2-3
4	地震、津波に関する情報に用いる地域名称及び津波予報区	3-2-6
5	幕別町内における震度観測点	3-2-7
6	異常現象を発見した場合の通報	3-2-7
7	気象庁震度階級関連解説表	3-2-7
第 3 節 災害情報等の収集、伝達計画		
1	災害情報等の収集及び伝達体制の整備	3-3-1
2	災害情報等の内容及び通報の時期	3-3-1

3	現地情報連絡員（リエゾン）等の応援要請、受入れ体制	3-3-2
4	災害情報等の連絡体制	3-3-2
5	通報手段の確保	3-3-2
6	通信施設の整備の強化	3-3-2
7	被害状況報告	3-3-3
8	災害情報等報告取扱要領	3-3-3
9	動員計画	3-3-5
	図表 3-3-1 災害情報連絡系統図	3-3-6
	様式 3-3-1 災害情報	3-3-7
	様式 3-3-2 被害状況報告（速報・中間・最終）	3-3-9
	様式 3-3-3 被害状況報告集計表（中間・最終）	3-3-11
	別表 3-3-1 被害状況判定基準	3-3-13
第4節	災害広報計画	
1	災害情報等の収集方法	3-4-1
2	災害情報等の発表方法	3-4-1
3	防災関係機関の広報	3-4-2
4	被災者相談所の開設	3-4-2
第5節	避難対策計画	
1	町民の自主避難	3-5-1
2	避難実施責任者	3-5-1
3	避難の指示等	3-5-2
4	避難指示の伝達方法	3-5-4
5	避難誘導	3-5-5
6	避難路及び指定緊急避難場所等の安全確保	3-5-6
7	指定避難所等の設置	3-5-6
8	指定避難所の運営管理	3-5-7
9	警戒区域の設定	3-5-10
10	広域避難	3-5-11
11	広域一時滞在	3-5-11
第6節	救助救出計画	
1	救助救出実施責任者	3-6-1
2	救助救出を必要とする者	3-6-1
3	発見者の通報	3-6-1
4	救助救出要員等	3-6-1
5	負傷者等の措置	3-6-1
6	関係機関への応援要請	3-6-1
7	救助救出活動	3-6-2
第7節	地震火災等対策計画	
1	消防活動体制の整備	3-7-1
2	火災発生、被害拡大危険区域の把握	3-7-1
3	相互応援協力の推進	3-7-1
4	地震火災対策計画の作成	3-7-1
5	地震火災応急対策	3-7-2
	図表 3-7-1 地震火災等情報通信連絡系統図	3-7-4
第8節	津波災害応急対策計画	
1	津波警戒体制の確立	3-8-1
2	町民等の避難・安全の確保	3-8-1
第9節	災害警備計画	
1	災害に関する警察の任務	3-9-1
2	災害の警報の伝達に関する事項	3-9-1
3	事前措置に関する事項	3-9-1
4	避難に関する事項	3-9-1
5	応急措置に関する事項	3-9-2
6	救助救出に関する事項	3-9-2
7	災害時における災害情報の収集に関する事項	3-9-2
8	災害時における広報に関する事項	3-9-2

9	災害時における通信計画に関する事項	3-9-2
10	災害時における交通規制に関する事項	3-9-2
第 10 節 交通応急対策計画		
1	実施機関	3-10-1
2	交通応急対策の実施	3-10-1
3	道路の交通規制	3-10-2
4	緊急輸送のための交通規制	3-10-3
5	緊急輸送道路ネットワーク計画	3-10-5
	様式 3-10-1 規制対象外車両標章	3-10-6
	様式 3-10-2 規制対象外車両通行証明書	3-10-7
第 11 節 輸送計画		
1	実施責任者	3-11-1
2	災害時輸送の方法	3-11-1
3	輸送拠点の確保	3-11-1
4	緊急輸送の対象及び優先順位	3-11-2
5	災害時における緊急輸送車両の交通確保等	3-11-2
6	救助法の適用と実施	3-11-3
7	輸送状況の記録	3-11-3
8	緊急輸送要請体制	3-11-4
	様式 3-11-1 緊急通行車両確認証明書	3-11-5
	様式 3-11-2 輸送記録簿	3-11-5
第 12 節 ヘリコプター等活用計画		
1	基本方針	3-12-1
2	実施責任者	3-12-1
3	実施方法	3-12-1
4	消防防災ヘリコプターの活動内容	3-12-2
5	応援ヘリコプター等の活動	3-12-2
第 13 節 食料供給計画		
1	主要食料供給計画	3-13-1
2	副食調味料供給計画	3-13-1
3	炊き出し計画	3-13-1
4	要配慮者対策	3-13-2
5	救助法の適用と実施	3-13-2
	様式 3-13-1 炊き出し給与状況	3-13-3
第 14 節 給水計画		
1	実施責任	3-14-1
2	給水方法	3-14-1
3	給水施設の応急復旧	3-14-2
4	救助法の適用と実施	3-14-2
5	給水の記録	3-14-2
6	農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画	3-14-2
7	応援の要請	3-14-3
	様式 3-14-1 飲料水の供給簿	3-14-3
第 15 節 衣料、生活必需物資供給計画		
1	実施責任者	3-15-1
2	実施の方法及び対象者	3-15-1
3	衣料、生活必需物資の調達	3-15-1
4	給与及び貸与の方法	3-15-2
5	義援金品の取扱い	3-15-2
6	救助法の適用と実施	3-15-2
7	物資の給与状況の記録	3-15-2
	様式 3-15-1 物資の給与状況	3-15-3
第 16 節 石油類燃料供給計画		
1	実施責任者	3-16-1
2	石油類燃料の確保	3-16-1
3	緊急車両等への優先給油の実施	3-16-1

第 17 節	生活関連施設対策計画	
1	上水道	3-17-1
2	下水道	3-17-3
3	電 気	3-17-4
4	ガ ス	3-17-6
5	通 信	3-17-7
6	放 送	3-17-7
第 18 節	医療救護計画	
1	実施責任者	3-18-1
2	医療及び助産の対象者並びにその把握	3-18-1
3	救護班及び救急医療班の編成	3-18-1
4	関係機関の応援	3-18-1
5	医薬品等の確保	3-18-2
6	患者の移送	3-18-2
7	救助法の適用と実施	3-18-2
8	関係医療機関の状況	3-18-2
9	保健班の活動状況の記録	3-18-2
	様式 3-18-1 保健活動状況	3-18-3
	様式 3-18-2 病院診療所医療実施状況	3-18-3
	様式 3-18-3 助産台帳	3-18-4
第 19 節	防 疫 計 画	
1	実施責任者	3-19-1
2	防疫実施組織	3-19-1
3	感染症の予防	3-19-1
4	指定避難所等の防疫指導	3-19-2
5	防疫用資器材の調達	3-19-3
6	家畜・畜舎等の防疫	3-19-3
第 20 節	廃棄物等処理計画	
1	実施責任者	3-20-1
2	廃棄物等の処理方法	3-20-1
3	野外仮設共同トイレの設置	3-20-1
4	死亡獣畜の処理	3-20-2
5	清掃等施設状況	3-20-2
第 21 節	家庭動物対策計画	
1	実施責任者	3-21-1
2	家庭動物の取扱い	3-21-1
3	同行避難	3-21-1
第 22 節	文教対策計画	
1	実施責任者	3-22-1
2	応急教育対策	3-22-1
3	教科書及び学用品の調達並びに支給	3-22-2
4	学校給食対策	3-22-3
5	衛生管理対策	3-22-3
6	文化財保全対策	3-22-3
7	救助法の適用と実施	3-22-3
8	学用品の給与状況記録	3-22-3
	様式 3-22-1 学用品の給与状況	3-22-4
第 23 節	住宅対策計画	
1	実施責任者	3-23-1
2	避難所	3-23-1
3	公営住宅等のあっせん	3-23-1
4	応急仮設住宅	3-23-1
5	住宅の応急修理	3-23-2
6	災害公営住宅	3-23-3
7	資材等の斡旋、調達	3-23-3
8	救助法の適用と実施	3-23-3

9	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	3-23-3
10	住宅の応急復旧活動の推進	3-23-3
	様式 3-23-1 応急仮設住宅台帳	3-23-4
	様式 3-23-2 住宅応急修理記録簿	3-23-4
第 24 節	被災建築物安全対策計画	
1	応急危険度判定の活動体制	3-24-1
2	応急危険度判定士の確保	3-24-1
3	応急危険度判定士の仕組み	3-24-1
4	応急危険度判定の基本的事項	3-24-1
5	石綿飛散防災対策	3-24-2
第 25 節	被災宅地安全対策計画	
1	危険度判定の実施の決定	3-25-1
2	判定対象宅地	3-25-1
3	判定士の業務	3-25-1
4	危険度判定実施本部の業務	3-25-1
5	事前準備	3-25-2
第 26 節	行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画	
1	実施責任者	3-26-1
2	行方不明者の搜索	3-26-1
3	変死体の届け出	3-26-1
4	遺体の収容処理方法	3-26-1
5	遺体の埋葬	3-26-2
6	平常時の規制の適用除外措置	3-26-2
7	行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間	3-26-2
8	火葬場の状況	3-26-2
9	救助法の適用と実施	3-26-3
10	遺体の搜索等の記録	3-26-3
	別表 3-26-1 遺体安置所	3-26-3
	様式 3-26-1 遺体搜索状況	3-26-4
	様式 3-26-2 遺体処理台帳	3-26-4
	様式 3-26-3 埋葬台帳	3-26-5
第 27 節	障害物除去計画	
1	実施責任者	3-27-1
2	障害物除去対策	3-27-1
3	障害物の除去の方法	3-27-1
4	除去した障害物の集積場所	3-27-1
5	放置車両の除去	3-27-1
6	救助法の適用と実施	3-27-1
7	障害物除去状況の記録	3-27-1
	様式 3-27-1 障害物除去の状況	3-27-2
第 28 節	広域応援計画	
1	「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請	3-28-1
2	他の都道府県の市町村に対する応援要請等	3-28-3
3	「北海道広域消防相互応援協定」に基づく要請	3-28-3
4	防災関係機関の活動拠点等	3-28-3
第 29 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	
1	災害派遣要請基準	3-29-1
2	災害派遣要請の要領等	3-29-1
3	災害派遣部隊の受入体制	3-29-1
4	派遣活動	3-29-2
5	経費負担等	3-29-3
6	派遣部隊の撤収要請	3-29-4
7	自衛隊との連携強化	3-29-4
8	災害派遣時の権限	3-29-4
	様式 3-29-1 自衛隊災害派遣要請依頼について	3-29-5
	様式 3-29-2 自衛隊災害派遣部隊撤収の依頼について	3-29-6

第30節	防災ボランティアとの連携計画	
1	ボランティア団体・NPOの協力	3-30-1
2	ボランティアの受け入れ	3-30-1
3	ボランティア団体・NPOの活動	3-30-1
4	ボランティア活動の環境整備	3-30-2
第31節	災害義援金等募集（配分）計画	
1	義援金品の募集	3-31-1
2	義援金品の引継ぎ及び配分	3-31-1
3	義援金品の管理	3-31-1
第32節	災害救助法の適用と実施	
1	実施体制	3-32-1
2	救助法の適用基準	3-32-1
3	救助法の適用手続き	3-32-1
4	救助に必要とされる措置	3-32-1
5	救助の実施	3-32-2
6	基本法と救助法の関連	3-32-4
	様式 3-32-1 公用令書（従事・協力）	3-32-5
	様式 3-32-2 公用令書（物資の保管）	3-32-5
	様式 3-32-3 公用令書（管理・使用・収用）	3-32-6
	様式 3-32-4 公用変更令書	3-32-6
	様式 3-32-5 公用取消令書	3-32-7
	別表 3-32-1 救助法の適用基準	3-32-8

第4章 災害復旧計画

第1節	基本方針	4-1-1
第2節	公共施設等災害復旧計画	
1	実施責任者	4-1-1
2	災害復旧事業計画の概要	4-1-1
3	災害復旧予算措置	4-1-2
4	激甚災害に係る財政援助措置	4-1-2
第3節	災害応急金融計画	
1	実施計画	4-3-1
2	財政政策	4-3-2
3	地震保険の活用	4-3-2

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総 則	
1	推進地域	5-1-1
2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	5-1-1
第2節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	
1	想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要	5-2-1
2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性	5-2-1
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	
1	資機材、人員等の配備手配	5-3-1
2	他機関に対する応援要請	5-3-1
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	
1	津波からの防護	5-4-1
2	津波に関する情報の伝達等	5-4-1
3	地域住民等の避難行動等	5-4-1

4	消防機関等の活動	5-4-5
5	水道、電気、ガス、通信、放送関係	5-4-5
6	交通対策	5-4-6
7	町自らが管理等を行う施設等に関する対策	5-4-7
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
1	整備方針	5-5-1
2	建築物の耐震化	5-5-1
3	ライフライン施設等の耐震化	5-5-1
4	長周期地震動への対応等	5-5-2
第6節	防災訓練計画	
1	町及び防災関係機関における防災訓練の実施	5-6-1
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	
1	職員等に対する防災教育	5-7-1
2	住民等に対する教育・広報	5-7-1
3	児童・生徒等に対する教育・広報	5-7-2
4	防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報	5-7-2
5	自動車運転者に対する教育・広報	5-7-2
6	相談窓口の設置等	5-7-2
第8節	地域防災力の向上に関する計画	
1	住民の防災対策	5-8-1
2	自主防災組織の育成等	5-8-1
3	事業所等の防災対策	5-8-1
第9節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	
1	後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等	5-9-1
2	後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	5-9-1
3	災害応急対策をとるべき期間等	5-9-1
4	町のとるべき措置	5-9-1

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条、幕別町防災会議条例（昭和38年条例第2号）第2条第1号の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、幕別町防災会議が作成する計画であり、本町における災害に關し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民をはじめ観光客や外国人等、本町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 幕別町の区域を管轄し、もしくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、町内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務または業務の大綱
- 2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備、改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「幕別町地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、幕別町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「幕別町地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画の効果的促進

地震・津波災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が損なわれないことを最重視するとともに、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、多様な対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程などにおける女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

国、指定公共機関、道及び町は、防災計画間の必要な調整、国から道に対する助言等又は道から町に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努めることとする。

町は、道の他、道内外の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。

町は、東日本大震災の教訓を生かした総合的な防災・減災対策を推進するために、防災担当部署だけではなく、あらゆる分野や事業について、「防災・減災」の観点から総点検を行い、ヒト・モノ・カネなどの必要な資源を割り当てる「防災の主流化」を図ることにより、災害に強い地域づくりを進めるものとする。

第4節 計画の基本方針

この計画は、幕別町及び北海道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行うものである。

1 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。

(1) 幕別町及びとかち広域消防事務組合

機 関 名	事務または業務の大綱
町長部局及び消防機 関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町防災会議に関する事務を行うこと (2) 災害対策本部の設置並びに組織の運営に関するこ (3) 幕別町水防本部の設置並びに組織の運営に関するこ (4) 防災に関する組織の整備に関するこ (5) 住民の自主防災組織の育成に関するこ (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況調査に関するこ (7) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関するこ (8) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関するこ (9) 防災に関する施設、設備の整備に関するこ (10) 応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関するこ (11) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関するこ (12) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関するこ (13) 災害時における住民の生命及び財産の保護に関するこ (14) 災害時における消防、救助及び救急業務に関するこ (15) 避難指示、高齢者等避難に関するこ (16) 住民の避難誘導に関するこ (17) その他災害発生の防御または拡大防止のための措置に関するこ (18) 清掃、防疫、その他保健衛生に関するこ (19) 緊急輸送の確保及び交通等の対策に関するこ (20) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関するこ (21) 要配慮者の把握及び養護に関するこ (22) 災害ボランティアの受け入れに関するこ (23) その他町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関するこ
幕別町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護に関するこ (2) 応急教育の実施に関するこ (3) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関するこ

(2) 指定地方行政機関 (基本法第2条第4号の規定に基づき、指定行政機関の地方支分部局、その他の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの)

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広開発建設部 帯広河川事務所 池田河川事務所 帯広道路事務所 広尾道路事務所 足寄道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 十勝川水系、札内川、猿別川、途別川の水防警報及び洪水予報に関すること (3) 災害の予防及び災害の拡大防止のための町への支援に関すること。 (4) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣に関すること。 (5) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。 (6) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (7) 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。
北海道農政事務所 (帯広地域拠点)	(1) 災害時における米穀の確保、応急供給及び緊急輸送に関すること
北海道森林管理局 十勝西部森林管理署	(1) 国有林野の治山事業の実施並びに保安施設等の保全に関すること (2) 国有林野の林野火災対策に関すること (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用資材の供給に関すること
釧路地方気象台 帯広測候所	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 地震(発生した断層運動による地震動に限る)、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
北海道財務局 帯広財務事務所	(1) 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督(緊急措置の指示等を含む。)に関すること (2) 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること
北海道運輸局 帯広運輸支局	(1) 自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること (2) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保を図ること

(3) 自 衛 隊

機 関 名	事務または業務の大綱
陸上自衛隊第5旅団	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること

(4) 北 海 道

機 関 名	事務または業務の大綱
十勝総合振興局 地域創生部危機対策室	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること (3) 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け総合整備を図ること (6) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと

帯広建設管理部 〃 大樹出張所	(1) 所管する道路及び河川の維持管理、災害応急対策並びに災害復旧を行うこと (2) 水防活動の技術指導に関すること (3) 被災地における交通情報の収集及び交通道路の確保に関すること (4) 管理河川の水位の観測及び水防警戒を行うこと (5) 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関すること
	(1) 災害時の応急治療、防疫活動の実施、指導及び伝染病の予防に関すること (2) 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持の指導に関すること (3) 被災地の医薬品及び衛生資材等の供給に関すること (4) 要配慮者対策に関すること (5) 救助法の適用に関すること
十勝教育局	(1) 災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと (2) 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること
十勝農業改良普及センター 東部支所 南部支所	(1) 被災地の農作物及び家畜の技術指導を行うこと (2) 被災地の病害虫の防疫指導、その他の営農指導を行うこと
十勝総合振興局森林室	(1) 道有林野の治山事業の実施及び保安施設等の保全に関すること (2) 道有林野の林野火災対策に関すること (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧資材の供給に関すること

(5) 警 察

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広警察署 幕別駐在所 札内交番 糠内駐在所 忠類駐在所	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること (2) 津波情報等の伝達及び災害情報の収集に関すること (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること (4) 災害警備本部の設置運用に関すること (5) 災害時における交通秩序の維持に関すること (6) 危険物に対する保安対策に関すること (7) 災害に伴う犯罪の予防その他社会秩序の維持等治安に関すること (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

(6) 指定公共機関 (基本法第2条第5号の規定に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの)

機 関 名	事務または業務の大綱
北海道旅客鉄道(株) 幕別駅 札内駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
日本貨物鉄道(株) 北海道支社	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店)	(1) 電力施設等の防災対策を行うこと (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。
北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク (株)道東統括支店	(1) 電力施設等の防災対策を行うこと (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。
電源開発(株) 北海道支社	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと (2) ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を行うこと

日本放送協会 帯広放送局	(1) 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
日本銀行帯広事務所	(1) 災害時の金融機関の手持ち現金増強、相互間融通等の指導を行うこと (2) 被害時における預金の払戻し、手形交換、災害関係融資、被災金融機関の早期営業、営業時間の延長、休日臨時営業等の特別措置について金融機関の指導を行うこと (3) 災害時において金融機関の寄託券保管高の補強を図り、損傷銀行券の引換措置を行うこと
日本郵便株式会社 (幕別町内郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務の確保を図ること (2) 郵便の非常取扱いに関すること (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと
株エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社帯広支店	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
KDDI株式会社北海道支社	(1) 災害時における救援物資の供給に関すること (2) 救助に関し、防災ボランティアの行う救助活動の連絡調整を行うこと (3) 災害義援金の受領、配分及び募集を行うこと
日本赤十字社北海道支部幕別町分区	
日本通運(株)帯広支店	
福山通運(株)	
佐川急便(株)北海道支社帯広店	(1) 災害時におけるか貨物自動車(トラック)による救援物資及び災害応急対策資機材の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと
ヤマト運輸(株)北海道支社道東主管支店	(2) 災害時における避難者の輸送の協力に関すること
西濃運輸(株)	

(7) 指定地方公共機関 (基本法第2条第6号の規定に基づき、公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道知事が指定するもの)

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広ガス(株)	(1) ガス供給施設の確保、災害時供給及び規制を行うこと (2) 非常災害時の出火、中毒事故防止及び応急対策を行うこと
(一社) 北海道LPガス協会十勝支部	(1) LPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 (2) 災害時の応急措置及び復旧工事 (3) 被災地へのLPガスの供給及び設備工事 (4) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
(一社)十勝医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに救急医療、助産その他救助の実施に関すること
(一社)十勝歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること
北海道放送(株) 帯広放送局	
札幌テレビ放送(株) 帯広放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。
北海道テレビ放送(株)帯広支社	(2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道文化放送(株)帯広支社	

(一社)十勝地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について 関係機関の支援を行うこと
十勝地区バス協会	
(一社)北海道警備業協会帯広支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること

(8) 公共団体、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事務または業務の大綱
幕別町農業協同組合	(1) 農作物の災害応急対策、指導を行うこと
札内農業協同組合	(2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと
忠類農業協同組合	(3) 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋を行うこと
帯広大正農業協同組合	(4) 農業生産共同施設等の災害予防、応急対策及び復旧対策を行うこと
十勝農業共済組合	(5) 農作物の需給調整を図ること
東部事業所	(6) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと
南部事業所	(7) 家畜の防疫に関すること
幕別町森林組合	(1) 町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと
幕別町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること (2) 被災商工業者の経営指導及び融並びに資斡旋を行うこと
北洋銀行幕別支店、十勝信用組合幕別支店、帯広信用金庫札内支店	(1) 災害時の資金の融資及び斡旋に関するこ
幕別建設業協会	(1) 災害時における災害応急対策、災害復旧につき関係機関の支援を行うこと
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと (2) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと
(株)おびひろ市民ラジオ (FM-WING)	(1) 災害時における町が行う避難指示等の情報提供を迅速かつ正確に非常放送を実施すること
(株)エフエムおびひろ (FM-JAGA)	

2 住民及び事業者の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。住民及び事業者は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

(1) 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るために、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

また、町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

ア 平常時の備え

- (ア) 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (ウ) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- (エ) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (オ) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (カ) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (キ) 町内会や公区における要配慮者への配慮
- (ク) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (ケ) SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

イ 災害時の対策

- (ア) 地域における被災状況の把握
- (イ) 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- (ウ) 初期消火活動等の応急対策
- (エ) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (オ) 防災関係機関の活動への協力
- (カ) 自主防災組織の活動
- (キ) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

(2) 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

ア 平常時の備え

- (ア) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定

- (イ) 防災体制の整備
 - (ウ) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
 - (エ) 予想被害からの復旧計画策定
 - (オ) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
 - (カ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
 - (キ) 取引先とのサプライチェーンの確保
- (ク) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び事業所等の暖房・給湯用燃料の確保
- イ 災害時の対策
 - (ア) 事業所の被災状況の把握
 - (イ) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - (ウ) 施設利用者の避難誘導
 - (エ) 従業員及び施設利用者の救助
 - (オ) 初期消火活動等の応急対策
 - (カ) 事業の継続又は早期再開・復旧
 - (キ) ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- (3) 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進
 - ア 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
 - イ 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
 - ウ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
 - エ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合性が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
 - オ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第5節 幕別町の概要

1 位 置

十勝の中央部よりやや南に位置し、西は十勝の中核都市帯広市に、北及び北東は十勝川を境にして音更町、池田町に、東は豊頃町、南は大樹町と更別村に接し、面積は478平方kmとなっている。

2 地 勢

(1) 幕別地域

幕別町の位置する十勝平野は、石狩平野につぐ北海道第二の平野で、主に丘陵地、台地により形成されている。平野の中央部を北西より南東に十勝川が流れ太平洋に注いでいる。

十勝平野の直接の基盤になっているものは、固結から半固結堆積物で第三系鮮新統に属する池田層である。

丘陵地及び台地は火山性岩石で第四系に属するローム、火山灰、軽石等の累積層である。各河川の流域は礫、砂、粘土などの氾濫原堆積物である。

北を十勝川、西を札内川、中央を猿別川と途別川が流れている。十勝川は大雪山系の十勝岳、札内川は日高山脈の札内岳を源としている。この他にも小河川が各所に走っている。幕別町を含めた十勝の地形は、中央を流れる十勝川に向かって船底型をなして低下している。

(2) 忠類地域

西部は、大樹・更別両町村の大地に向かって階段状に標高を増し丘陵地を形成しているが、一部緩波状地もある。東・南・北部の三方は森林資源の豊富な標高200～300メートルの山々に囲まれている。また、ほぼ中央部から北西から南東に当縁川が貫流し太平洋に注いでいるが、この流域及び西部地区はおおむね平坦で5,000haの農耕地が広がっている。

土質は、一部の若い沖積層を除いてほとんどが表層火山灰性土で、樽前B層火山灰を主体としており、総厚は15～20cmで、下層土は粘土質である。

第6節 幕別町周辺における地震の発生状況

十勝管内に影響を及ぼした主な地震

発生の年月日	震央(地域)名	規模	主 な 被 害
1915.3.16(大正4)	十勝沖	7.0	帯広市南部、芽室村で家屋倒壊。死者2名
1926.9.5(大正15)	十勝沖	6.7	午前0時39分発生。震度4:帯広
1930.12.13(昭和5)	日高支庁中部	6.3	午前8時55分発生。震度5:広尾
1952.3.4(昭和27)	釧路沖	8.2	【1952年十勝沖地震】 午前10時24分発生。太平洋一帯に大被害。大津波。 震度6:幕別、池田、浦幌、豊頃、大津等。(推定値)※ 震度5:帯広、広尾。負傷者287名、死者・行方不明者 33名。家屋全壊815棟、同流失91、半壊1,324。
1968.5.16(昭和43)	三陸沖	7.9	【1968年十勝沖地震】 午前9時48分発生。南西地方に被害、津波。死者2、負 傷者133、住家全壊全焼27、半壊81。震度5:広尾。津 波:十勝港170cm。
1968.5.16(昭和43)	青森県東方沖	7.5	午後7時39分発生。同上余震。震度5:広尾。
1970.1.21(昭和45)	十勝支庁南部	6.7	午前2時33分発生。震度5:帯広、広尾。
1987.1.14(昭和62)	十勝支庁南部	6.6	【日高山脈北部地震】 午後8時3分発生。胆振、十勝、釧路を中心に被害。 負傷者7。震度5:釧路。震度4:帯広、広尾。十勝管内 で建物破損多数。
1993.1.15(平成5)	釧路沖	7.5	【平成5年(1993年)釧路沖地震】 午後8時6分発生。釧路地方に被害。死者2、負傷者 966、住家全壊53、住家半壊254。震度6:釧路、震度5: 帯広、広尾。道路・建築物等の被害多数。
1994.10.4(平成6)	北海道東方沖	8.2	【平成6年(1994年)東方沖地震】 午前10時23分発生。釧路、根室地方に被害。負傷者 436、住家全壊116、住家半壊368。震度5:広尾。道路・ 建築物等の被害多数。
2003.9.26(平成15)	十勝沖	8.0	【平成15年(2003年)十勝沖地震】 午前4時50分発生。太平洋一帯に被害。震度6弱:幕 別、豊頃、釧路等。震度5強:帯広、広尾等。津波:十勝 港250cm。行方不明者2名、負傷者847、住宅全壊 116、住宅半壊368。
2004.11.29(平成16)	釧路沖	7.1	【平成16年(2004年)釧路沖地震】 午前3時22分発生。北海道全域で強い地震。震度5強: 釧路町、弟子屈町、別海町、震度5弱:更別村、釧路 市、震度4:幕別町、帯広市。被害:傷病者51名、住家

地震・津波防災計画編 第1章 総 則

			一部損壊3棟等
2004.12. 6(平成16)	釧路沖	6. 9	【平成16年(2004年)釧路沖地震】 午後11時15分発生。北海道全域で強い地震。震度5強:厚岸町、震度5弱:更別村、震度4:釧路市、幕別町、芽室町、震度3:帶広市。被害:負傷者12名、建物の一部損壊等
2005. 1.18(平成17)	釧路沖	6. 4	【平成17年(2005年)釧路沖地震】 午後11時09分発生。道東の広い範囲で強い地震。震度5強:厚岸町、震度5弱:別海町、震度4:忠類村、震度3:幕別町、帶広市。被害:負傷者1名、校舎等の一部破損3校、教育施設一部破損、建物の一部損壊等
2008. 9.11(平成20)	十勝沖	7. 1	【平成20年(2008年)十勝沖地震】 午前09時21分発生。北海道・東北で強い地震。震度5弱:新冠町・新ひだか町・浦幌町・大樹町、震度4:音更町、帶広市、震度3:幕別町。
2011. 3.11(平成23)	三陸沖	9. 0	【平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震】 午前14時46分発生。東北地方を中心に激しい地震と大津波、日本全国で有感。最大震度7:宮城県栗原市、震度6強:宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村、震度5弱:福島市、水戸市等、震度4:函館市、千歳市、岩見沢市、帶広市、釧路市、震度3:幕別町。 死者、行方不明者の計20,000名以上、負傷者6,000名以上、住宅全壊120,000棟以上、津波は9.3m 北海道から四国の太平洋沿岸に津波被害
2012. 8.25(平成24)	十勝地方南部	5. 9	【平成24年(2012年)十勝地方南部地震】 午後11時16分発生。北海道から東北にかけて強い地震。震度5弱:浦河町、様似町、幕別町、浦幌町、更別村、大樹町、広尾町、震度4:函館市、千歳市、帶広市、清水町、芽室町、池田町、豊頃町、本別町、中札内村他
2013. 2. 2(平成25)	十勝地方中部	7. 1	【平成25年(2013年)十勝地方中部地震】 午後11時17分発生。北海道から東北にかけて強い地震。震度5強:浦幌町、釧路市、根室市、震度5弱:幕別町、帶広市、音更町、清水町、池田町、豊頃町、本別町、新得町、大樹町、釧路町、厚岸町他、震度4:士幌町、芽室町、上士幌町、鹿追町、足寄町、中札内村、更別村、広尾町、千歳市、函館市、三笠市、長沼町他 被害:軽傷者5名
2018. 9. 6(平成30)	胆振地方中東部	6. 7	【平成30年(2018年)北海道胆振東部地震】 午前03時07分発生。北海道から東北にかけて強い地震。厚真町鹿沼で最大震度7を観測した他、十勝管内では、幕別町、帶広市、音更町、芽室町、清水町、新得町、鹿追町で震度4を観測した。北海道全域で地震後から停電が発生（幕別町内で最大42時間）

※ 表中に記載している最大震度は、気象庁の観測値を採用しているが、北海道が現地調査、聞き取り調査などを行った結果を参考に、「1952年十勝沖地震」においては、最大震度を6として推定した。

第7節 幕別町における地震の想定

1 地震想定の基本的な考え方

北海道東部の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近や、アムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道での想定地震は表1-7-1及び図1となり、そのうち幕別町に被害を及ぼすと考えられる地震は、次のとおりである。

(1) 海溝型地震

ア 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がだされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM（マグニチュード：以下同様）8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

(ア) 三陸沖北部(T1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9（1968年十勝沖地震）、1994年M7.6（三陸はるか沖地震）の地震が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

(イ) 十勝沖(T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年内の地震発生確率は10%とされている。

(ウ) 根室沖(T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年6月13日根室半島沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「平成15年（2003年）十勝沖地震」では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年内の地震発生確率は80%程度とされている。

(エ) 色丹島沖(T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年内の地震発生確率は60%程度とされている。

(オ) 拝捉島沖(T5)

拜捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

イ 500年間隔地震(T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

ウ プレート内のやや深い地震(P1～P3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M.8.2の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、

(ア) 釧路沖(P1)

(イ) 厚岸直下(P2)

(ウ) 日高中部(P3)

を想定する。

(2) 内陸型地震

ア 活断層帯(N1～N11)

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、9の活断層帯であるが、幕別町に影響があると想定されるのは次のとおりである。

(ア) 十勝平野断層帯(N7)

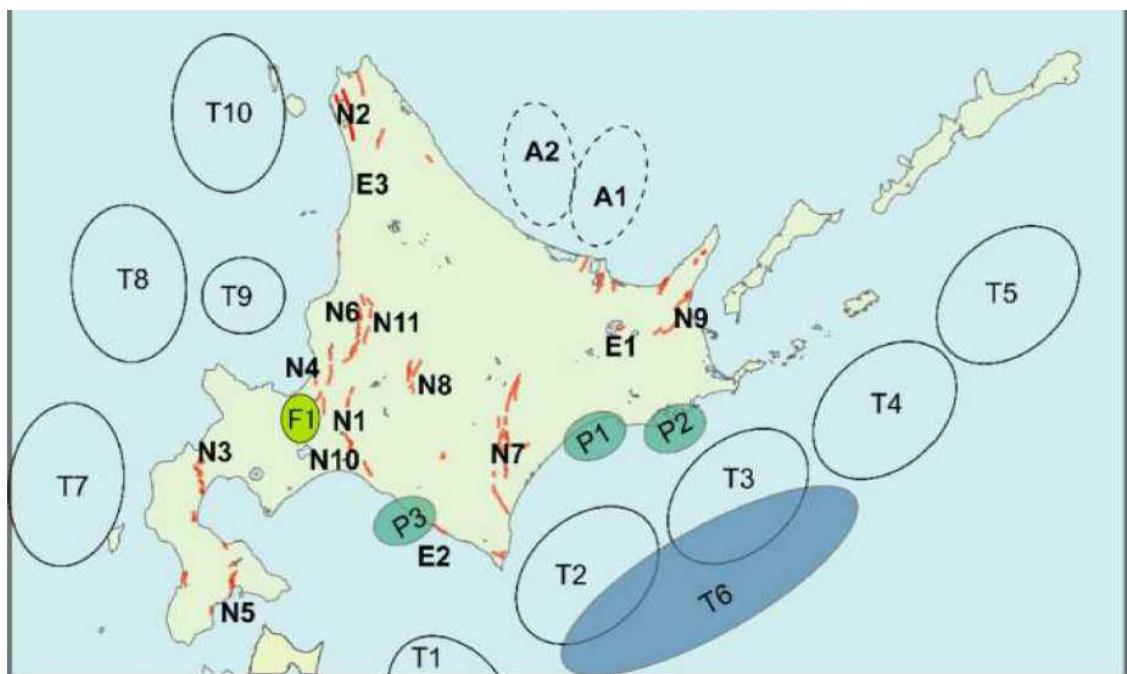
十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帶広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

表1-7-1 道が想定する道内の想定地震

地 震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さkm	
海溝型地震						
(千島海溝/日本海溝)						
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	---
(日本海東縁部)						
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8	---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8	---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5	---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	---
(プレート内)						
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5	---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2	---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2	---
内陸型地震						
(活断層帶)						
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
N7	十勝平野	地震本部		既知		
	主部				8.0	88
	光地園				7.2	28
N8	富良野	地震本部		既知		
	西部				7.2	28
	東部				7.2	28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
(伏在断層)						
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	---
(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5	---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1	---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5	---
(オホーツク海)						
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8	60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9	70

* 断層モデルを公表している機関、地震本部:地震調査研究推進本部、中防:中央防災会議。

図1-7-1 想定される地震位置



(3) その他

上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、表1-7-2のとおり。

表1-7-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

【活断層】

主要断層帶名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帶	7.0～7.5程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年～17000年	14000年前以後
黒松内低地断層帶	7.3程度以上		3～9%以下	7～20%以下	3600年～5000年程度以上	約5900年前～4900年前
石狩低地東縁断層帶（主部）	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%～0.003%	1000年～2000年程度	1739年～1885年
同（南部）	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年～15000年程度	約11000年前～2200年前
増毛山地東縁断層帶・沼田一砂川付近の断層帶（増毛山地東縁断層帶）	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以上	不明
同（沼田一砂川付近の断層帶）	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帶（西部）	7.2程度	ほぼ0～0.03%	ほぼ0～0.06%	ほぼ0～0.1%	4000年程度	2世紀～1739年
同（東部）	7.2程度	ほぼ0～0.01%	ほぼ0～0.02%	ほぼ0～0.05%	9000年～22000年程度	約4300年前～2400年前
十勝平野断層帶（主部）	8.0程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000年～22000年程度	不明
同（光地園断層）	7.2程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000年～21000年程度	約21000年前以後に2回
標津断層帶	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帶	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年～8000年	約5100年前以後

(注) 算定基準日：令和6年（2024年）1月1日現在

【海溝型地震】

領域又は地震名		地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生時期
			10年以内	30年以内	50年以内		
千島海溝沿い	超巨大地震 (17世紀型)	8.8程度以上	2~10%	7~40%	10~60%	約340~380年	17世紀
	十勝沖	8.0~8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前
	根室沖	7.8~8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	50.5年前
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7~8.5前後	20%程度	60%程度	80%程度	35.5年	—
	ひとまわり 小さいプレート間地震	7.0~7.5程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5年	—
	色丹島沖・択捉島沖	7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度以上	13.7年	—
	十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震 (津波地震等)	Mt8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—
	沈み込んだプレート内のやや浅い地震	8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9年	—
	沈み込んだプレート内のやや深い地震	7.8程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—
日本海溝沿い	海溝軸の外側で発生する地震	8.2前後	—.	—.	—.	—.	—.
	超巨大地震(東北地方太平洋沖型)	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550~600年程度	12.8年前
	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.02%~5%	10%~30%	70%~80%	97.0年	55.6年前
日本海東縁部	宮城県沖	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年	—
	北海道北西沖の地震	7.8程度	0.002%~0.04%	0.006%~0.1%	0.01%~0.2%	3900年程度	約2100年前
	北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400~3900年程度	83.4年前
	北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500~1400年程度	30.5年前
	青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500~1400年程度	40.6年前

(注) 算定基準日: 令和6年(2024年) 1月1日現在

2 幕別町における想定地震津波

(1) 基本的な考え方

北海道は、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

また、流氷接岸時期に津波が発生した場合、沿岸に流氷とともに津波が押し寄せることがあり、1952年（昭和27年）3月に発生した十勝沖地震では、浜中村霧多布地区（当時）において、流氷とともに押し寄せた津波により家屋が破壊されるなど、甚大な被害が発生した。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいく。

(2) 北海道太平洋沿岸の地震

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

なお、沿岸最大水位・最大遡上高及び予測される津波到達時間については、表1-7-3のとおりであり、令和4年7月及び12月に日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定を公表し、令和5年2月に道が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震減災計画を策定した。

表1-7-3 沿岸最大水位・最大遡上高及び予測される津波到達時間

十勝総合振興局内

代表地点周辺における沿岸最大水位・最大遡上高および予測される津波到達時間

市町村名	地名	影響開始時間 (分) ±20cm	第1波到達時間 (分)	沿岸最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	最大遡上高(m)		
						10	20	30
浦幌町	厚内	8	29	25.3	37.0			
	昆布刈石	7	30	27.0	32.3			
	浦幌十勝川河口	7	30	22.7	37.9			
豊頃町	十勝川河口	8	30	19.0	22.4			
	大津漁港	7	31	21.6	38.0			
	長筋湖	8	31	23.2	37.9			
	湧洞沼	7	31	25.3	35.8			
大樹町	生花苗沼	8	31	19.1	31.1			
	当縁川河口	7	31	19.5	28.3			
	大樹漁港	7	35	20.0	21.8			
	歴舟川河口	7	35	18.3	24.2			
広尾町	紋別川河口	7	35	18.1	23.1			
	豊似川河口	7	33	24.0	26.5			
	野塚川河口	8	30	21.8	28.4			
	十勝港	10	36	29.4	35.5			
	広尾川河口	7	31	26.5	36.9			
	音調津	8	30	21.1	27.7			

太平洋沿岸に係る津波浸水予測図作成業務報告書(平成24年6月)より抜粋

3 幕別町における被害想定

(1) 基本的な考え方

幕別町の被害想定は、現段階では明確になっていないことから北海道の地震想定結果を基に震度のみ想定するものとする。

(2) 幕別町における地震震度の想定

平成30年2月に北海道が公表した「全道の地震被害想定調査結果」より、次のとおり想定する。

ア 海溝型地震

北海道の想定では、十勝沖地震においてM8.2、最大震度6強を想定しているが、500年間隔地震については、断層モデルを設定するデータが十分ではないことから被害想定の対象外とされているため、結果が出ていない。しかし、平成24年津波浸水予測では連動マグニチュードがM9.1となっていることから東日本大震災と同規模と想定し、最大震度7と想定する。

イ 内陸型地震

北海道の想定では、十勝平野断層帯主部の地震においてM7.4、最大震度7を想定しているため、この想定に準じ最大震度7を想定する。

表1-7-4 地震動による幕別町の被害想定

北海道「全道の地震被害想定調査結果（平成30年2月公表）」より

幕別町の地震被害想定結果		4. 十勝平野断層帯主部（モデル45_2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夜間)	
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.8	6.8	6.8	
(2) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A（箇所）	14箇所	14箇所	14箇所	
	崩壊危険度B（箇所）	2箇所	2箇所	2箇所	
	崩壊危険度C（箇所）	0箇所	0箇所	0箇所	
(3) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	648棟	251棟	648棟
		揺れによる半壊棟数	1,296棟	670棟	1,296棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	5棟	5棟	5棟
		液状化による半壊棟数	8棟	8棟	8棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟	1棟	1棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	3棟	3棟	3棟
	計	全壊棟数	654棟	257棟	654棟
		半壊棟数	1,307棟	682棟	1,307棟
(4) 火災被害	全出火件数	3件	1件未満	26件	
	炎上出火件数	1件	1件未満	13件	
	焼失棟数	1棟	1棟未満	47棟	
(5) 人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	16人	2人	10人
		揺れによる重傷者数	27人	8人	20人
		揺れによる軽傷者数	318人	84人	223人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	2人	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	3人
	計	死者数	16人	2人	12人

地震・津波防災計画編 第1章 総 則

		重傷者数	28人	8人	21人	
		軽傷者数	320人	84人	227人	
避難者数		避難所生活者数	5,562人	4,661人	5,615人	
		避難所外避難者数	2,995人	2,510人	3,024人	
		避難者数計	8,558人	7,171人	8,639人	
(6) ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1,089箇所	1,089箇所	1,089箇所	
		断水世帯数(直後)	10,548世帯	10,548世帯	10,548世帯	
		※断水人口 (直後)	26,599人	26,599人	26,599人	
		断水世帯数(1日後)	8,958世帯	8,958世帯	8,958世帯	
		※断水人口 (1日後)	22,589人	22,589人	22,589人	
		断水世帯数(2日後)	8,902世帯	8,902世帯	8,902世帯	
		※断水人口 (2日後)	22,449人	22,449人	22,449人	
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—	
	下水道の被害	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
		被害延長(km)	9.1km	9.1km	9.1km	
		機能支障世帯数	603世帯	603世帯	603世帯	
		※機能支障人口	1,521人	1,521人	1,521人	
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—	
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(7) 交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	13箇所	13箇所	13箇所	
	その他の道路の被害	被害箇所数	138箇所	138箇所	138箇所	
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	
		通行支障箇所数	7箇所	7箇所	7箇所	
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	
		通行支障箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある						
※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない						

注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法（過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による）により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

※1 断層モデルは長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。

※2 端数処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。

第2章 災害予防計画

第1節 住民の心得

平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自ら守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認すること。
- イ がけ崩れ、津波に注意すること。
- ウ 建物の補強、家具の固定をすること。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
- オ 飲料水や消火器の用意をすること。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保すること。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加すること。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合うこと。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行うこと。

(2) 地震発生時の心得

- ア まず自ら身の安全を守ること。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保すること。
- ウ すばやく火の始末をすること。
- エ 火が出たらまず消火すること。
- オ 慌てて戸外に飛び出さず出口を確保すること。
- カ 狹い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らないこと。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意すること。

- ク 避難は徒歩で、持ち物は最小限にすること。
- ケ みんなが協力しあって、応急救護を行うこと。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされないこと。
- サ 秩序を守り、衛生に注意すること。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- ク 危険物車両等の運行は自粛すること。

3 駅やショッピングセンター等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- オ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地では、道路の破壊、障害物の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

6 津波に対する心得

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な高い場所に避難すること。
- (2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとること。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 地震を感じなくとも、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手すること。
- (10) 津波注意報でも、直ちに海岸から離れ、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報が解除されるまでは、海岸や河川に近づかないこと。

第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園及び河川など骨格的な都市基盤施設の整備、土地区画整理事業及び民間宅地開発等による面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町及び防災関係機関及び施設管理者は、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。
- (3) 町は、防災拠点施設、備蓄倉庫、避難路、耐震性貯水槽、防災行政無線等について、特に緊急の防災関連施設として整備充実に努めるものとする。

2 建築物等の安全強化

- (1) 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (2) 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (3) 町は、不特定多数の人々が利用する建築物、公共的建築物、避難所等に利用される施設等について耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (4) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など総合的な地震安全対策を推進する。

3 主要交通等の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

町は、主要道路となる緊急輸送道路に接続する未整備の避難路について、緊急車両が通行可能で、住民が安全かつ確実に避難できる避難路として整備充実に努めるものとする。

4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライ

ン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン施設等の代替施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

また、生命維持の源である水の確保を確実にするため、町内4か所の指定避難所に耐震性貯水槽の早期整備に努める。

- (2) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを推進する。

6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策

町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災の原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等の備え

地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行う。また、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンドや公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

10 津波に強いまちづくり

- (1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒步による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 町は、地域防災計画とその他計画が相互に有機的な連携が図られるように、計画作成にあたっては、防災関係者からの意見を取り入れるなど、津波防災に配慮したまちづくりに努めるものとする。
- (3) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (4) 町は、津波浸水想定区域となる忠類晩成地区に迅速かつ確実な伝達をするため、サイレン機能を有した防災行政無線の屋外子局設備の整備確保に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、またはその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

- (1) 町及び防災関係機関は、各職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等についての講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 町及び防災関係機関は、一般住民に対して、次により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震・津波に対する心得
- (イ) 地震・津波に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) ビル街、ショッピングセンター、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用

- (ウ) 広報紙、広報車両の利用
 - (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - (オ) パンフレットの配布
 - (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (3) 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人家級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

1 訓練実施機関

災害予防責任者は、自主的に訓練計画を作成し、共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に關係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 町及び防災関係機関が行う訓練

町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 指揮統制訓練
- (4) 火災防御訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏洩事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備・交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練等

3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

4 民間団体との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象区域内の住民を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

5 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練にシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図ることとする。

第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、地震災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

- (1) 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。
- (2) 町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。
- (3) 本町の備蓄品目及び数量は、被害想定に基づき災害発生から国、北海道等の救援活動が本格化するまでのおおむね3日間において、必要な品目及び数量を基本目標とする。
- (4) 食料や救援物資等は、町民に対する提供を迅速に行う意味から、物資の分散備蓄を進める。
- (5) 町民の食生活や生活ニーズの多様化に対応するため非常用食料や生活物資等の品目の充実に努める。
- (6) 要配慮者に考慮した備蓄品目の選定及び充実を図る。
- (7) 防災週間や防災関連行事等を通じ、町民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。
合わせて、感染症対策としてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- (8) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (9) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。

2 防災資機材の整備

道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

3 備蓄倉庫等の整備

食料や毛布等の災害救援物資は、被災者への提供を迅速かつ円滑に進めるため、町内3か所の防災備蓄倉庫及び庁舎・支所内の備蓄庫に分散備蓄している。また、生命維持の源である水の確保を確実にするため、町内4か所の指定避難所に耐震性貯水槽を設置している。

- (1) 町は、被災者及び避難者のための食料、飲料水及び毛布等を備蓄する倉庫や、災害発生時に避難所で必要となる防災資機材の保管庫の整備に努める。
備蓄庫は、交通利便性が高く食品を安全に保管できる備蓄拠点として、庁舎や支所に整備を進めるほか、学校等の主要な指定避難所においても、既存の施設及び敷地を積極的に活用するほか、必要な箇所については、新たに備蓄庫を整備し分散備蓄に努める。
- (2) 防災資機材庫についても備蓄庫と同様に、庁舎、支所及び主要な指定避難所に資機材の保管場所の整備に努める。

- (3) 水防倉庫については、水防団の活動拠点となる消防署または車両センター等に設置するよう整備に努めるものとする。
- (4) 備蓄倉庫については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

第6節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、道、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、地震・津波災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、地震・津波による大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれの防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援(受援)体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。
- (4) あらかじめ、道や他の市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 道及び町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 道及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 道及び町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 道及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活

動の環境整備に努めるものとする。

- (5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震・津波等による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況または応急救護など速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災などの緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するための計画は、本計画に定める。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、次のとおりである。

- (1) 災害現場における応急手当と患者の一般搬出に関すること
- (2) 避難所内での手伝い、被災者の世話に関すること
- (3) 義援金品の募集及び整理に関すること
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送に関すること
- (5) 災害時の公共施設等の保全に関すること
- (6) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること
- (7) その他、救助活動に必要な事項で本部長が協力を求めた事項

4 組織の規模

自主防災組織を編成する規模は、地域住民が災害時の応急活動または避難行動などを行う場合に相互連携・協力を円滑に行えるよう、町内会単位が適当である。

また、住民の日常生活のつながり、平常時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考えし、それぞれ町が指定した避難所の町内会相互の連携を図るため、避難所地域ごとに「地域防災連絡協議会」を設置する。

5 組織構成

自主防災組織の活動を効果的に行うために、既存の町内会を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にする。

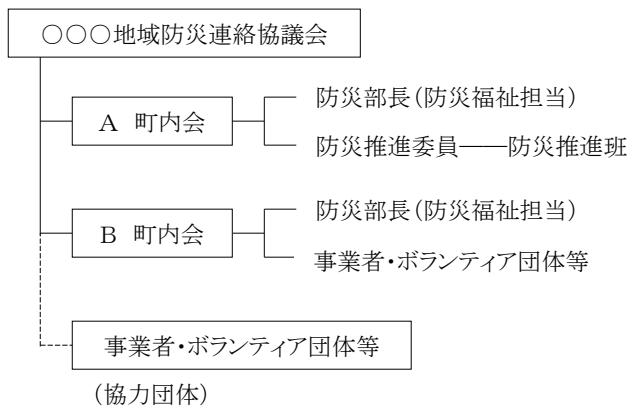
このため、基本的な組織構成として、次のような構成が必要と考えられる。

なお、組織の構成は、民生（児童）委員の協力等を得て、より機動的な組織づくりを推進する。

(1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

(2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

(例)



① 地域防災連絡協議会

- ・地域内の町内会長等で構成し、防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。

② 防災部長 (防災福祉担当)

- ・町内会の防災組織の責任者
- ・町または本部との連絡調整のための総括者

③ 防災推進班

- ・災害時の町内会等における住民（特に独居老人、障害者）の安全、被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報にあたる。
- ・日常活動として町内会等住民の防災意識の普及、指導を行う。

④ 事業者・ボランティア団体等

- ・町内会内又は複数の町内会に所在する場合も含め、町内会の地域防災に協力する団体等

6 組織の活動

(1) 地区防災計画

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、町の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れるものとする。

災害対策基本法第42条の2第1項に基づき、自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、地区居住者等から、防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定める提案(以下「計画提案」という。)が行われた時は、防災会議は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知するものとする。

(2) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするために、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(オ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速

やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(3) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようとする。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようとする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようとする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市町村等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(4) 避難行動要支援者の援護活動

独居老人、身体障害者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる。

地震・津波防災計画編 第2章 災害予防計画

このため、町内会の避難行動要支援者の保護、安全確認は、民生（児童）委員との連携による町内会または自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する高齢者等避難が発令された場合は、地域住民が一体となって避難にあたる。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配などの応急対応

ウ 避難誘導援護

第8節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

なお、町が当該計画を作成するにあたっては、関係機関や地域住民等との綿密な連携が必要不可欠であることから、町防災会議のほか、十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会を利用するなど、その推進を図るものとする。

1 避難誘導体制の構築

- (1) 町は、地震・津波等による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 道及び町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (7) 道及び町は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (8) 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- (9) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- (10) 道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

2 指定緊急避難場所の確保等

(1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所（広域避難場所を含む。）として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、「洪水」「崖崩れ、土石流及び地滑り（以下「土砂災害」という。）」「地震、津波」「大規模な火事」の災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。【収容面積：1.0m²/人】

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

資料編の次の資料を参照のこと

「資料 5-1 指定緊急避難場所」

3 指定避難所の確保等

(1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所（1次避難所、2次避難所、集合避難所及び福祉避難所。以下「避難場所等」という。）として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

(2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

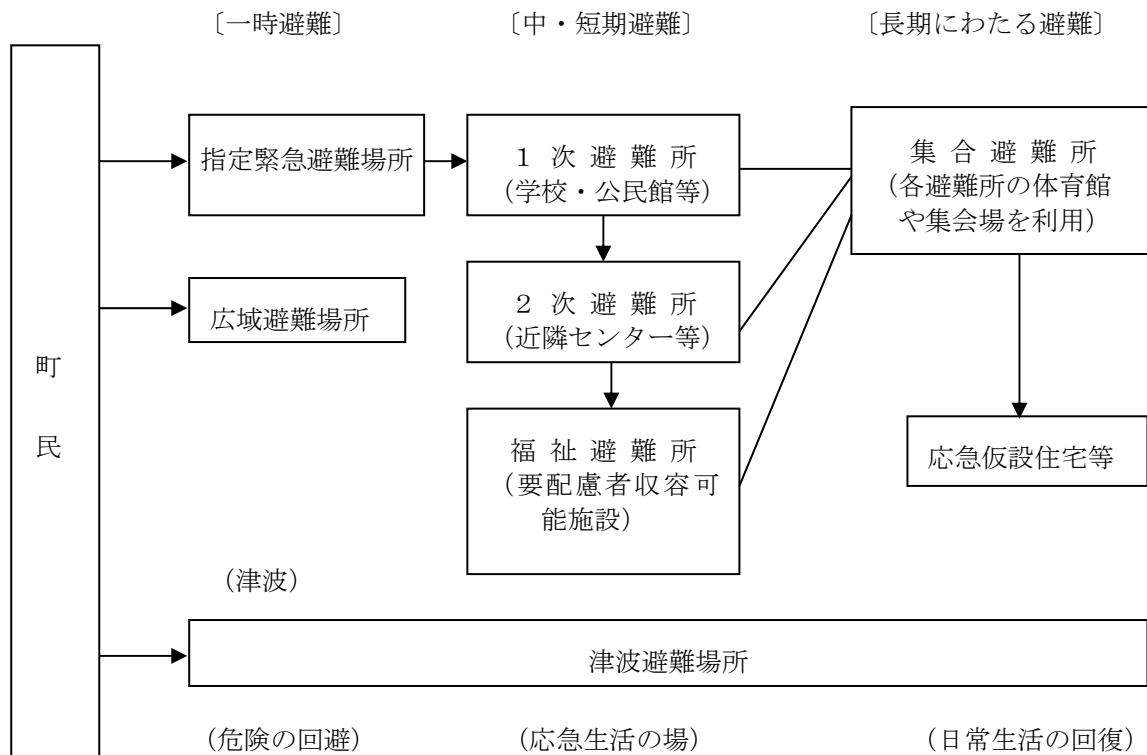
ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

- ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、指定福祉避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般的の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (8) 町は、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (9) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (10) 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。
- ア 1次避難所 原則として耐震性の高い構造の公共構造物（学校、公民館等）を選定し、確保する。また、洪水時の避難所と、地震災害等で使用する避難所と別に選定し、確保する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」）による。【収容面積：2.0m²/人】

- イ 2次避難所 1次避難所が被災を受け、避難所として機能しない場合、または1次避難所の収容能力を超える場合に、2次施設を選定し、確保する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」）による。【収容面積：2.0m²/人】
- ウ 集合避難所 長期にわたる避難の場合、避難所を数箇所に集約し、施設の体育館や集会場等を選定し、確保する。【収容面積：3.0m²/人】
- エ 福祉避難所 要配慮者への保健福祉サービスの提供ができるよう避難場所を選定し、確保する。福祉避難所の選定にあたっては、多目的トイレの設置や、バリアフリー化されている収容施設を選定する。（「資料編 資料5-3 福祉避難所（要配慮者収容可能施設）」）による。【収容面積：3.0m²/人】
- オ 広域一時滞在避難所 大規模災害の場合、他の市町村からの被災者を受入れができる施設を選定する。（「資料編 資料5-4 広域一時滞在避難所」）による。
【収容面積：3.0m²/人】

<避難所体系>



4 避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

町は、住民、特に避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

また、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

町は、道の津波避難計画策定指針を参考に津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差違や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

（ア）給水、給食措置

（イ）毛布、寝具等の支給

（ウ）衣料、日用必需品の支給

（エ）冷暖房及び発電機用燃料の確保

（オ）負傷者に対する応急救護

(カ) 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

(ア) 住民の避難状況の把握

(イ) 避難中の秩序保持

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知

(イ) 登録制メール（防災情報メール）、LINE、SNSによる周知

(ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

(エ) 住民組織（町内会等）を通じた広報（電話、FAX、メールにより町内会長へ連絡）

(オ) 避難誘導者による現地広報

(カ) テレビ、ラジオによる広報（町の協定及び道の協定の報道機関（※1）に放送要請）

(キ) インターネットを利用した広報

(ク) コンビニエンスストアを利用した広報

(ケ) 要配慮者に配慮した情報伝達は、「本章 第9節 要配慮者対策計画」に定める

※1 ・道の放送機関との協定

① 日本放送協会北海道管内担当札幌放送局

② 北海道放送株式会社

③ 札幌テレビ放送株式会社

④ 北海道テレビ放送株式会社

⑤ 北海道文化放送株式会社

⑥ 株式会社テレビ北海道

⑦ 株式会社エフエム北海道

⑧ 株式会社エフエム・ノースウェーブ

⑨ 株式会社S-TVラジオ

・町の放送機関との協定

① 株式会社おひひろ市民ラジオ（FM-WING）

② 株式会社エフエムおひひろ（FM-JAGA）

(4) 避難所運営

避難所運営において、町は、マニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に補完することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理者

(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。

ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ 避難の経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および町は、相互に連携し、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第9節 要配慮者対策計画

地震・津波災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られるところから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 要配慮者への対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 要配慮者の把握と支援

町内会及び自主防災組織等の防災関係機関並びに福祉関係者等の協力により、地域全体の要配慮者の把握に努め、これらを支援する情報伝達、救助等の体制づくりを目指すものとする。

(2) 防災機器等の整備

地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。また、要配慮者の対応能力に考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

また、防災情報を迅速にかつ正確に伝達するため希望する世帯に防災行政無線戸別受信機を無償貸与する。

(3) 避難体制の確立

要配慮者に対する避難体制及び誘導等の支援については、「本章 第6節 避難体制整備計画」及び「第5章 第5節 避難対策計画」に基づき、支援するものとする。

また、町は、避難所の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、避難施設の段差の解消、スロープや多目的トイレの設置など利便性の向上及び避難施設の安全性を配慮した整備を推進するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努める。

(4) 防災教育・訓練の充実等

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- (イ) 災害時に近隣の協力が得られるよう、日頃から呼びかけに努める。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加するよう呼びかける。

イ 地域住民に対する指導・啓発

- (ア) 各地区の自主防災組織等は、地区内の要配慮者への支援体制を平素から整備する。
- (イ) 災害時には、要配慮者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域で実施する防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(5) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

2 避難行動要支援者への対応

要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、円滑、迅速な避難のために、特に支援が必要な者を避難行動要支援者として把握に努め、基本法第49条の10 第1項（平成26年4月1日施行）及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しながら、自主防災組織や民生委員・児童委員を始めとする関係者と連携して、地域住民等の幅広い協力を得た避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等の環境整備に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、要介護者状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- (ア) 介護保険の要支援1・2及び要介護1から5の者
- (イ) 身体障がい者手帳1級又は2級保持者。ただし、聴覚又は平衡機能障がい者及び視覚障がい者は3級まで対象とする。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳保持者
- (エ) 療育手帳保持者
- (オ) その他、災害時において配慮を必要と認められる者（難病患者等）

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合
- ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所

- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
(生命を維持するために必要な機器利用の有無等)

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報によるほか、町で把握していない情報については、必要に応じて道やその他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求めるこことする。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

ア 町は、災害の発生に備え、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合、条例の定めにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

イ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 幕別消防署
- (イ) 帯広警察署
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 幕別町社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織又は町内会
- (カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

ア 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について、防災情報システムにより常時適正な管理が行われるよう徹底する。

災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の更新

町は、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿を防災情報システムにより管理する。名簿情報は毎月更新し、最新の状態を維持する。

ウ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有するものとする。

町は、避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する

※防災情報システム…避難行動要支援者の名簿情報を管理するシステム（住基情報、要介護者状態区分、障害者支援区分情報に連動）

(5) 情報漏えい防止の町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
 - イ 自主防災組織又は町内会に提供する場合は、他の区域の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
 - ウ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
 - エ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ厳重なる保管を行うよう指導すること。
 - オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
 - カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
 - キ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。
 - ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修等を実施し、適正な取り扱いの指導、啓発に努めること。
- (6) 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

ア 高齢者等避難等の発令・伝達

町は、自然災害発生時に要配慮者が、円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」や「避難注意情報の周知」を適時適切に行い、高齢者等避難や避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を関係機関及び住民その他必要な団体に伝達する。

また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発表及び伝達にあたっては、以下の配慮を行う。

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

イ 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、LINEなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

【情報伝達の例】

- ・聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信・聴覚障がい者用情報受信装置
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ・その他：メーリングリスト等による送信

ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のインターネットを通じた情報提供

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

したがって、避難行動要支援者には、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

(8) 個別避難計画の作成

ア 町は、庁内の防災・福祉・保健・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制確保に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に関する基礎的な知識や災害時におけるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設は、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

4 病院入院患者等の対策

(1) 関係機関が実施する対策

日本赤十字社北海道支部、(一社) 北海道医師会、(一社) 十勝医師会等は、北海道の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行いうように指導する。

(2) 医療機関が実施する対策

医療機関は、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、作成するものとする。

また、施設、設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等、緊急時の連絡体制や避難指導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機（器）材等の備蓄等、防災体制の強化を図るものとする。

5 土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設対策

(1) 要配慮者関連施設への指導

町は、土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設（社会福祉施設、病院等に該当するものほか、それ以外の類型のものを含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

6 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実

(2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

7 観光客対策

(1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

(2) 観光客への防災情報の提供

町は、避難場所等の標識の適切な配置、コンビニエンスストア、駅、ホテルなど多くの人が集まる場所での情報提供の充実など、地域に不慣れな観光客に対する情報提供体制等の充実を図る。

8 援助活動

要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 町の対策

ア 要配慮者の確認・早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

イ 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(ア) 指定避難所への移動

(イ) 病院への移送

(ウ) 施設等への緊急入所

ウ 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

エ 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

オ 応援依頼

別表 2-9-1 「要配慮者に配慮すべき対策」に基づいて、関係機関等へ応援要請して、連携を図る。

別表2-9-1 要配慮者に配慮すべき対策

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難収容等】		
1 要配慮者の状況把握 ・安否確認・保健福祉サービスの有無	町	全要配慮者
2 災害情報及び避難情報（避難指示等）の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全要配慮者
3 避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両で移送	町、関係機関	全要配慮者
4 指定避難所での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの配置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、車椅子の確保、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備	町、道、関係機関	全要配慮者
5 情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、道、関係機関	高齢者、障がい者、外国人
6 医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ	町、道、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
7 応急仮設住宅等の確保 ・高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	町、道	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
【生活必需品等】		
1 要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品）等の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
【保健衛生、感染症予防等】		
1 心身両面の健康管理 ・メンタルケア・巡回健康相談等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
2 保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
【ライフライン等】		
1 医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・労働力の確保等	町、道、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等

<p>【広域相互応援等】</p> <p>1 応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援内容の選定、収集方法、交代方法等の調整 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">人 員</td><td>医師、看護師、保健師、助産師、介護員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者、外国語通訳等</td></tr> <tr> <td>車 両</td><td>移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車</td></tr> <tr> <td>資機（器）材</td><td>医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・支援物資等の集積方法等の調整 <p>2 受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 	人 員	医師、看護師、保健師、助産師、介護員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者、外国語通訳等	車 両	移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車	資機（器）材	医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等	<p>町、道、関係機関、医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>全要配慮者</p>
人 員	医師、看護師、保健師、助産師、介護員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者、外国語通訳等							
車 両	移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車							
資機（器）材	医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等							

第10節 津波災害予防計画

地震の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町では避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画やハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

1 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、屋内外にいる住民、走行中の車両運転者、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALE R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るとともに、迅速かつ確実な伝達を必要とすることから、サイレン等の多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

(2) 伝達協力体制の確保

町長は、町内会及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(3) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(4) 啓発活動と避難訓練

町は、地域住民等に対し、各種普及啓発活動を通じて津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民等が一体となり要配慮者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(5) 学校等教育関係機関

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

2 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌等を活用して住民に対して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。

- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 地震を感じなくとも、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、直ちに海岸から離れ、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報が解除されるまでは、海岸や河川に近づかない。

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、本計画に定める。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火気の取り扱いについて指導啓発するとともに、火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう啓発に努める。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、町は地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭及び地域の自主防災組織等に対し、予防思想の啓発に努め、消火器及び火災報知器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) ホテル、大型スーパー、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

幕別消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導に努める。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化策

幕別消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災の予防措置

第12節 危険物等災害予防計画

地震における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、本計画に定める。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等における災害の予防を促進するため、町及び幕別消防署は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 幕別町・幕別消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 帯広警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

3 高圧ガス保安対策

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保

安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 幕別町・幕別消防署

事業所及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等取扱事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

(3) 帯広警察署

ア 危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図るものとする。

イ 危険の発生が予想され、または災害の発生等について施設から届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

4 毒物・劇物災害対策

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健福祉事務所（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 幕別町・幕別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 帯広警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

5 放射性物質災害対策

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 幕別町・幕別消防署

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 帯広警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、本計画に定める。

1 木造建築物の防火対策の推進

木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

2 既存建築物の耐震化の促進

現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規で施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

4 窓ガラス等の落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

5 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

6 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 国、道及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第14節 土砂災害の予防計画

本計画は、地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所における土砂災害を防止するため、関係機関と連携して危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

1 土砂災害警戒区域等の周知

町は、防災関係機関等と連携して、土砂災害警戒区域等の実態把握に努め、地域住民に周知する。（「資料編 資料10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所」参照）また、地域住民は土砂災害警戒区域等及び警戒避難に関する知識を深める。

2 土砂災害警戒区域等の警戒体制

町長[担当は、建設対策部土木班とする。]は、地震により土砂災害が予想される場合、地域住民及び関係機関と協力して、危険箇所の監視及び巡回等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

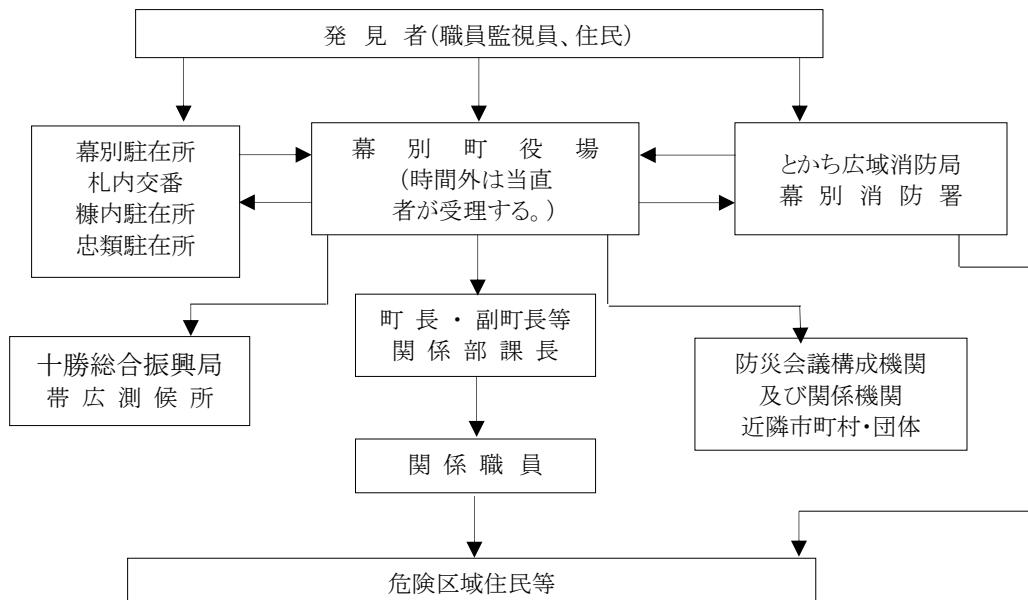
3 気象警報の把握

「第3章 第2節 地震・津波情報伝達計画」の定めによる。

4 土砂災害警戒区域等の情報収集・伝達

(1) 土砂災害情報等の収集

別図2-6-1 土砂災害情報等の収集の流れ

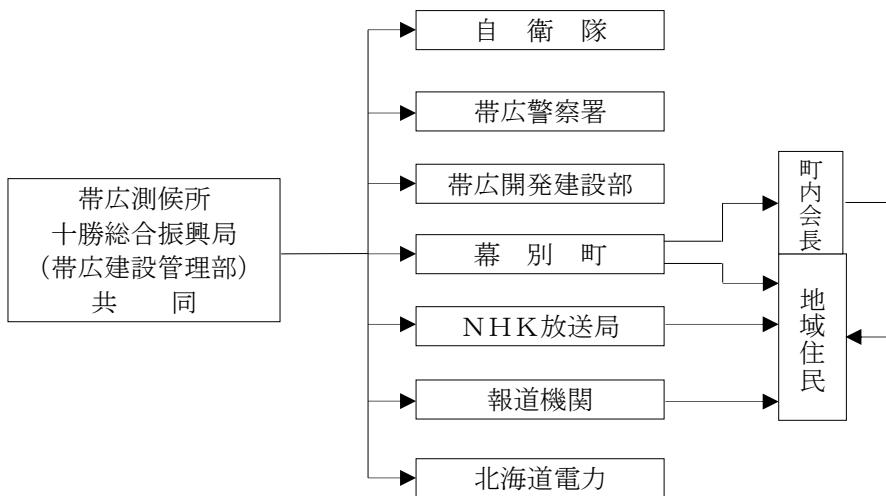


※情報を収集すべき危険箇所

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（「資料編 資料10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所」）

(2) 土砂災害警戒情報等の伝達

別図2-6-2 土砂災害警戒情報伝達の流れ



(3) 避難情報の発令

土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定を受けた土砂災害警戒区域等については、前述に記載するほか、次により警戒体制の強化を図るものとする。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定区域

「資料編 資料10-5」のとおり

(2) 土砂災害警戒区域等における避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準については、「第3章 第5節 避難対策計画」の定めによる。

(3) 要配慮者への支援

土砂災害警戒区域内に避難行動要支援者となる要配慮者利用施設はないが、要配慮者への支援については、「第9節 要配慮者対策計画」の定めによる。

(4) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害の危険が高まった場合の避難指示等の発令対象区域は、「資料5-2 指定避難所」に記載の対象町内会とする。

なお、土砂災害警戒区域等に位置する公共施設は、糠内中学校、農業者トレーニングセンター、旧古舞小学校、まなびや中里、葬斎場が該当する。

(5) 避難所の開設、運営

ア 指定緊急避難場所

土砂災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。（「資料編 資料5-1 指定緊急避難場所」参照）

イ 指定避難所

土砂災害等によって住居を失い、または居住することが不可能と認められる者を一定期間収容する施設として、指定避難所を開設する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」参照）

ウ 土砂災害時の避難所の開設・運営については、「第3章 第5節 避難対策計画」の定めによる。

6 土砂災害防止対策

- (1) 町及び関係機関は、それぞれの所轄の区域の保全及び安全を確保するため、土砂災害警戒区域等に防止柵の設置を行い、また、表示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。
- (2) 町は、土砂災害が予想される区域に対して、危険区域の指定及び土砂災害防止工事が早期に実施されるよう道に要請していく。

7 防災意識の向上

- (1) 土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域、指定避難所、平時からの備え、その他避難情報等の入手方法などを記載したハザードマップを全世帯に配布し、住民の土砂災害に対する知識や認識の向上を図る。
- (2) 土砂災害警戒区域等の前兆現象を早期発見するため、日頃から職員が巡回するとともに、危険箇所の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）や河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、本計画に定める。

1 液状化対策の推進

液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

2 液状化対策の調査・研究

大学や各種研究機関と連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化対策

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策の普及に努める。
- (2) 町及び関係機関は、発生した液状化に対してそれぞれ所管の施設の被害を防止、軽減する構造的対策を講ずる。
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する。

4 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

(政策の体系)

液状化対策についての調査研究

液状化対策の推進建設物などに対する液状化対策

液状化対策に関する知識の普及・啓発

(手法の体系)

液状化発生の防止（地盤改良）

液状化の対策液状化による被害の防止（構造的対応）

代替機能の確保（施設のネットワーク化）

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定避難所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「資料編 資料9－1 北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難情報（避難指示等）の発令ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策等の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、北海道及び町の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

- (ア) 道路管理者は、国道、道道及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- (イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
- (イ) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、

建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所及び避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所及び避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした巡回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした巡回路の整備等を行うよう努めるものとする。

5 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(2) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の観点等に配慮する。

(3) 住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(4) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難になることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のため長期対策を考慮する。

6 スキー客に対する計画

スキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊等により多数のスキー客・関係者の被害が懸念されることから、施設管理者は、施設の避難計画等を定めておくとともに、その計画に基づいた防災訓練等を実施し、スキー場利用客の安全対策を図るものとする。

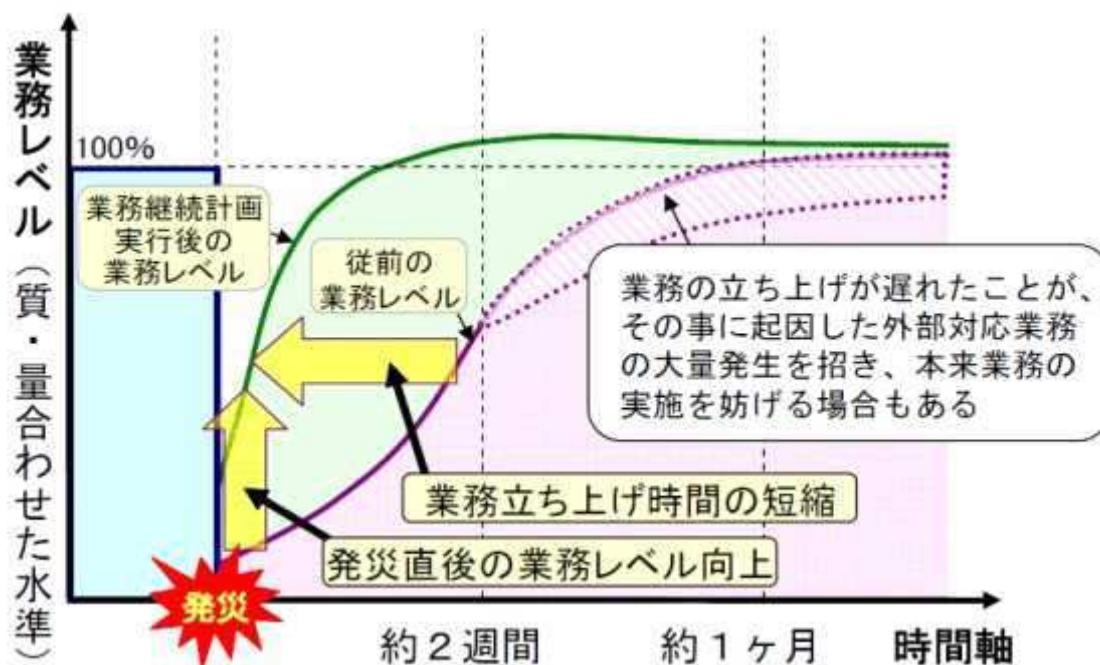
第17節 業務継続計画の策定

町は災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

〈業務継続計画の作成による業務改善のイメージ〉



2 業務継続計画(BCP)の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の

参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(参考) 「資料編18-1 幕別町災害時業務継続計画」

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時、非常に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務(事業)継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

本町において、地震・津波による災害時は、住民の生命・財産を災害から守るため、町及び防災関係機関は状況に応じた有効な対策及び行動を行うとともに、速やかに必要な体制を確立し、災害応急対策の実施に万全を期する。

1 幕別町災害対策本部

幕別町災害対策本部（以下「本部」という。）は基本法及び幕別町災害対策本部条例（昭和38年3月23日条例第3号）に基づいて、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、町防災会議と密接な連絡のもとに設置し、災害予防、応急対策を実施する。

なお、災害対策本部組織図は「図表3-1-1 本部組織図」のとおりとする。

2 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2第8項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 震度5（弱）以上の地震が発生したとき
- (2) 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、または発生する恐れがあるとき
- (3) 大規模な火災、爆発等が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を要するとき
- (4) その他災害が町民生活に重大なる影響を及ぼす災害が発生し、または発生する恐れがあるとき

3 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちに関係者、機関等に周知する。なお、職員及び関係機関の情報伝達の方法については、「本章 第3節 災害情報等の収集、伝達計画」に定める。

- (1) 全職員（庁内放送、電話、庁内LAN、登録制メール（防災情報メール））
- (2) 防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関（有線・無線電話、伝令）
- (3) 一般住民への周知（報道機関の広報協力、広報車、電話、FAX、メール、LINE、防災行政無線、ホームページ）

4 本部設置場所

- (1) 本部は幕別町役場に設置する。

この場合、本部機能として役場（防災環境課）に本部情報連絡室、忠類総合支所（地域振興課）に忠類地域情報連絡室、札内支所（住民課）に札内地域情報連絡室を同時に設置する。（「本設8 本部運営」を参照）

ただし、無線基地局については、「本編 第5章第2節災害通信計画 3専用通信設備 (2) 無線通信施設の利用」の定めによる。

- (2) 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部前に本部標識板を掲示する。

5 現地本部の設置

- (1) 本部長は、早急な諸対策を行うために必要と認めるときは、災害発生地域に現地本部を設置することができる。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれにあてる。
- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な措置を講ずる。

6 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。
 - ア 当町の地域において災害発生の危険が解消したとき
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき
- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、十勝総合振興局、報道機関等に通知する。
- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。
この場合、防災環境課は、業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に全体状況を把握し、また必要な指示を行う。

7 本部の組織及び事務所掌

- (1) 本部に部及び班を置く
- (2) 本部の組織は「図表 3-1-1 本部組織図」のとおりとする。
- (3) 部・班の名称、部長・班長にあてられる職員、担当する部課及びそれぞれの部・班の所掌事務は「別表 3-1-1 本部の業務分担」のとおりとする。
- (4) 各班の編成及び所掌事務は、原則として「図表 3-1-1 本部組織図」、「別表 3-1-1 本部の業務分担」によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行う。
この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに、本部へ報告する。
- (5) 災害状況、または特に必要と認めるときは、本部長は「図表 3-1-1 本部組織図」と異なる編成を各部・班に指示することができる。

8 本部の運営

本部が設置された場合、本部に「本部会議」、「本部情報連絡室」、忠類総合支所に「忠類地域情報連絡室」及び札内支所に「札内地域情報連絡室」を置く。

- (1) 本部会議
 - ア 本部会議は本部長、副部長、対策部長をもって構成する。
 - (ア) 本部長 町長
町長が不在等の場合は、次の順位でその任務にあたる。

a . 副町長

b . 教育長

- (イ) 副本部長 副町長、教育長
- (ウ) 対策部長 部長職にある者
- (エ) 本部情報連絡室員 防災環境課職員及び本部長が指名した職員
- (オ) 忠類地域情報連絡員 地域振興課職員及び本部長が指名した職員
- (カ) 札内地域情報連絡員 住民課職員、住民相談室職員及び本部長が指名した職員

イ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関すること
- (イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること
- (エ) 職員の配備体制の切り替え及び廃止に関すること
- (オ) その他災害対策に関する重要な事項

ウ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
 - (イ) 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
 - (ウ) 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
 - (エ) 各対策部長は、会議の招集を必要と認めるときは副本部長にその旨を申し出る。
- (2) 本部情報連絡室・忠類地域情報連絡室・札内地域情報連絡室

ア 本部情報連絡室、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。

イ 本部情報連絡室は、住民生活部防災環境課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室 長 住民生活部長 (民生対策部長 (衛生業務に限る。))
- (イ) 副室長 防災環境課長 (庶務班長)
- (ウ) 副室長 防災環境課参事 (庶務副班長)
- (エ) 室 員 防災環境課職員 (庶務班員)
- (オ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

ウ 忠類地域情報連絡室は、忠類総合支所地域振興課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室 長 忠類総合支所長 (忠類地域対策部長)

- (イ) 副室長 地域振興課長（庶務班長）
- (ウ) 室員 地域振興課職員（庶務班員）
- (エ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

エ 札内地域情報連絡室は、札内支所住民課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室長 札内支所長（札内地域対策部長）
- (イ) 副室長 住民課長（庶務班長）及び住民相談室参事（庶務副班長）
- (ウ) 室員 住民課職員（庶務班員）
- (エ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

オ 室長は、災害の規模、状況等に応じて、必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室に常駐させ、所属部の災害情報連絡責任者との連絡にあたらせる。

(3) 災害情報連絡責任者

ア 各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という。）を指名し、「様式3-1-1 非常配備編成計画書」により防災環境課、地域振興課及び住民課に報告する。

イ 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

- (ア) 所属部内の職員の動員、配備体制の状況把握
- (イ) 所属部所掌事務に係わる災害、被害状況の調査収集
- (ウ) 応急対策の実施、活動状況の把握
- (エ) 応急災害対策実施に係る災害に関する情報（以下「災害情報等」という。）の取りまとめ
- (オ) 本部情報連絡室と忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整

なお、本部情報連絡室及び忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室との情報伝達は、原則として連絡室常駐係員にそれぞれ部の情報連絡員を通じて行う。また、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室は、地域の情報連絡責任者からの「災害情報等」についてとりまとめ、本部情報連絡室に報告する。

ウ 前項の「災害情報等」の報告は、「本章 第3節 災害情報等の収集、伝達計画」に定める。

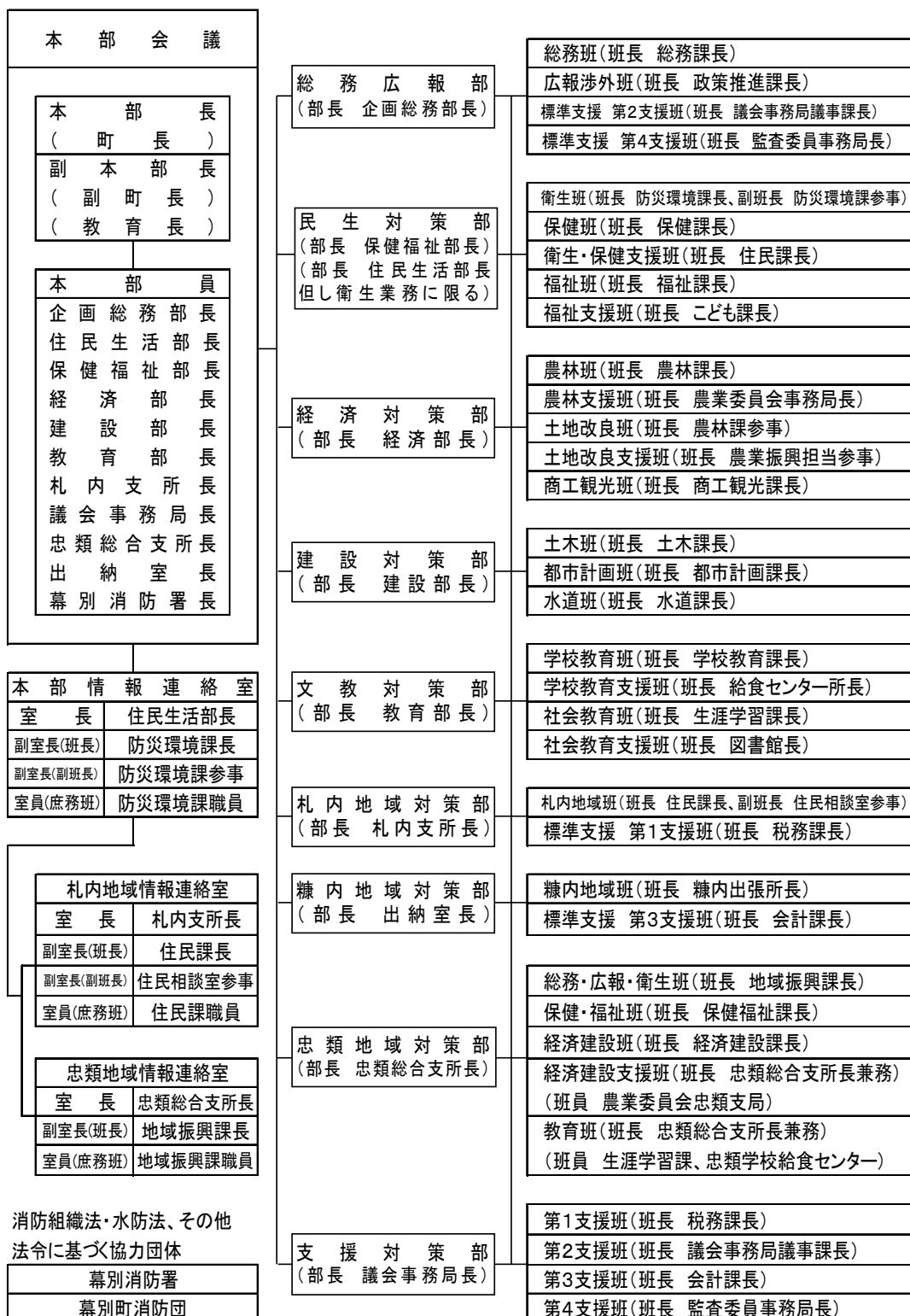
9 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、現地本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地本部担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

10 職員災害非常配備体制

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。
ただし、本部が設置されない場合にあっても、非常配備に関する基準により配備体制をとることができる。
- (2) 非常配備の種別、配備体制、活動内容等の基準は、「別表 3-1-2 幕別町職員災害非常配備体制表」のとおりとし配備の決定は本部長が行う。

図表3-1-1 本部組織図



別表3-1-1 本部の業務分担

※ 避難所担当職員は、避難所の開設指示があった場合、原則として、この所掌事務に優先して対応するものとする。

部名	班 名 (属する課)	所 掌 事 項
本部情報連絡室	庶務班 (防災環境課)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること 2. 本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること 3. 消防機関との連絡調整に関すること 4. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関すること 5. 各地区との情報連絡に関すること 6. 本部会議及び本部情報連絡に関すること 7. 気象警報、雨量、河川水位等の情報収集に関すること 8. 通信連絡機能の確保に関すること 9. 災害状況の取りまとめに関すること 10. 災害日誌及び災害記録に関すること 11. その他特命事項に関すること
忠類地域情報連絡室	庶務班 (地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 忠類地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関すること 2. 消防機関との連絡調整に関すること 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関すること 4. 気象警報、雨量、河川水位等の情報収集に関すること 5. 通信連絡機能の確保に関すること 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関すること 7. 各地区との情報連絡に関すること 8. 災害状況の取りまとめに関すること 9. 災害日誌及び災害記録に関すること 10. その他特命事項に関すること
札内地域情報連絡室	庶務班 (住民課) (住民相談室)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 札内地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関すること 2. 消防機関との連絡調整に関すること 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関すること 4. 気象警報、雨量、河川水位等の情報収集に関すること 5. 通信連絡機能の確保に関すること 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関すること 7. 各地区との情報連絡に関すること 8. 災害状況の取りまとめに関すること 9. 災害日誌及び災害記録に関すること 10. その他特命事項に関すること

総務部	総務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部職員の非常招集に関すること 2. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関すること 3. 自衛隊の派遣要請（撤収含む）及び報告に関すること 4. 国・道に対する要請及び報告に関すること 5. 他町村等の応援要請に関すること 6. 食糧及び生活物資等の災害時必要品の手配及び調達に関すること 7. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること 8. 避難所の開設、管理及び実施に関すること 9. 被災地域住民の避難誘導に関すること 10. 被災地応急物資及び本部職員の輸送に関すること 11. 災害時における電力の確保に関すること 12. 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 13. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関すること 14. 労務供給対策に関すること。 15. 災害応急対策従事者の公務災害補償に関すること 16. 他の部の主管に属さないこと 17. その他特命事項に関すること
	広報渉外班 (政策推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長、副本部長の秘書に関すること 2. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関すること 3. 町内の被害現場の写真撮影に関すること 4. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること 5. 本部が行う発表及び報道機関との連絡調整に関すること 6. 災害に関する相談、苦情等の処理に関すること 7. 自衛隊及び、国、道への支援要請後の受入れに関すること 8. 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること 9. 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 10. 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること（被災者家族の対応含む） 11. 災害復旧と総合計画の調整に関すること 12. 災害対策の予算及び資金に関すること 13. その他特命事項に関すること
民生対策部	衛生班 (防災環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の環境衛生保持に関すること 2. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること 3. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること 4. 防疫業務に関すること 5. その他特命事項に関すること
	保健班 (保健課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の生活に関すること 2. 医療施設の災害対策に関すること 3. 医療施設の被害調査に関すること 4. 医療救護に関すること 5. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関すること 6. 応急救護所の開設及び管理に関すること 7. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること 8. 救急薬品の供給に関すること 9. 死体の収容安置に関すること 10. その他特命事項に関すること

経 済 対 策 部	衛生・保健支援班 (住民課)	1. 被災者の生活支援及び被災地の環境衛生に関すること 2. 衛生班・保健班の支援に関すること 3. その他特命事項に関すること
	福祉班 (福祉課)	1. 要配慮者安否確認及び被害調査に関すること 2. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関すること 4. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関すること 5. 義援金品等の受付、保管及び配分に関すること 6. 災害ボランティアの受け入れに関すること 7. 日本赤十字社救助活動との連絡調整に関すること 8. 被災者に対する各種福祉資金に関すること 9. その他特命事項に関すること
	福祉支援班 (こども課)	1. 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保に関すること 2. 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 福祉班の支援に関すること 4. その他特命事項に関すること
	農林班 (農林課)	1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに応急対策に関すること 2. 被災農林業者に対する援護対策に関すること 3. 被災地の病害虫の防疫に関すること 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 5. 林野の火災予防に関すること 6. 林野火災の被害調査に関すること 7. 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関すること 8. その他特命事項に関すること
	農林支援班 (農業委員会)	1. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関すること 2. 飼料の確保に関すること 3. 農林班の支援に関すること 4. その他特命事項に関すること
	土地改良班 (農林課参事)	1. 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 土地改良施設の災害復旧工事に関すること 3. 幕別ダムに関する状況調査及び関係機関との調整に関すること 4. その他特命事項に関すること
	土地改良支援班 (農業振興担当)	1. 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 土地改良班の支援に関すること 3. その他特命事項に関すること
	商工観光班 (商工観光課)	1. 商工業関係被害の調査に関すること 2. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること 3. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 4. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 5. 観光施設の災害対策、被害調査に関すること 6. 入込客対策に関すること 7. 労務供給対策に関すること 8. その他特命事項に関すること

建設 対 策 部	土木班 (土木課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関すること 2. 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び応急対策に関すること 3. 危険水防区域の警戒巡視に関すること 4. 治水計画の実施についての連絡調整に関すること 5. 土木施設に関する災害復旧工事に関すること 6. 公園、緑地の被害調査及び応急対策に関すること 7. 公園、緑地の災害復旧工事に関すること 8. 障害物の除去に関すること 9. 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関すること 10. 食糧及び応急資機材等の輸送路に関すること 11. 災害交通路線調査及び運行路線の確保に関すること 12. 砂利道等の災害復旧に関すること 13. 応急作業用車両等の確保及び輸送に関すること 14. 災害時の車両の確保及び配車に関すること 15. その他特命事項に関すること
	都市計画班 (都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 2. 応急仮設住宅の建設に関すること 3. 被災住宅の応急措置に関すること 4. 被害家屋等の被害調査に関すること 5. 被害家屋等の応急危険度判定に関すること 6. その他特命事項に関すること
	水道班 (水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 浸水防止対策に関すること 3. 機動給水に関すること 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること 5. 配水調整に関すること 6. 水源及び配水施設の管理に関すること 7. 給水機器の確保及び輸送に関すること 8. 被災上下水道施設の応急修理に関すること 9. 上下水道施設の災害復旧工事に関すること 10. 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること 11. 上下水道施設の災害に伴う相互応援に関すること 12. その他特命事項に関すること
文 教 対 策 部	学校教育班 (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 被災学校教育施設の写真撮影及び収集に関すること 3. 学校教育施設の災害復旧工事に関すること 4. 児童生徒の安全確保及び教護に関すること 5. 学校教育施設の応急利用に関すること 6. 各小・中学校、高校及び幼稚園との連絡調整に関すること 7. 被災学校の医療及び防疫に関すること 8. 教職員の動員に関すること 9. その他特命事項に関すること
	学校教育支援班 (幕別給食センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の学校給食に関すること 2. 学校教育班の支援に関すること 3. その他特命事項に関すること

	社会教育班 (生涯学習課)	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策実施に関すること 2. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関すること 3. 社会教育施設の応急利用に関すること 4. その他特命事項に関すること
	社会教育支援班 (図書館)	1. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関すること 2. 社会教育班の支援に関すること 3. その他特命事項に関すること
支援対策部	第1～4支援班 (税務課) (議会事務局) (会計課) (監査委員事務局)	1. 被災地への災害応急物品等の手配、調達に関すること 2. 被災地への応急物資の輸送支援に関すること 3. 札内地域班、糠内地域班の緊急支援に関すること 4. 3以外の各班への緊急支援に関すること 5. その他特命事項に関すること
	忠類地域対策部 (共通事項)	1. 災害対策本部のうち、忠類地域の応急対策を実施すること 2. 被害情報収集・対策など本部との連携を十分に図ること
忠類地域対策部	総務・広報・衛生班 (地域振興課)	1. 忠類地域対策部職員の非常招集に関すること 2. 忠類地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関すること 3. 災害応急物品等の手配及び調達に関すること 4. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること 5. 避難所の開設、管理及び実施に関すること 6. 被災地域住民の避難誘導に関すること 7. 被災地応急物資及び忠類地域対策部職員の輸送に関すること 8. 災害時における電力の確保に関すること 9. 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 10. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関すること 11. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関すること 12. 被災地の環境衛生保持に関すること 13. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること 14. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること 15. 防疫業務に関すること 16. 商工業関係被害調査に関すること 17. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること 18. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 19. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 20. 観光施設の災害対策、被害調査に関すること 21. 入込客対策に関すること 22. 労務供給対策に関すること 23. その他特命事項に関すること

保健・福祉班 (保健福祉課)	1. 被災者の生活に関すること 2. 医療施設の被害調査に関すること 3. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関すること 4. 応急救護所の開設及び管理に関すること 5. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること 6. 救急薬品の供給に関すること 7. 死体の収容安置に関すること 8. 要配慮者安否確認及び被害調査に関すること 9. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 10. 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関すること 11. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関すること 12. 災害ボランティアの受入れに関すること 13. 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること 14. その他特命事項に関すること
経済建設班 (経済建設課)	1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並び応急対策に関すること 2. 被災農林業者に対する援護対策に関すること 3. 被災地の病害虫の防疫に関すること 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 5. 林野火災の予防および被害調査に関すること 6. 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関すること 7. 土地改良施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること 8. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関すること 9. 道路、河川、公園、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 10. 危険水防区域の警戒巡視に関すること 11. 道路、河川、公園、橋梁、上下水道等の災害復旧工事に関すること 12. 障害物の除去に関すること 13. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 14. 応急仮設住宅の建設に関すること 15. 被災住宅の応急措置に関すること 16. 被害家屋等の被害調査に関すること 17. 被害家屋等の応急危険度判定に関すること 18. 食糧及び応急資機材等の輸送に関すること 19. 被災交通路線調査及び運行路線の確保に関すること 20. 砂利道等の災害復旧に関すること 21. 応急作業用車両等の確保及び応急資材の調達輸送に関すること 22. 災害時の車両の確保及び配車に関すること 23. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 24. 浸水防止対策に関すること 25. 機動給水に関すること 26. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること 27. 配水調整に関すること 28. 水源及び配水施設の管理に関すること 29. 給水機器の確保及び輸送に関すること 30. 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること 31. その他特命事項に関すること

	経済建設支援班 (農業委員会 忠類支局)	1. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関すること 2. 飼料の確保に関すること 3. その他特命事項に関すること
	教 育 班 (生涯学習課)	1. 学校教育施設・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 被災学校教育施設及び社会教育施設の写真撮影及び収集に関すること 3. 学校教育施設及び社会教育施設の災害復旧工事に関すること 4. 児童生徒の安全確保及び救護に関すること 5. 学校教育施設・社会教育施設の応急利用に関すること 6. 各小・中学校との連絡調整に関すること 7. 被災学校の医療及び防疫に関すること 8. 災害時の学校給食に関すること 9. 教職員の動員に関すること 10. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関すること 11. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関すること 12. その他特命事項に関すること
札内地域対策部	札内地域班 (住民課) (住民相談室)	1. 災害対策本部のうち、札内地区の災害情報の収集及び報告を行い、本部との十分な連携を図ること 2. 本部各班関連対策業務の報告に関すること 3. 各班への緊急支援に関すること 4. 札内地域対策部職員の非常招集に関すること 5. 札内地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関すること 6. その他特命事項に関すること
糠内地域対策部	糠内地域班 (糠内出張所)	1. 災害情報の収集及び報告に関すること 2. 本部各班関連対策業務報告に関すること 3. 各班への緊急支援に関すること 4. その他特命事項に関すること

別表3-1-2 幕別町職員非常配備体制表

【地震・津波発生時の非常配備体制】

区分	【第1種非常配備体制】
配備基準	<p>1 被害は軽微と見込まれるが、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき（目安：震度4）</p> <p>2 本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の3による。）</p> <p>3 地震・津波による災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき</p>
活動内容	<p>1 防災環境課長及び地域振興課長は、地震・津波に関する情報の収集を図り、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。</p> <p>2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を防災環境課長及び地域振興課長に報告するものとする。</p> <p>ア 初期災害対策活動にあたる。</p> <p>イ 災害対策に関する協力関係機関及び住民との連絡にあたるとともに、関係施設の被害状況の把握に努める。</p> <p>3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。</p>
区分	【第2種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	<p>1 町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度5弱又は5強）</p> <p>2 太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。</p> <p>3 町内に地震・津波による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。</p>
活動内容	<p>1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。</p> <p>2 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。</p> <p>3 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。</p> <p>ア 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できるよう所要の人員を非常配備させる。</p> <p>イ 発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各体策部長に報告するものとする。</p>
区分	【第3種非常配備体制】災害対策本部設置
配備基準	<p>1 全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度6弱以上）</p> <p>2 町内広域に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。</p>
活動内容	各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注

※ 職員の配置基準は、「別表3-1-3 配置職員の基準」による。

別表3-1-3 配置職員の基準

【地震・津波災害の場合】

部	課	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課	△	◎	◎
	総務課	○	◎	◎
住民生活部	住民課	○	◎	◎
	防災環境課	○・【防災危機管理係】	◎	◎
	税務課	△	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課	○	◎	◎
	こども課	○	○	◎
	保健課	○	◎	◎
経済部	農林課	○	◎	◎
	商工観光課	△	◎	◎
	農業振興担当	△	◎	◎
建設部	土木課	○	◎	◎
	都市計画課	○	◎	◎
	水道課	○	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	○・【住民生活係】	◎	◎
	保健福祉課	○	◎	◎
	経済建設課	○	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	○	◎	◎
出納室	会計課		○	◎
農業委員会	農業委員会	△	◎	◎
	忠類支局	△	◎	◎
議会事務局		△	◎	◎
監査委員事務局			◎	◎
教育委員会	学校教育課	○	◎	◎
	生涯学習課	○	◎	◎
	(忠類)	○	◎	◎
	幕別学校給食センター	△	○	◎
	忠類学校給食センター	△	○	◎
	図書館	△	○	◎

◎：全職員、○：係長以上、△：課長以上、【】：該当する係

※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。

※避難所担当職員は、原則第2種非常配備体制で参集する。

様式 3-1-1 非常配備編成計画書

年度 非常配備編成計画書

(月 日現在)

内 容 配備区分	部 班 (電話連絡先 課 一)						
	部情報連絡責任者					職員総数 名	
	部情報連絡員 職氏名						
課 名	係 名	職氏名	車 種	台 数	応急資機材名	数 量	
第 1 種 非 常 配備体制							
小 計							
第 2 種 非 常 配備体制							
小 計							
第 3 種 非 常 配備体制							
小 計							

第2節 地震・津波情報伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、本計画に定める。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)が発表される。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体へ提供される。

町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線(戸別受信機を含む)等を始めとした効果的かつ確実な情報伝達を活用し、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 津波警報等の種類及び内容

(1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報及び津波警報:該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれがある場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。

※ 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。この特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、「大津波警報」の名称で発表される。したがって、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味になる。

イ 津波注意報:該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。

ウ 津波予報:津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報・注意報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家

(特別警報)	高さが高いところで3mを超える場合	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなどの安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなどの安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに関しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの検地時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した地震を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとの推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関して記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目処に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成。その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の地震などを取りまとめた資料。

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、2の(2)の（発表基準・解説・発表される津波の高さ等）参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的

に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

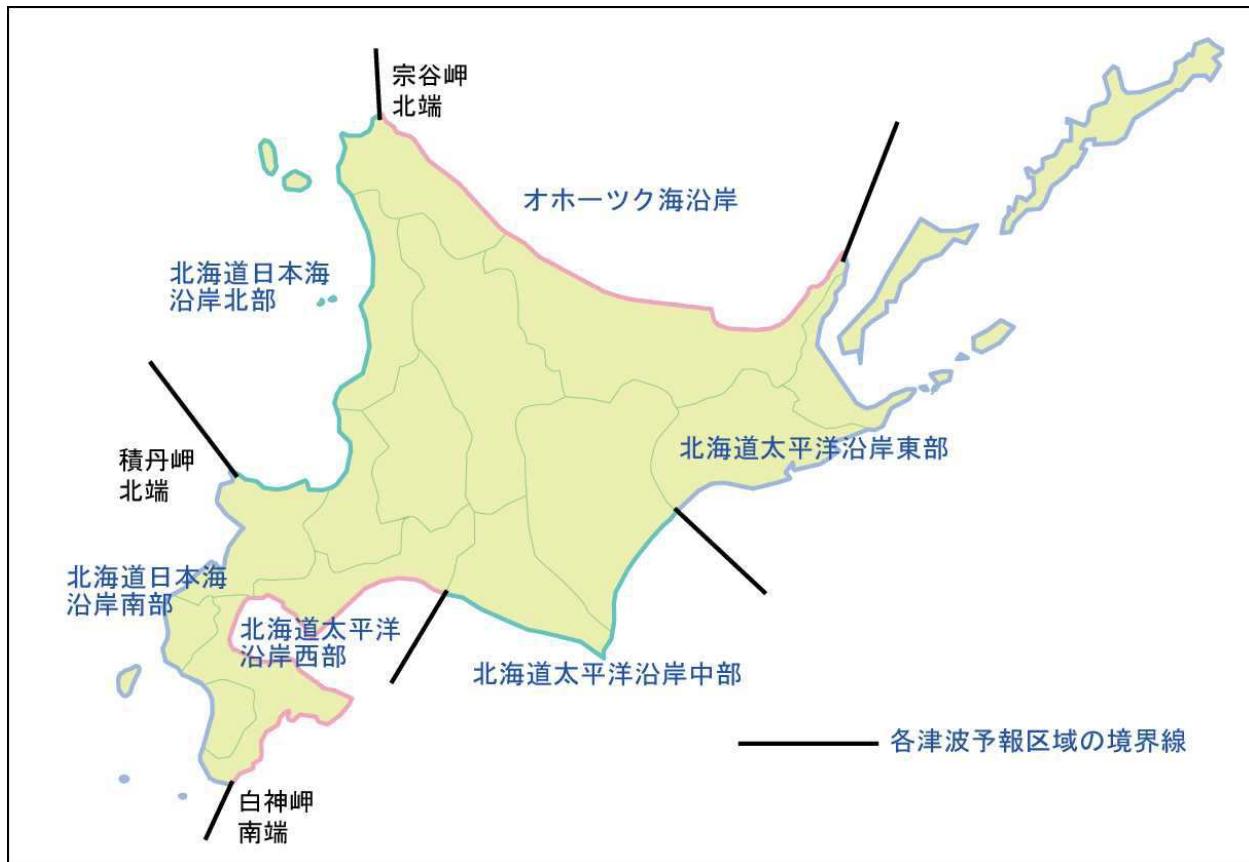
- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 地震、津波に関する情報に用いる地域名称及び津波予報区

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



(2) 津波予報区



5 幕別町内における震度観測点

地 域 名 称	震度観測点名称	観測点所在地	所 属
十勝総合振興局中部	幕別町本町	幕別町本町130番地1（役場）	北海道庁
	幕別町忠類錦町	幕別町忠類錦町439番地1（忠類総合支所）	北海道庁
	幕別町忠類明和	幕別町忠類明和287番地	気象庁

6 異常現象を発見した場合の通報

災害の発生または異常現象発見時の情報に関する措置については、「本章 第3節 災害情報等の収集、伝達計画」によるものとする。

7 気象庁震度階級関連解説表

気象庁震度階級関連解説表については、「資料編 資料2－7 気象庁による雨・風・地震・津波等の区分表」を参照

気象庁震度階級関連解説表

- 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況
- 木造建物（住宅）の状況
- 鉄筋コンクリート造建物の状況
- 地盤・斜面等の状況
- ライフライン・インフラ等への影響

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、本計画に定める。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- (1) 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J—ALERT）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努めるものとする。
- (2) 道、幕別町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J—ALERT）、テレビ、ラジオ、（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- (3) 道、幕別町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。
また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 災害対策本部の設置
 - ア 町が本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び関係する防災関係機関へ通報する。
 - イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るために、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。
- (2) 道への通報

町及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について、次により総合振興局を通じて総務部危機対策局危機対策課に通報する。

 - ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・・発生後、速やかに
 - イ 災害対策本部の設置の有無・・・・災害対策本部を設置した時直ちに
 - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、または応急復旧が完了するまで隨時
 - エ 被害の確定報告・・・・・・・被害状況が確定したとき
- (3) 町の報告
 - ア 町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）
なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても引き続き消防庁に報告するものとする。
 - イ 町は119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁）に報告するよう努める。

3 現地情報連絡員(リエゾン)等の応援要請、受入れ体制

(1) 道への依頼

町の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難な場合は、十勝総合振興局に応援を求める。

(2) 北海道開発局への依頼

「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」により北海道開発局（帶広開発建設部）に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を依頼する。派遣基準は、大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂灾害、雪害、火山噴火等）が発生又は発生しそうな状況の場合で、北海道開発局（帶広開発建設部）の判断で派遣される場合もある。

(3) 応援隊の受入れ

庶務班及び総務班は、北海道開発局（帶広開発建設部）の現地情報連絡員（リエゾン）又は道からの応援職員の派遣が決定した場合は、円滑な派遣体制が行えるように作業スペースの確保等の受入れ体制の整備に努めるものとする。

4 災害情報等の連絡体制

(1) 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。

(2) 町及び道は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

5 通報手段の確保

(1) 一般加入電話による通報

(2) 電気通信事業者の提供する通信手段による通報

(3) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報

(4) 非常通信協議会の提供する通信手段による通報

(5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報

(6) 衛星通信による通報

町は、衛星可搬端末を設備し通信手段の多様化、多重化に努める。

道は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶の恐れがあり、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。

(7) 防災関係機関所有の通信による通報

防災関係機関は、公衆通信設備以外の独自通信施設の利用により、町の通信の確保に協力する。

6 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

7 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。（直接即報基準は「資料編 資料2-6 直接即報基準」による。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により道知事（十勝総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯	平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (防府防災・危機管理センター内)
N T T 回線	電話 03-5353-7527 FAX 03-5353-7537	電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク (北海道総合行政情報ネットワーク)	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回線	電話 03-5253-7510 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク (北海道総合行政情報ネットワーク)	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49175 FAX 048-500-90-49036

8 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告する。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、次に掲げる。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの
- イ 救助法の適用基準に該当するもの
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの

エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれのある場合、または広域的な災害で本町の災害が軽微であっても十勝総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認めるもの

オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの

カ 災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認めるもの

キ その他特に必要と認めるもの

(2) 報告の種類及び内容

ア 災害情報

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、「様式3-3-1 災害情報」により速やかに報告する。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

イ 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行う。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除く

(ア) 速 報

被害発生後直ちに「様式3-3-2 被害状況報告（速報・中間・最終）」により報告する。

(イ) 中間報告

被害状況が判明次第、「様式3-3-2 被害状況報告（速報・中間・最終）」により報告する。なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等は特に指示があった場合はその指示による。

(ウ) 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に「様式3-3-3 被害状況報告集計表（中間・最終）」により報告する。

ウ その他の報告

災害の報告は(1)及び(2)によるほか法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

(3) 報告の方法

ア 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話または無線等により迅速に行う。

イ 被害状況報告のうち最終報告は文書により報告する。

(4) 被害状況判定基準

「別表3-3-1 被害状況判定基準」のとおりとする。

(5) 被害状況報告にあたっての留意事項

被害状況報告にあたっては、役場内の関係各課及び関係機関と被害内容について充分調整を図るものとする。

9 動員計画

災害が発生し、または災害の発生が予想される場合、応急措置を迅速かつ的確に実施するため必要な要員の動員は、次に定める。

(1) 動員の配備、伝達系統と方法

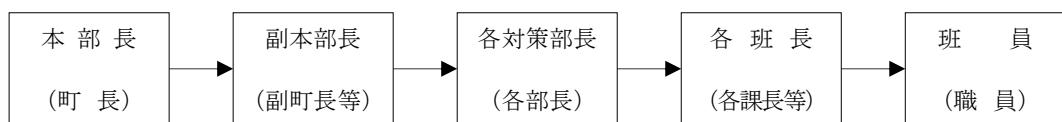
本部職員等に対する伝達方法は、次のとおりとする。

ア 勤務時間中の伝達系統及び伝達方法

本部長の指示により、第1種非常配備体制あるいは第2種非常配備体制、さらに緊急事態に備えて本部全員を待機させる第3種非常配備体制を指令する。

各対策部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整備確立する。

○ 伝達系統

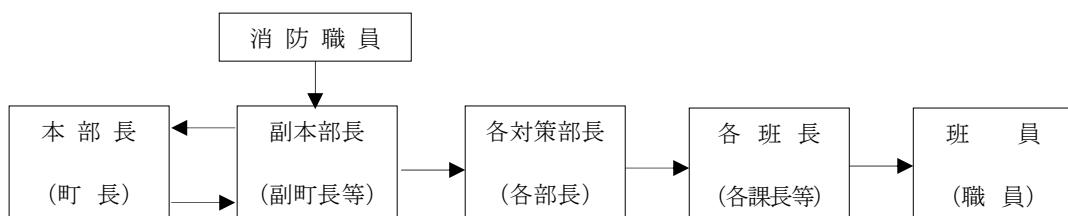


イ 勤務時間外の伝達方法

当直者は、次の情報を察知したときは防災環境課長又は地域振興課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部長、職員に通知する。

- (ア) 気象情報等が関係機関から通報されるとき
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めるとき
- (ウ) 異常現象の通報があったとき

○ 消防職員による伝達系統



(2) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外において登庁の指示を受けたとき、または災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、所属の長と連絡のうえ、または自らの判断により登庁する。

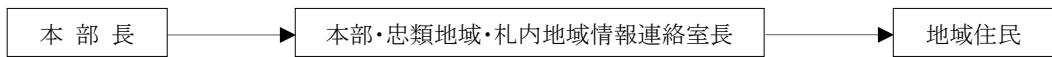
(3) 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備態勢の消防機関への伝達は、次により行う。

○ 消防機関への伝達系統



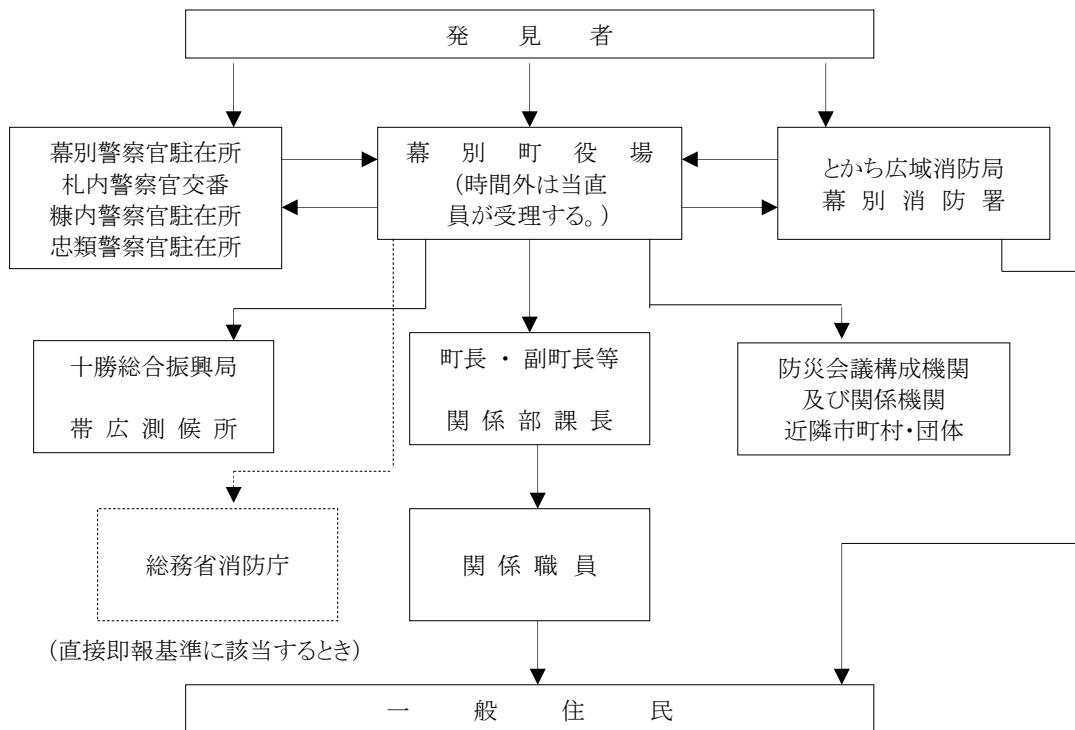
(4) 住民等の緊急従事に対する伝達



(5) 北海道知事(十勝総合振興局長)に対する応援要請伝達



図表3-3-1 災害情報連絡系統図



様式3-3-1 災害情報

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯
				罹災人数
		(救助実施内容)		

地震・津波防災計画編 第3章 災害応急対策計画

応急措置の状況	(3)避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難			
		避難勧告			
	避難指示				
(4)自衛隊派遣要請の状況					
(5)その他の派遣の状況					
(6)応急対策出動人員	(7)出動人員		(8)主な活動状況		
	市町村職員	名			
	消防職員	名			
	消防団員	名			
	その他(住民等)	名			
	計	名			
その他	(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

様式3-3-2 被害状況報告(速報・中間・最終)

被害状況報告(速報 中間 最終)

				月 日 時現在				
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因				
災害発生場所								
発	機関(市町村)名			受	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
信	発信日時	月 日 時 分		信	受信日時	月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
①人 的 被 害	死者	人	※個人別の氏名、 性別、年令、原因 は、補足資料で報 告	道工事 木被 害	河川	箇所		
	行方不明	人			海岸	箇所		
	重傷者	人			砂防設備	箇所		
	軽傷者	人			地すべり	箇所		
計		人		急傾斜地	箇所			
②住 家 被 害	全 壊	棟		道路	箇所			
		世帯			橋梁	箇所		
		人			小計	箇所		
	半 壊	棟			市 社 事 被 害	河川	箇所	
		世帯				道路	箇所	
		人				橋梁	箇所	
	一部破損	棟			小計	箇所		
		世帯			港湾	箇所		
		人			漁港	箇所		
	床上浸水	棟			下水道	箇所		
		世帯			公園	箇所		
		人			崖くずれ	箇所		
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
計		棟		漁	沈没流出	隻		
		世帯		破損	隻			
		人		小計	隻			
③非 住 家 被 害	全壊	公共建物	棟	水 産 被 害	漁港施設	箇所		
		その他	棟		共同利用施設	箇所		
	半壊	公共建物	棟		その他施設	箇所		
		その他	棟		漁具(網)	件		
	計	公共建物	棟		水産製品	件		
		その他	棟		その他	件		
	計					計		
④農 業 被 害	農地	田	流失・埋没等	ha	道 林 業 被 害	林地	箇所	
			冠水	ha		治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha		林道	箇所	
			冠水	ha		林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所			
		畑	ha	小計	箇所			
	農業用施設		箇所		一 般 民	林地	箇所	
	共同利用施設		箇所		有 林	治山施設	箇所	
	営農施設		箇所		林道	箇所		
	畜産被害		箇所		林産物	箇所		
	その他		箇所		その他	箇所		
	計				小計	箇所		

地震・津波防災計画編 第3章 災害応急対策計画

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)																	
(8) 衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所																				
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等	公立	箇所																			
	個人	箇所			被	法人	箇所																			
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		害	計	箇所																			
	し尿処理	箇所			⑬ その他の被害	鉄道不通	箇所																			
	火葬場	箇所				鉄道施設	箇所																			
	計	箇所				被害船舶(漁船除く)	隻																			
	(9) 商工被害	商業	件			空港	箇所																			
	商工	工業	件			水道	戸																			
	その他	その他	件			電話	回線																			
(10) 教育施設被害	計	件				電気	戸																			
	小学校	箇所				ガス	戸																			
	中学校	箇所				ブロック塀等	箇所																			
	高校	箇所				都市施設	箇所																			
	その他文教施設	箇所			計																					
害 計			箇所		被 味 総 額																					
公共施設被害市町村数			団体		火災	建 物	件																			
罹災世帯数			世帯			危 險 物	件																			
罹災災者数			人			発 生	そ の 他	件																		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人																		
災害対策本部の設置状況	道(振興局)																									
	市町村名	名 称				設置日時		廃止日時																		
災害救助法適用市町村名																										
補足資料(※別葉で報告)																										
○災害発生場所																										
○災害発生年月日																										
○災害の種類概況																										
○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意																										
○応急対策の状況																										
・避難指示等の状況																										
・避難所の設置状況																										
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況																										
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況																										
・自衛隊の派遣要請、出動状況																										
・災害ボランティアの活動状況ほか																										

様式 3-3-3 被害状況報告集計表（中間・最終）

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名									
振興局						平成 年 月 日 時現在			
項目			件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人 的 被 害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告	道	河 川	箇所		
	行方不明	人			工	海 岸	箇所		
	重 傷 者	人			事	砂 防 設 備	箇所		
	軽 傷 者	人			土	地 す べ り	箇所		
計			人		木	急 傾 斜 地	箇所		
② 住 家 被 害	全 壊		棟		⑤ 土 木 被 害	道 路	箇所		
			世帯			橋 梁	箇所		
			人			小 計	箇所		
	半 壊		棟			市町 村工 事	河 川	箇所	
			世帯			道 路	箇所		
			人			橋 梁	箇所		
	一部破損		棟			小 計	箇所		
			世帯			港 湾	箇所		
			人			漁 港	箇所		
	床上浸水		棟			下 水 道	箇所		
			世帯			公 園	箇所		
			人			崖くずれ	箇所		
	床下浸水		棟			計	箇所		
			世帯						
			人						
③ 非 住 家 被 害	全壊		公共建物	棟	⑥ 水 産 被 害	漁	沈没流出	隻	
			その他	棟		破 損	隻		
	半壊		公共建物	棟		船 小 計	隻		
			その他	棟		漁港施設	箇所		
	計		公共建物	棟		共同利用施設	箇所		
			その他	棟		その他施設	箇所		
	農 業 被 害		冠水	ha		漁具(網)	件		
			畑	ha		水産製品	件		
			冠水	ha		その他の	件		
			田	ha		計			
④ 農 業 被 害	農地		冠水	ha	⑦ 林 業 被 害	林 地	箇所		
			畑	ha		治山施設	箇所		
			冠水	ha		林 道	箇所		
			田	ha		林 产 物	箇所		
	農作物		畑	ha		そ の 他	箇所		
			農業用施設	箇所		小 計	箇所		
	共同利用施設					一 般 民 有 林	林 地	箇所	
						治山施設	箇所		
	営農施設					林 道	箇所		
	畜産被害					林 产 物	箇所		
	その他					そ の 他	箇所		
計						小 計	箇所		
						計	箇所		

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)							
(8)衛生被害	水道	箇所			(13)その他	社会教育施設被害	箇所									
	公立	箇所				社会福祉施設等	法人									
	個人	箇所				被害	計	箇所								
	一般廃棄物処理	箇所				鉄道不通	箇所									
	施設	し尿処理	箇所			鉄道施設	箇所									
	火葬場	箇所				被害船舶(漁船除く)	隻									
	計	箇所				空港	箇所									
	商業	件				水道	戸									
	工業	件				電話	回線									
	その他	件				電気	戸									
(9)商工被害	計	件				ガス	戸									
	小学校	箇所				ブロック塀等	箇所									
	中学校	箇所				都市施設	箇所									
	高校	箇所				計										
	その他文教施設	箇所			被 告 総 額											
(10)教育施設被害	計	箇所			火災発生	建 物	件									
	公共施設被害市町村数			団体		危 険 物	件									
	罹災世帯数			世帯		そ の 他	件									
	罹災者数			人		消防団員出動延人数										
消防職員出動延人数		人				人										
災害対策本部の設置状況	道(振興局)															
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時									
災害救助法適用市町村名																
補足資料(※別葉で報告)																
○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況																
• 避難の指示等の状況 • 避難所の設置状況 • 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 • 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 • 自衛隊の派遣要請、出動状況 • 災害ボランティアの活動状況ほか																

別表3-3-1 被害状況判定基準

<人的被害>

被害区分	判 斷 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は当該災害による死者とする。 (2) 本町の者が隣接市町村に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、隣接市町村の死者として取扱う。(行方不明、重・軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町と警察の調査が一致すること。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
重 傷 者	災害のため負傷し、1月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。

<住家被害>

被害区分	判 斷 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して、居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
世 帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。
全 壊	住家がその居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
床上浸水	住家が床上まで浸水または土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となつたもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の破損額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

<非住家被害>

被害区分	判 斷 基 準
非 住 家	非住家とは住家以外の建物でこの報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

	(1) 公共建物とは役場庁舎、集会施設等の公用または公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附隨する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従つてその他の項目で取扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
--	--

<農業被害>

被害区分	判断基準
農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により耕作に適さなくなつた状態をいう。 (1) 流失とは、その田畠の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没または干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用または、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかつたとしたなら得たであろう金額を推定積算する。
農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
共同利用施設	農業協同組合または同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
その他	上記以外の農業被害、果樹(果実を含まない)草地、畜産物等の被害をいう。

<土木被害>

被害区分	判断基準
河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めまたは沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
砂防設備	砂防法第1条 ¹ に規定する砂防設備、同法第3条 ² の規定によって同法が準用される砂防の施設または天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理する、道路法第2条 ³ の道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理する道路法第2条の道路を形成する橋が流失または損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項 ⁶ に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。

¹ 砂防法第1条:この法律において砂防設備と称するは国土交通大臣の指定したる土地において治水上砂防のため施設するものをいい砂防工事と称するは砂防設備のために施行する作業をいう。

² 砂防法第3条:この法律に指定したる事項は政令の定むるところに従い国土交通大臣の指定したる土地の範囲外において治水上砂防のため施設するものに準用することを得。

³ 道路法第2条:この法律において、「道路」とは、一般交通の用に供する道で、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項 ⁷ に規定する急傾斜地に規定する急傾斜崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたものの被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<林業被害>

被害区分	判断基準
林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
治山施設	既設の治山施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林道	林業経営基盤整備の施設道路の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

<衛生被害>

被害区分	判断基準
水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
病院	病院、診療所等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
火葬場	火葬場の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<商工被害>

被害区分	判断基準
商業	商品、原材料等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
工業	原材料、製品、生産機械器具等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。

<公立文教施設被害>

被害区分	判断基準
公立文教施設	公立の小・中・高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等の被害をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<社会教育施設被害>

被害区分	判断基準
社会教育施設	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<社会福祉施設等被害>

被害区分	判断基準
社会福祉施設等	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

6 地すべり等防止法第2条第3項:この法律において「地すべり防止施設」とは、地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

7 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項:急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

<そ の 他>

被害区分	判 斷 基 準
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
電話(回線数)	災害により通信不能となった電話の回線数をいう。
電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
ガス(戸数)	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
都市施設	街路等の都市施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第4節 災害広報計画

災害時の誤った情報等による社会的混乱を防止し、町民の不安解消を図るとともに、被災地や隣接地域住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供並びに住民等からの問い合わせ、要望及び意見等に的確かつ迅速な対応を行う計画については、本計画に定める。なお、活動に際しては、要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

1 災害情報等の収集方法

- (1) 広報専門班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) 災害現場における住民懇談会等による一般住民及び罹災者の意見、要望、相談等を公聴し収集
- (4) その他災害の状況に応じた職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

- (1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（町長）の承認を得て総務広報部長がこれにあたる。

- (2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の状況を見極めながら次の方法により行うものとし、あらゆる広報媒体を充実・強化するほか、迅速かつ適切な広報に努めるほか、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、要配慮者への伝達については、多様な手段を活用するなど、十分配慮する。

- (ア) 報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞への情報提供

- (イ) 広報紙、町ホームページ、郵便局、チラシの利用

- (ウ) 防災行政無線（戸別受信機含む。）、緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、LINE、広報車両、インターネット、SNS、消防署の屋外放送施設等の利用

- (エ) 道の駅忠類に設置されている「道の駅情報提供端末」による道路防災情報の利用

- (オ) 町内コンビニエンスストアの利用（「資料編 資料16-1 災害時における協力要請に関する協定書（町内コンビニエンスストア）」による）

イ 広報事項は次のとおりとする。なお、広報事項については、事前に本部長の承認を得る。

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報

- (イ) 二次災害防止に関する事項

- (ウ) 避難場所、避難経路、避難方法等に関する情報

- (エ) 医療機関等の生活関連情報

- (オ) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報

- (カ) 交通規制等の状況に関する情報

- (キ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報

- (ク) 安否情報
 - (ケ) その他必要と認められる情報
- (3) 報道機関に対する情報発表等の方法及び内容
- ア 収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表する。
- (ア) 災害の種別、名称及び発生日時
 - (イ) 災害発生の場所または被害激甚地域
 - (ウ) 被害状況
 - ア 交通・通信状況（不通箇所、開通見込み日時、通信途絶区域等）
 - ブ 火災状況（発生箇所・避難状況等）
 - シ 道路・橋梁等土木施設状況（被災状況・復旧状況等）
 - ド 電気、上下水道、ガス等公益事業施設（被害状況、復旧状況、注意事項等）
 - エ その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）
 - (エ) 応急対策の状況
 - ア 避難について（避難情報（避難指示等））の発令状況、避難所の位置、経路等）
 - ブ 医療救護所の開設状況
 - シ 給食・給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - ド 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - (オ) 災害対策(連絡)本部の設置または廃止
 - (カ) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序のため必要とする事項
- イ 災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して情報、資料を提供し協力する。
- (4) 本部職員に対する周知
- 本部情報連絡室庶務班、忠類地域情報連絡室庶務班及び札内地域情報連絡室庶務班は、災害状況の推移を本部職員に周知し各部に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。
- (5) 各関係機関に対する周知
- 総務広報部広報渉外班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供する。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、町灾害対策本部に対し情報の提供を行う。

4 被災者相談所の開設

本部長（町長）は、必要と認めるときは、町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとし、その事務は、民生対策部保健班があたる。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、本計画に定める。

その際、要配慮者についても十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

1 町民の自主避難

(1) 避難路の安全性の確認

避難者は、任意に避難経路の安全性を確認した上で避難する。

(2) 要配慮者の避難

自主防災組織は、民生委員、児童委員、ボランティア等と協力し、要配慮者の避難を介助する。

(3) 避難における留意点

避難時は、原則、車を避け徒步により避難する。避難先は、指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を基本とする。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は緊急の場合は貴重品のみとし、時間的余裕のある場合には、食料及び身の回り品等とする。

避難を行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶ場合には、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保措置を行う。

2 避難実施責任者

避難のための立退き指示は、次の者（責任者）が行う。

実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害
高齢者等避難	町長	災害対策基本法第60条 水防法第29条	災害全般 〃
避難指示	町長	災害対策基本法第60条 水防法第29条	災害全般 〃
	知事またはその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条 ¹ 災害対策基本法第60条 災害対策基本法第72条 水防法第29条	地すべり 災害全般 〃 〃
	警察官	警察官職務執行法第4条 ² 災害対策基本法第61条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第94条 ³	災害全般
指定避難所の開設、避難者の収容	町長		災害全般

¹ 地すべり等防止法第25条：都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

² 警察官職務執行法第4条：警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

³ 自衛隊法第94条：警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第83条第2項、第83条の2又は第83条の3の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

知事は、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

3 避難の指示等

町は、避難情報の発令を行う際に、北海道開発局、帯広測候所又は道に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

(1) 町長及び水防管理者（町長）の行う措置

ア 高齢者等避難の発令

高齢者等は危険な場所から全員避難、高齢者等以外の者も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難することができるよう、高齢者等避難を発令する。

イ 避難指示の発令（災害対策基本法第60条）

(ア) 災害時、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示の発令、立退先の指示を行うとともに、指定避難所の開設、避難者の収容等を行う。また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

(イ) 警戒巡回等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難指示を発令する。

(ウ) 津波警報など津波の発生予報が発せられた場合、必要と認める地域の居住者に対し、直ちに高台などの安全な場所へ避難するため、避難指示を発令する。

また、避難指示は、防災行政無線など、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

(エ) 町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ウ 道（十勝総合振興局）に対する報告

(ア) 町長等が避難情報を発令したときは、本部情報連絡室長はその状況（発令理由）、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、十勝総合振興局に対してその旨報告する。（町長以外の者が発令したときは町長経由）

(イ) 指定避難所の開設、避難者の収容等を行ったときは、知事（十勝総合振興局長）にその旨報告する。

- a 指定避難所開設の日時、場所及び施設名
- b 開設期間の見込み
- c 収容状況、収容人員
- d 炊き出し等の状況

(ウ) 避難の必要がなくなったときは、直ちに十勝総合振興局に報告する。

(2) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

ア 指示

洪水又は高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、指定避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 指示の代行

知事は、災害発生により町長が避難指示の発令に関する措置ができない場合は当該町長に代わって実施する。

ウ 報告

十勝総合振興局長は、町長から避難指示の発令、立退先の指示及び指定避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、輸送計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(3) 警察官の行う措置

ア 指示

- (ア) (1)のイの(ア)により町長から要請があったとき、又は町長が避難の指示ができないと認めるときは、避難の指示、立退先指示等を行う。
- (イ) 災害による危険が急迫したときには、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。

イ 報告、通知

警察官がアの(ア)の措置を講じた場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。また、アの(イ)の措置を講じた場合には、所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(4) 自衛官

ア 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長又は町職員及び警察官がその場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

- (ア) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (イ) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (ウ) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (エ) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (オ) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

イ 報告、通知

自衛官がアの措置を実施した場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。

(5) 避難指示の時期及び発令基準

	発令時の状況	判断基準	住民に求める行動
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	① 火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があるとき ② 避難経路を断たれる危険のあるとき ③ 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にあるとき ④ 酸素欠乏または有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測されるとき ⑤ 地盤沈下、余震による建物の倒壊等により人的被害が予想されるとき ⑥ 水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難などき ⑦ 本部長が必要と認めたとき	通常の行動ができる者は、計画された指定緊急避難場所等への避難行動を開始

(6) 要配慮者の状況把握

町は、災害発生直後直ちに民生委員、社会福祉協議会、町内会、道、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

4 避難指示の伝達方法

(1) 伝達事項

- ア 避難先
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由及び内容（発令日時、避難対象地域など）
- エ 注意事項

- (ア) 携行品は限られたものだけにする。（食糧、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）
 - (イ) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行する。
 - (ウ) 避難後の戸締まりをする。
 - (エ) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

(2) 伝達方法

- ア 防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送及び町の広報車、幕別消防署の広報車または屋外放送設備等のあらゆる伝達手段の特徴を

踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。避難指示等の発令に当たっては、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

なお、津波の伝達については、津波到達想定区域に防災行政無線の外部スピーカーを整備し、情報の伝達漏れが無いように努める。

- イ 放送局（NHK、民間放送局）に対し、避難指示を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示し、放送するよう依頼する。
- ウ 水防信号については、「資料編 資料2－1 防災に関するサイレン信号等」に定める危険信号により伝達する。
- エ 電話等により地区別情報等連絡責任者である町内会長を通じて周知するほか、官公署、会社等に通報する。
- オ 北海道防災対策支援システム及び幕別町防災情報登録メールにより情報伝達する。
- カ 避難指示した時が、夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で組を編成し個別に伝達する。
- キ 要配慮者に配慮した伝達方法は、「第2章 第9節 要配慮者対策計画」に定める。

5 避難誘導

(1) 避難誘導

- ア 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員及び警察官等指示権者の命を受けた職員があたる。避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿（「第2章 第9節 要配慮者対策計画」参照）の作成及び避難支援等関係者への情報提供により、事前に支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。
- 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近傍の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- イ 津波発生時の避難については、徒步によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。
- ウ 町職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

(2) 避難の順位

避難させる場合には、避難行動要支援者を優先的に避難させる。

(3) 移送の方法

ア 小規模な場合

避難、立ち退きは、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力による避難、または立ち退きが不可能な場合等、車両による集団移送の必要が認められる場合は、建設対策部土木班が行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立ち退き移送を要し、町において措置できない場合、町長は道に対して支援の応援を求める。

(4) 避難誘導する際の留意事項

ア 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあっては、舟艇またはロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。

6 避難路及び指定緊急避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

7 指定避難所等の設置

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。

(2) 指定避難所

家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、または浸水等によって居住することが不可能と認められる者を収容する施設として、指定避難所を開設する。

(3) 福祉避難施設

保健福祉サービスが必要な要配慮者に対し、多目的トイレ、バリアフリー化等されている公共施設等を、指定福祉避難所として開設する。

(4) 指定避難所の開設及び管理

ア 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性を確認し、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、防災行政無線、登録制メール（防災情報メール）、LINE、ホームページなど多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を見ると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

オ 町は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

カ 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時から効果的な情報発信の手段について検討する。

キ 市町村は、避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

8 指定避難所等の運営管理等

指定避難所の運営管理は、関係機関の協力のもと適切に行うものとする。

(1) 避難者の把握

避難所の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握し、総務広報部総務班に報告する。

(2) 指定避難所の運営管理

ア 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

イ 町は、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うことと

し、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

ウ 町は、指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

エ 町は、指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。

オ 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道及び医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

カ 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

ク 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・D Vの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、照明を増設する、性暴力・D Vについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ケ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

コ 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

サ 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に、要配慮者等へは避難受入に関する防災協定を活用するなど、良好な生活環境に努めるものとする。

シ 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保の

ために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ス 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

セ 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は町に対する助言・支援に努めるものとする。

ソ 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

タ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

チ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(3) 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器等の供給等、高齢者、障害者等に配慮した設備、機器等の整備を図る。

イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難施設を対象に要配慮者対策把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。

(ア) ホームヘルパー（訪問介護員）、ガイドヘルパー（移動介護従事者）等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等の受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制の確保

(4) 避難所に整備が必要な書類

総務広報部総務班は、次の書類帳簿等を整備し保存する。「資料編 資料18-2 避難所運営マニュアル」による。

- ア 避難所受付簿（町内会単位）
- イ 避難者カード（世帯別単位）
- ウ 避難者名簿（個人単位）
- エ 避難所状況報告書
- オ 避難所運営記録
- カ 物資・食糧管理の記録
- キ 災害避難所取材者受付簿
- ク 災害ボランティア受付カード
- ケ 避難所外泊届
- コ ペット飼育者名簿
- サ 避難所生活の心得
- シ その他必要書類

9 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施責任者

- ア 町長、町職員（基本法第63条）
- イ 消防職員、消防団員（消防法第28条）火災現場、水害を除く災害
- ウ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、または依頼された場合であり、この場合、警察官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。）
- エ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項～町長またはその職務を行う者がその場にいない場合に限る。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。）

(2) 実施方法

ア 警戒区域の表示

関係機関が警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入りを制限、禁止、またはその区域から退去を命じる。

イ 警戒区域の通知

警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

ウ パトロール等の実施

町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(3) 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

10 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

(1) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(2) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(3) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関の連携

町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理

イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

ウ バスなど被災者の移送手段の確保

エ 広域避難についての被災者の意向の把握

オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング

カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送

キ 広域避難先での継続的な支援

11 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 町長が、地震・津波による災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長（以下、「協議元町長」という。）となる場合は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、協議元町長は、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元町長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 協議元町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、協議先市町村長は、被災

住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元町長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関する機関等に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 協議元町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 協議元町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに知事に報告する。

カ 協議先市町村長は、協議元町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関する機関等に通知する。

キ 知事は、上記アに基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからカにより協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

ケ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 町長が、災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長（以下、「協議元町長」という。）となる場合は、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

イ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 協議元町長より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

エ 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 協議元町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関する機関等に通知する。

カ 協議元町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

キ 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知

事、被災住民への支援に関する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先市町村との連携に配慮するものとする。

(4) 関係機関の連携

道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- (ア) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理
- (イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- (ウ) バスなど被災者の移送手段の確保
- (エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
- (オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- (カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- (キ) 広域一時滞在先での継続的な支援

第6節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、本計画に定める。

1 救助救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官、消防機関の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救助救出の実施が困難の場合は、「本章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」に定めるところにより、十勝総合振興局長に自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 救助救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 地震により道路、橋等が破損し、孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生埋めとなった場合及び鉄道、自動車等の大事故が発生した場合

3 発見者の通報

救助・救出をする者を発見した者または死傷者を伴う災害を発見した者は、直ちに幕別町役場、警察署または消防署等へ通報するものとする。

4 救助救出要員等

本部設置中の救助・救出活動は、町及び消防機関が警察と地域住民と協力して作業にあたるとともに、救護された住民の名簿を作成して本部へ報告するものとする。

5 負傷者等の措置

救助・救出した者が負傷等のため緊急に手当を施す必要があるときは、保健班等により所要の措置を施した上、直ちに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

6 関係機関への応援要請

- (1) 特に多数の死傷者がある場合において、本部及び消防機関のみでは救助・救出が困難な場合は、医師会・警察、近隣消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて防災ヘリコプターの要請及び自衛隊の派遣要請の依頼をする。
- (2) 救助・救出に要する機材、舟艇その他特殊機械類を必要とするときは、防災関係機関に応援を要請する。
- (3) 町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求めるものとする。
- (4) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

7 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 現地対策本部の設置

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「本章 第1節 応急活動体制」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置するものとする。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建築物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地の延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、幕別町及び幕別消防署の大規模地震における消火活動に関する計画は、本計画に定める。

1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）
- (4) 津波等による浸水危険区域

3 相互応援協力の推進

消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をを行うものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策計画の作成

大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

- (1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員及び団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

- (2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置の他、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内の住民、特に高齢者、障害者等の要配慮者の救護方法について検討しておく

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

5 地震火災応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統 大規模な地震火災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「図表3-7-1 地震火災等情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るために、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「本章 第4節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項の広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 避難措置

幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「本章 第6節 救助救出計画」により、必要な避難措置を実施する。

(5) 救助救出及び医療救護活動等

幕別町及び関係機関は、「本章 第6節 救助救出計画」及び「本章 第18節 医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(6) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「本章 第26節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 消防活動

大規模な火事災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 現場活動情報等の連絡調整を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所、避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実

施する。

ウ 消火、飛火警戒等は、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(8) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「本章 第10節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

(9) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「本章 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(10) 広域応援

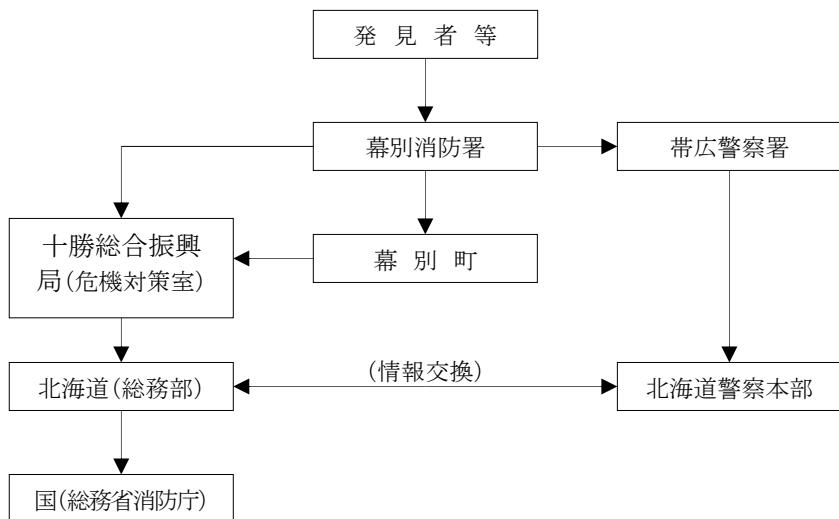
幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「本章 第28節 広域応援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

(11) 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、または社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、幕別町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第4章 災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

町長〔担当は、建設対策部土木班とする。〕は、地震により急傾斜地のがけ崩れ等の災害が予想される地域の実情を調査し、災害防止を図る。また、必要に応じて、特別巡視等を行う。

図表3-7-1 地震火災等情報通信連絡系統図



第8節 津波災害応急対策計画

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

1 津波警戒体制の確立

町は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒体制をとる。

また、町は忠類晩成地区にいる者に対し、その場からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視、近隣自治体との連携情報収集等警戒に当たる。

2 町民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合、若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び道は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

- (1) 町長は、津波到来地区町民等に対して、直ちに退避・避難するよう指示を行う。
また、津波来襲が切迫している場合には、自宅周辺の建築物上層階等の高所に緊急避難するよう伝達する。
- (2) 知事は、町が災害の発生により、避難指示等を行うことができない場合、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。
また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

第9節 災害警備計画

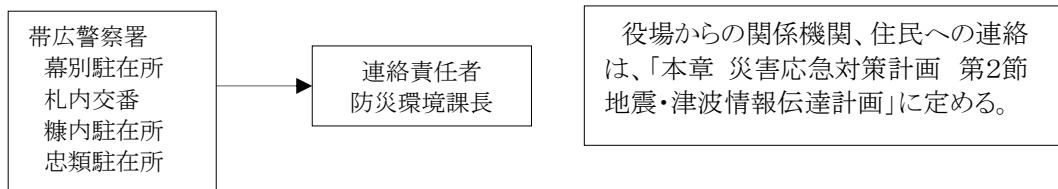
地震・津波災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには必要な警戒、警備に関する帯広警察署（以下「警察署」という。）の諸活動についての計画は、北海道地域防災計画によるほか、本計画に定める。

1 災害に関する警察の任務

警察は、地震・津波が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害の警報の伝達及び災害情報を収集し、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害の警報の伝達に関する事項

- (1) 警察が行う災害に関する警報の伝達等は、次により行う。
役場からの関係機関、住民への連絡は、「本章 第2節 地震・津波情報伝達計画」による。
- (2) 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報する。



3 事前措置に関する事項

- (1) 町長〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長に対して行う。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他派遣についての必要事項
- (2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。この場合は、町長が該当措置の事後処理を行う。

4 避難に関する事項

住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

(2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

6 救助救出に関する事項

警察署長は、町長と協力し被災者の救出並びに負傷者及び病気にかかった者の応急的救護または死体の見分に努めるとともに状況に応じて、町長の行う死体の搜索等災害活動に協力する。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長にその他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集する。

8 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地震、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域、その他必要と認める地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長と打合せを行う。

10 災害時における交通規制に関する事項

「本章 第10節 交通応急対策計画」による。

第10節 交通応急対策計画

地震・津波の発生に伴うにおける道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画に定める。

1 実施機関

- (1) 北海道公安委員会（帯広警察署）
- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）
- (3) 北海道
- (4) 幕別町及び幕別消防署
- (5) 自衛隊
- (6) (一社)北海道警備業協会

2 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、十勝地方道路啓開計画【初版】（令和5年3月 十勝地方道路防災連絡協議会）に基づき実施する。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

- (1) 北海道公安委員会（帯広警察署）

ア 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るために必要があると認めるととき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

(3) 北海道

- ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

(4) 幕別町及び幕別消防署

- ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、または、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。
- この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び警察官等がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- ア 自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、または自ら当該措置を実施すること。

- イ 警戒区域の設定並びにそれにに基づく立入制限・禁止及び退去を命ずること。

- ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

(6) 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

3 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊し、または通行不能となった路線名及び区間
- イ迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止または制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、または道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）が、交通規制により通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

(1) 通 知

公安委員会（帯広警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。
なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、規制後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続き

ア 車両の確認

十勝総合振興局長または帯広警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、十勝総合振興局または警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「本章 第11節 輸送計画」に基づいて、「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

- (ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h. 緊急輸送の確保に関する事項
 - i. その他災害の発生の防御または拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 緊急通行車両は、指定行政機関等が保有し、もしくは、指定行政機関等との契約などにより常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両である。

才 発災前確認手続の普及等

道、町及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止または制限から除外する車両

公安委員会（帯広警察署）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上または社会生活上通行させることができないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

ア 確認手続き

- (ア) 公安委員会（帯広警察署）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「様式3-10-2 規制対象除外車両通行証明書」、「様式3-10-1 規制対象外車両標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

- (ア) 傷病者の救護または医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- (イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- (ウ) 他の都道府県公安委員会または知事の標章及び証明書の交付を受け、かつ当該目的のため使用中のものであること

(エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること

- a. 道路維持作業用自動車
- b. 通学通園バス
- c. 郵便物の収集または配達のために使用する車両
- d. 電報の配達のために使用する車両
- e. 廃棄物の収集に使用する車両
- f. 伝染病患者の収容または予防のために使用する車両
- g. その他公益上または社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

(4) 放置車両対策

ア 公安委員会（帯広警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等

を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

エ 地域緊急輸送道路

北海道緊急輸送路ネットワーク計画策定協議会において指定されている路線とは別に、幕別町管内での災害応急避難活動を円滑に行うため、主要となる道路を地域緊急輸送道路として指定する。

※ 緊急輸送の指定路線は「資料編 資料7-2 緊急輸送ネットワーク指定路線」による。

様式3-10-1 規制対象外車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、及び「除外」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式3-10-2 規制対象外車両通行証明書

第 号		年 月 日	
規 制 対 象 外 車 両 通 行 証 明 書			
		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号標に表示さ れている番号			
通行 目 的			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考:用紙は、日本工業規格A5とする。

第11節 輸送計画

地震・津波災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための方法・範囲等は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部土木班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行う。

2 災害時輸送の方法

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は町有車両等を使用し、不足する場合には日本通運㈱帯広支店㈱等に応援を要請し、または民間の車両を借り上げる。

※町有車両の状況は、「資料編 資料7－1 町保有車両一覧表」を参照

(2) 鉄道輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、または遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社との協力を要請し、輸送を実施する。

(3) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、または雪上車等による輸送を行う。

(4) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態を生じた場合、または山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、道を通じて自衛隊に対し航空機輸送の要請を行う。

3 輸送拠点の確保

(1) 物資輸送拠点

次の施設を物資輸送拠点とするが災害の状況などにより、別に確保する。

物資輸送拠点	幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類
--------	-------------------------

(2) 災害対策用ヘリポートの確保

<ヘリコプター離着陸可能地点>

所在地	施設名	広さ	著名地点からの方向及び距離
緑町	幕別小学校グラウンド	130×160m	幕別駅から南東700m
緑町	幕別中学校グラウンド	200×200m	幕別駅から南東700m
寿町	幕別運動公園	70×280m	役場から600m
札内文京町	札内中学校グラウンド	140×140m	札内駅から南西1km
札内文京町	札内南小学校グラウンド	110×170m	札内駅から南西1km
札内曉町	スマイルパーク	300×300m	国道北側
札内西町	札内川河川敷	170×550m	国道から南へ50m
字糠内	糠内小学校グラウンド	160×110m	小学校校舎南側
駒島	集団研修施設こまはた	110×150m	集団研修施設こまはた南側
忠類白銀町	忠類小学校グラウンド	180×120m	小学校校舎隣接
忠類栄町	忠類野球場	370×100m	中学校校舎隣接
忠類東宝	白銀台スキー場駐車場	53×95m	忠類総合支所から南に300m

※「資料編 資料8-2 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」参照

4 緊急輸送の対象及び優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急性度、重要度によって判断し、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 被害の拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料・水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1、2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需品物資輸送

5 災害時における緊急輸送車両の交通確保等

(1) 緊急輸送道路の指定

「本章 第8節 交通応急対策計画 5 緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

(2) 緊急輸送道路等の確保

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力や幕別町建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、いち早く町内の道路、橋梁等の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、緊急輸送道路を優先し交通の確保を図る。

(3) 緊急輸送道路等の応急対策活動

町内の国道、道道等幕別町以外の道路管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたす場合には、すみやかに当該道路管理者へ通報し応急復旧の実施を要請する。また、事態が緊急を要する場合は、当該道路管理者と連携し、すみやかに緊急輸送等の確保を図るための必要な対策を行う。また、幕別町が管理する道路、橋梁等が被災した場合、幕別町建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、指定路線を優先に応急復旧を行う。

(4) 緊急輸送業務に従事する車両の表示

町長は、基本法第76条の規定に基づき、十勝総合振興局及び公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止した場合は、各部（班）において使用する車両につき、帯広警察署を通じ公安委員会から標章及び証明書（「様式3-11-1 緊急通行車両確認証明書」の交付を受け輸送にあたる。

なお、緊急通行車両の交通規制等は、「本章 第10節 交通応急対策計画」による。

町は、緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うものとする。



- 備考**
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

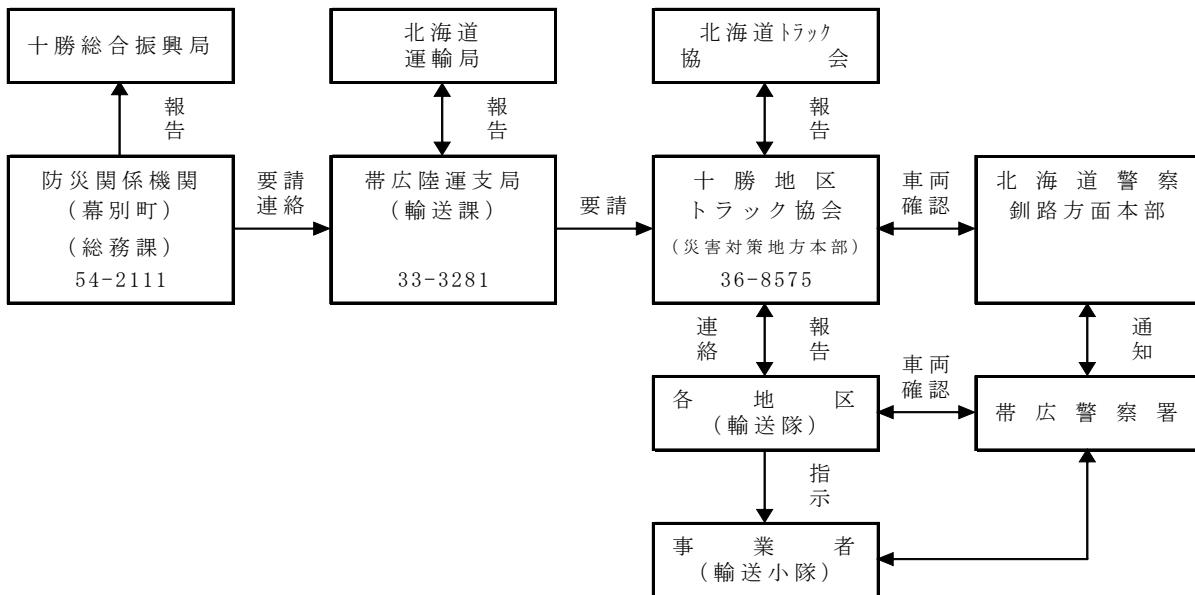
7 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次の様式により記録しておくものとする。

- (1) 緊急通行車両確認証明書（様式3-11-1）
- (2) 輸送記録簿（様式3-11-2）

8 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統



(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両種類、大きさ、車両数及び人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動内容
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

一般社団法人十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は、協会作成の「緊急救護輸送実施業務要綱」による。

ア 緊急救護輸送の要請を受けた場合の措置

北海道本部または自治体等から緊急救護輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救護輸送を開始する。

- (ア) 受領報告及び対策室に対する指示
- (イ) 輸送隊の班編成
- (ウ) 緊急救護輸送車両の確認申請等
- (エ) 現地事務所の開設
- (オ) 輸送終了報告

様式3-11-1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
知 事 公安委員会		印 印
番号標に表示さ れている番号		
輸送の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員または品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
輸 送 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	
	目的 地	
備 考		

備考:用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-11-2 輸送記録簿

輸 送 記 錄 簿

幕 別 町

輸送 月日	目的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等		修 繕				燃 料 費	実 支 出 額	備 考		
			使用車両		故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障 の 概要				
			種類	台数	金額	名称 番号							
					円				円	円			

計											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 注 : 1 「目的」欄は、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第12節 ヘリコプター等活用計画

地震・津波災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の緊急搬送、緊急物資の輸送、人員搬送等の緊急の応急対策のため、ヘリコプター等の広域的かつ機動的な活用計画は、本計画に定める。

1 基本方針

町は、町内において災害が発生し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「資料編 資料15-3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、本部長（町長）が行うものとする。ただし、緊急の際で、本部長が不在等の場合は、本部長の職務代理者が行う。

3 実施方法

(1) 要請の要件

本部長は、町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 町の消防力によって災害防止が著しく困難な場合
- イ 災害が隣接する市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められた場合

(2) 要請方法

本部長からの知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 灾害現場の気象状況
- エ 灾害現場の最高責任者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

・ T E L 011-782-3233 ・ F A X 011-782-3234

・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

(4) 町の受入体制等

ア 道と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

イ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて機長等との連絡にあたる。

ウ ヘリポートの開設については、「本章 第11節 輸送計画」による。

エ ヘリポートの整備方法については、「資料編 資料8-1 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」による。

(5) 報告

町長は、災害が収束した場合には、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に報告するものとする。

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運行する。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況調査などの情報収集活動

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

ア 疾患者、医師等の搬送

イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

ア 空中消火

イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

5 応援ヘリコプター等の活動

道は、所管ヘリコプターで対応できない時は、道の広域応援計画に基づき、必要に応じ他県及び関係機関からの応援ヘリコプター等の要請を行う。また、大規模災害時には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなるため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第13節 食料供給計画

地震・津波災害における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画に定める。

1 主要食料供給計画

(1) 実施責任者

ア 本部長（町長） [担当は、総務広報部総務班とする。]

イ 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けている町長が実施する。

(2) 供給対策

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災者により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(3) 供給の方法

町長は、災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保は十勝総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章台11の規定により、農林水産省政策統括官（以下、「政策統括官」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請する。

(4) 主要食料の主な要請先

供給の主な要請先は、別途定める。（「資料編 資料16-1 4-1 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照）

2 副食調味料供給計画

(1) 実施責任者

本部長（町長） [担当は、総務広報部総務班とする。]

(2) 調達方法

副食、調味料等の調達は、必要に応じて町内の業者から納入する。なお、町内における調達が不可能なときは十勝総合振興局を経由して、知事に対してその斡旋を要請する。

3 炊き出し計画

(1) 実施責任者

本部長（町長） [担当は、総務広報部総務班とする。] が行うが、必要に応じて各団体の協力を求めて実施する。

(2) 協力団体

住民組織（公区）並びに諸団体等とする。

(3) 炊き出しの対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ 災害応急対策に従事している者

(4) 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、「資料編 資料5-2 指定避難所」に掲げる避難所に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

(5) 業者からの購入

町は、直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即するとの認めるときは炊き出しの基準を明示し、米飯提供業者から購入し、供給する。

(6) 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、「様式3-13-1 炊き出し給与状況」に記録しておくものとする。

4 要配慮者対策

要配慮者については、要配慮者の状況に応じて、食料等を調達する。

5 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

様式3-13-1 炊き出し給与状況

炊き出し給与状況

幕別町

炊き出し 場の名称	月 日			月 日				3日間小計				4日以降 小計			合 計	実 支 出 額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜		朝	昼	夜		朝	昼	夜			
計																	

注：「備考」欄には、給食内容を記入すること。

第14節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により飲料水の供給が困難となった場合、住民に最小限度の飲料水を供給するための応急給水は、本計画に定める。

1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 実施責任者

ア 本部長（町長） [担当は、建設対策部水道班とする。]

イ 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。（飲料水は1人1日3リットル）

(3) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。

(4) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

(5) 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

2 給水方法

建設対策部水道班は、十勝総合振興局保健環境部の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地域への給水を行う。

(1) 水道施設に被害がある場合

緊急貯水槽の臨時給水栓及び給水車等によって、飲料水を供給する。

(2) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、緊急貯水槽の臨時給水栓及び配水池から給水車、給水用資機材により給水する。

(3) 水源を含む水道施設全部が被災した場合

湧水、表流水をろ過器によりろ水し、消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム等）で滅菌処理して給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

(4) 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットルを目標とした給水を行い、順次1人1日20リットルを目標に増量する。

また、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していく。

(給水目標)

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から10日	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル／人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(給水輸送可能車両等)

車両等管理部署	台数	容量	単位 (リッ) トル	備考
幕別消防署	1台	10,000	リットル	給水タンク車
幕別消防札内支署	1台	10,000	リットル	給水タンク車
水道課	1台	10,000	リットル	給水車
〃	1基	2,000	リットル	給水タンク
〃	1基	1,000	リットル	給水タンク

3 給水施設の応急復旧

主要給配水管の応急復旧を行い、共同で使用する大口径の給水栓を取付け、被災者に飲料水を供給する。

4 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

5 給水の記録

給水を実施した場合は、「様式3-14-1 飲料水の供給簿」に記録しておくものとする。

6 農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画

農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画は上記の計画に準ずる。

7 応援の要請

町長は、自らの飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要因及び給水資機材の応援を要請するものとする。

様式3-14-1 飲料水の供給簿

供 給 月 日	対 象 人 員	給 水 用 機 械 器 具						燃 料 費	実 支 出 額	備 考		
		名 称	借 上			修 繕 費						
			数 量	所有者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要				

注：1 供給簿は、借上料の有無の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

第15節 衣料、生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給確保に関する事項は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行うものとし、物資の調達が困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

2 実施の方法及び対象者

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与または貸与する。

- ア 災害により住家が全半壊、全半焼、流失または床上浸水の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者
- イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 衣料、生活必需物資の調達

(1) 物資購入及び配分計画

救助法の適用の有無にかかわらず、総務広報部総務班が世帯構成員別被害状況を把握の上、配分計画を樹立し、これに基づき物資を購入する。

(2) 給与または貸与物資の種類

被災者に給与または貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身回品（タオル、手拭、靴下、傘等）
- オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、お椀、皿、箸等）
- キ 日用品（石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
- ク 光熱材料（マッチ、ローソク、木炭、灯油等）
- ケ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

(3) 調達方法

- ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、町において備蓄保管するものとする。
- イ 日赤北海道支部は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要に応じ日赤北海道支部長に要請する。商工会、農業協同組合の協力により必要量を迅速に確保するものとする。
- ウ 調達にあたっては、あらかじめ町内の業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。
- エ 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。
- オ 町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。

※「資料編 資料 16-1 4-1 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」
参照

4 給与及び貸与の方法

本部長（総務広報部総務班）は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については前項の配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

町に送付された義援金品の取扱いは、民生対策部福祉班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、状況に応じて適正かつ正確に行うものとする。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

7 物資の給与状況の記録

物資を供給した場合は、「様式 3-15-1 物資の給与状況」に記録しておかなければならない。なお、救助法による救援物資とは、明確に区分して処理する。

様式3-15-1 物資の給与状況

物 資 の 紿 与 状 況

幕 別 町

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	物資給与の品名				実支出額	備考
				布団	毛布				

計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者

氏 名

印

- 注： 1 住家の被害程度に全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第16節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 本部長（町長） [担当は、総務広報部総務班とする。] が行う。

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

(2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

2 石油類燃料の確保

(1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

(2) 町内で石油類燃料の確保が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、帯広地方石油業協同組合及び同支部に協力を要請する。

(3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

(4) LPGについては、「災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」に基づき、北海道エルピーガス災害対策協議会に協力を要請する。

3 緊急車両等への優先給油の実施

発災後に中核SSにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。

- ・緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両
- ・規制除外車両事前届出済証を提示した車両
- ・道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- ・自衛隊車両
- ・優先給油対象車両証明書を提示した車両
- ・その他、知事が必要と認めた車両

(参考)

※「資料編 資料14-5 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」

※「資料編 資料14-6 災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これらの施設の応急復旧については、本計画に定める。

1 上水道（農村部の営農用水及び簡易水道も下記計画に準ずる）

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

ア 復旧対策基本方針

取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

イ 復旧対策内容

(ア) 浄水場・配水場については、被災箇所発見のための点検、受電施設の復旧、ポンプ回り配管及び薬品注入管の漏洩部分の復旧に万全を期する。

(イ) 配水管・給水管の被災箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

a 復旧作業

復旧作業は、幕別町指定給水装置工事事業者の協力を得て行う。

b 資機材

復旧に要する資機材は原則として工事業者が措置するが、一部不足するものについては建設対策部水道班が調達する。

c 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りづらい場合においては、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況の把握に努め被害の拡大を防止する。

ウ 配水調整

(ア) 被害を受けていない配水管の配水ブロック等を解除することにより、配水管を最大限利用し、断水区域をできる限り縮小する。

(イ) 他の水源から供給が可能な地区においては、暫定配水を受けて対応する。

エ 応急給水

建設対策部水道班は、保健環境部の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地域への給水を行う。

(ア) 水道施設に被害がある場合

緊急貯水槽の臨時給水栓及び給水車等によって、飲料水を供給する。

(イ) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、緊急貯水槽の臨時給水栓及び配水池から給水車、給水用資機材により給水する。

(ウ) 水源を含む水道施設全部が被災した場合

湧水、表流水をろ過器によりろ水し、消毒薬（次亜鉛素酸ナトリウム等）で滅菌処理して給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

(エ) 給水の基準

給水基準については、「本章 第14節 給水計画」による。

才 応援体制

災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、総務班が次により行うものとする。

(ア) 関係機関への派遣要請手続

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会（以下「協議会」という。）災害時相互応援に関する協定に基づき、協議会区長に応援派遣を要請するものとする。

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。

- a 災害の状況
- b 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- c 必要とする職員の職種別人員
- d 応援場所への経路
- e 応援の期間
- f 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(イ) 自衛隊への派遣要請手続

a 派遣要請基準

災害に際して、応急対策の実施が水道班の組織を動員、あるいはその他の手段をもつても不可能又は困難であると認められる場合は自衛隊派遣を要請するものとする。

b 派遣要請要領

管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。また、この場合で口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

c 派遣要請書の記載事項

- (a) 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由
- (b) 派遣を必要とする期間

(c) 派遣を希望する人員、車両等の概数

(d) 派遣を希望する区域及び活動内容

(e) 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

d 自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が十分に達成できるよう努めるものとする。

(a) 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立会させ、作業に支障を来たさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。

(b) 応急復旧に必要な資機材等については、建設対策部水道班で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。

(c) 自衛隊の活動に対して、付近住民の積極的な協力を促すなど配慮すること。

e 撤収要請

管理者は、災害による応急対策が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに町長に自衛隊撤収要請の連絡を行うものとする。

f 応援受け入れ体制

災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、応援受け入れ体制に関する指針（第103回支部理事会決定 施行期日昭和55年8月1日）に基づき、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。

(a) 応援隊の基地及び宿泊施設の確保

(b) 応援活動用資機材の取り出し等準備

(c) 指揮者、誘導者等職員の配備

(d) 応援隊の作業及び役割分担

(e) 応援期間及び経費その他協議を必要とする事項

g 相互応援体制

日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針に基づき応援活動を行うものとする。

(2) 広 報

水道事業者は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 被害調査

排水機能の支障や2次災害の発生を考慮し、管渠に当たっては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室、伏越室等の工作物の調査を速やかに行う。

イ 応急対策

(ア) 管渠

下水道管渠に対しては、汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。

(イ) 処理場及び中継ポンプ場

停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電機によるポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。

(ウ) 復旧作業

復旧作業は、幕別町排水設備指定工事業者の協力を得て行う。

(2) 広 報

地震・津波により下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 電 気

(1) 応急復旧体制の確立

電気事業者（北海道電力㈱及び北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店）は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、被害状況を早急に把握し、施設に被害（停電）があった場合は、次の対策を講じて、早期復旧体制を確立する。

ア 非常災害対策帯広支店支部の設置

(ア) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織帯広支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策帯広支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。

(イ) 非常災害対策帯広支店支部を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。

(ウ) 対策会議

非常災害対策帯広支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

イ 非常態勢区分

区 分	発 令 の 基 準
警戒態勢	非常災害が生ずるおそれのある場合
非常態勢	相当の被害の発生が予想される場合または発生した場合

ウ 応急復旧要員の動員

- (ア) 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、非常態勢発令後、速やかに対応できるよう態勢を確立する。
- (イ) 社外者（工事会社）の応援態勢を確立しておく。
- (ウ) 他地域からの救援隊員の応援を依頼した場合、収容場所等受入態勢については、町災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。
- (2) 応急復旧対策

ア 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから行うものとする。

(ア) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 市街地に送・配電する送電系統の中間変電所
- c 重要施設に配電する配電用変電所

(イ) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(ウ) 配電設備

原則として、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、報道機関、収容避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し、復旧効果の大きいものから行う。

- a 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公署等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- b その他の回線

イ 危険予防措置

社会活動の混乱防止、住民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な措置を講ずるものとする。

(3) 広 報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等についてテレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

4 ガス

(1) ガス施設応急復旧対策

ア 町が実施する対策

(ア) 町道の被害状況の把握

(イ) 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施

(ウ) 住民への広報活動

イ ガス事業者が実施する対策

(ア) ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

a ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

b 被害が大規模な地域にあっては、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用し、全域又は一部地域（ブロック）のガスの供給を停止した後、応急復旧活動を行う。

(イ) 二次災害の発生するおそれがある場合は、町と協力して住民に避難措置を行う。

(ウ) 復旧人員の確保

当該ガス事業者だけでは復旧できないと判断した場合は直ちに他ガス事業者に応援を要請する。

(エ) 復旧資機（器）材の調達

(オ) 受入側にあっては、応援ガス事業者の受入体制の整備、応援側にあっては、適時、適切な応援体制の整備を行う。

(カ) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民へ広報するとともに関係機関（町・警察・消防等）へ報告する。

ウ 住民が実施する対策

ガス施設損壊の発見またはガス臭を感じた際の通報

(2) ガス施設応急供給計画

ガス事業者は、復旧計画を立案し、応急供給計画を実施する。復旧にあたっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を実施するとともに、ブロックごとに応急復旧を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

(3) 広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

5 通信

(1) 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道支店、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があつた場合または異常状態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講じるものとする。

(2) 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

6 放送

NHKなどの放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害状況調査、点検を実施するとともに、施設に被害があつた場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じるものとする。

第18節 医療救護計画

地震・津波災害によりその地域の医療機関の機能が失われ、または著しく不足し、もしくは医療機関が混乱した場合における応急医療又は助産の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長） [担当は、民生対策部保健班とする。]
- (2) 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。
- (3) 上記は、（一社）十勝医師会（以下「十勝医師会」という。）等と緊密な連絡協議のもとに実施する。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

- (1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。

- (2) 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、町内会長や避難所責任者等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し本部長に報告する。

報告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるように関係部班に指示する。

3 救護班及び救急医療班の編成

町長は、災害により医療を必要とする場合、民生対策部保健班を主体に、救護班を編成し応急救護にあたる。民生対策部保健班での編成が困難な場合、またはその診療能力を超える場合等は、十勝医師会等に救急医療班の編成及び派遣を要請し、応急医療にあたる。救急医療班の編成基準は、十勝医師会等の定めるところによる。

また、災害急性期には必要に応じ知事に対して、災害派遣医療チーム（D M A T）及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）の出動要請を行うものとする。

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

4 関係機関の応援

- (1) 町長は、災害規模に応じて次の関係機関への応援要請を行う。

- ア 十勝医師会
- イ 医療班の支援（日本赤十字社救護班、国立・道立病院等）
- ウ 患者の移送（自衛隊）
- エ 町内医療機関
- オ 災害派遣医療チーム（D M A T）

カ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）

なお、十勝医師会への要請は、「資料編 資料 1 6 - 1 1 - 1 災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「同資料 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則」による。

(2) 要請する場合には、次の項目を通知する。

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材
- エ その他必要な事項

5 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品及び衛生機材及び暖房用燃料等の確保は、保健班が町内医薬品等の取扱業者から調達するものとし、町内では調達できない場合、災害の状況等により隣接市町村長及び知事に調達を申請する。

なお、町内の医薬品等の調達先は、「資料編 資料 6 - 2 医療衛生材料調達先一覧表」による。

6 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急措置の後、災害拠点病院、救急指定病院又は最寄りの病院に移送する。

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

8 関係医療機関の状況

「資料編 資料 6 - 1 医療機関一覧表」のとおり。

9 保健班の活動状況の記録

保健班の活動状況等について次により記録しておくものとする。

- (1) 保健班活動状況（様式 3-18-1）
- (2) 病院診療所医療実施状況（様式 3-18-2）
- (3) 助産台帳（様式 3-18-3）

様式3-18-1 保健班活動状況

保 健 班 活 動 状 況

医師名 印

月 日	市 町 村 名	患 者 数	措 置 の 概 要	死体検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

注： 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式3-18-2 病院診療所医療実施状況

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

幕 別 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診 療 区 分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計									

注： 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式3-18-3 助産台帳

助 産 台 帳

幕 別 町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
			月 日～月 日	円	
計					

第19節 防 疫 計 画

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康上状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部衛生班及び保健班とする。〕
- (2) 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能または困難なときは、知事の応援を求めて実施する。

2 防疫実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の班等を編成する。

(1) 防疫班の編成

民生対策部衛生班は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の防疫実施のため、民生対策部保健班と連携して防疫班を編成する。

また、防疫班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

(注) 民生対策部衛生班の活動範囲は主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理する。

3 感染症の予防

(1) 防疫の措置

町長は、次の事項について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）に基づき、必要があると認める場合及び知事の指示命令があった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）

ウ 生活用水の供給に関する指示（感染症予防法第31条第2項）

エ 物件に係る措置に関する指示（感染症予防法第29条第2項）

オ 公共の場所の清潔方法に関する指示

カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）

(2) 検病調査及び保健指導等

ア 避難所において、検病調査が必要な場合は、北海道の検病調査班と連携し、少なくとも1日1回以上、検病調査を行う。

イ 町は、町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。

ウ 検病調査の結果、必要がある場合、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

(3) 臨時予防接種

被災地の伝染病発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施する。

(4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長または知事の指示により、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

ア ごみ

収集したごみ、汚染物その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設または下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないように処分する。

(5) 消毒方法

町長は、感染症予防法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症予防法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51条「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症予防法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症予防法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(7) 生活用水の供給

町長は、感染症予防法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、またはろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

4 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について次により防疫指導等を実施する。

(1) 健康調査等

指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法の実施

十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは消毒液等により、

トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を専従させる。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させる。

(4) 飲料水の管理

飲料水は、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させる。

5 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、町が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室又は隣接市町村より借用するものとする。

6 家畜・畜舎等の防疫

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。 [担当は、十勝家畜保健衛生所長]

(2) 家畜防疫の実施

家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合等と協力して実施するものとする。なお、具体的な対策は十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

(3) 家畜の救護

十勝総合振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第20節 廃棄物等処理計画

地震・津波災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第27節「障害物除去計画」による。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 本部長（町長） [担当は、民生対策部衛生班とする。]

イ 町長は、災害による被害が甚大で、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村または道に応援を求める実施する。

(2) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの）の処理は、所有者が行う。所有者が判明しないとき、または所有者において処理することが困難なときは、町長が実施する。

2 廃棄物等の処理方法

(1) ごみ処理班

ア ごみの収集及び死亡獣畜の処理等の作業を効果的に実施するため、ごみ処理班を編成する。

イ ごみ処理班の班長には防災環境課長を、班員には防災環境課長が指示する者をもってあてる。

(2) ごみの収集処分の方法

町長は、被害が甚大な場合、一時的にがれき等を保管する場所（仮置場）を設置することができる。処理は、計画的に一般廃棄物処分場（くりりんセンター・南十勝環境衛生センター）に搬入し、処理する。なお、これが困難な場合は、民間業者等の処分場に処理を委任する。

(3) し尿の収集方法

ア 収 集

(ア) 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするものとする。

(イ) 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。

イ 処 理

終末処理施設（中島処理場）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

3 野外仮設共同トイレの設置

トイレが倒壊、いつ水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同トイレを設置する。

共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

4 死亡獣畜の処理

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。
- (3) 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において、行うものとする。
- (4) 死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬することが困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け、指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

5 清掃等施設状況

(1) ごみ処理・ごみ埋立

(十勝環境複合事務組合)

施設名	所在地	処理区分	処理方法	処理能力
くりりんセンター (37-3550)	帯広市西24条 北4丁目1番地	可燃物	焼却	330 t /D
		不燃物 大型ごみ	破碎	110 t /5h
一般廃棄物最終処理場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311, 200m ³

(南十勝複合事務組合)

施設名	所在地	処理区分	処理方法	処理能力
南十勝環境衛生センター (01558-5-2810)	広尾町紋別760番地3	可燃物	焼却	28 t /D
		不燃物 大型ごみ	破碎	10 t /5h
南十勝廃棄物処理センター	大樹町字萌和 394番地2	焼却灰 破碎物	埋立	101, 960m ³

(2) し尿処理場

(十勝環境複合事務組合)

名称	所在地	処理区分	処理能力
中島処理場 (37-3040)	帯広市西23条北4丁目	加湿消化	210 k l /D

(3) 死亡獣畜処理場

名称	所在地	処理能力	管理主体
一般廃棄物最終処理場 (69-4121)	中札内村元札内 東2線51-27	15 t /D	十勝農協連

第21節 家庭動物対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物の取扱いについては、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。
- (2) 町長は、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の応援要請措置を講ずるものとする。

2 家庭動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。
- (2) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第22節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 町立小・中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、本部長（町長）及び教育委員会〔担当は、文教対策部学校教育班とする。〕が行う。
- (2) 学童保育所の応急対策は、本部長（町長）及びこども課〔担当は、民生対策部福祉支援班とする。〕が行う。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。
- (4) 道立高校における教育の確保については、知事及び道教育委員会が行うものとする。
- (5) 私立高校・幼稚園における教育の確保については、当該学校運営法人が行うものとする。
- (6) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置は、校長が具体的な応急計画を立てて行う。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生し、または発生が予想される気象条件となったときは、校長は自らの判断により、または教育委員会の指示により、必要に応じて休校措置をとる。

ア 授業開始後の措置

児童生徒の下校については、帰宅途中の注意事項を十分徹底させるとともに、低学年にあつては教師が地区別に付き添うなど措置をとるものとする。

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、防災行政無線等、その他確実な方法で各児童、生徒に徹底させる。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等の施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法による。

ア 応急復旧

被害の程度により、応急復旧ができる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用できない場合

利用可能な特別教室、屋内体育館等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法をする。

ウ 校舎の全部または大部分が使用できない場合

最寄りの学校または公共施設を利用する。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、または十勝教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

(3) 教育の要領

災害の状況に応じ、計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

なお、特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 授業等の場所が公民館等の学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について注意するよう指導する。また、集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分に配慮し、児童、生徒の心のケアを図る。

(4) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努め教育活動に支障を来たさないようにする。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書、学用品を滅失または毀損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済み教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行う。

4 学校給食対策

- (1) 給食施設が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配達を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものである。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間を隔離すること
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行う。
- (4) 必要に応じて、教職員・児童生徒の伝染病予防接種や健康診断を実施する。

6 文化財保全対策

文化財（有形文化財、無形文化財、民族資料、記念物など）は、その所有者並びに管理者が常に保全、保護にあたり、災害が発生したときは、その被害状況に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

8 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、「様式3-22-1 学用品の給与状況」に記録するものとする。

様式3-22-1 学用品の給与状況

学用 品 の 給 与 状 況

幕 別 町

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	保護者 氏 名	給 与 月 日	給 与 の 内 訳				実 支 出 額	備 考		
					教 科 書		その他の学用品					
					国語	算数		鉛筆				
				月 日					円			

計	小学校	人							円	
	中学校	人							円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注：1 「給与月日」欄は、その児童生徒に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第23節 住宅対策計画

地震・津波災害により住宅を失い、または破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、この計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部都市計画班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が実施する。

2 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第5節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

3 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

4 応急仮設住宅

- (1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

ア 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

イ 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅の提供

- (2) 入居対象者

次の条件に該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼または流失した者であること

イ 居住する住宅がない者であること

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

- (3) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長〔担当は、建設対策部都市計画班〕が行う。

(4) 建設戸数

町長の要請に基づき、知事は戸数を決定する。

(5) 建設型応急住宅の建設地、構造等

- ・原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。
- ・道及び町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。
- ・建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は1戸建てにより実施する。
- ・応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事完了後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

(6) 費用

費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、知事から委任を受け町が管理する。救助法が適用されない場合、町が設置するものは、町が管理する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半壊または半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力で応急修理ができない者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

- ア 応急処理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅

町長は、必要により災害のため住宅が半壊または半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、空いている町営住宅を災害公営住宅として利用する。

7 資材等の斡旋、調達

施工及び資材の調達は、原則として町の指名登録から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

8 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

9 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（様式3-23-1）
- (2) 住宅応急修理記録簿（様式3-23-2）

10 住宅の応急復旧活動の推進

町は、必要に応じて、住宅工事事業者等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

様式3-23-1 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

幕別町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯										

注：1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること

- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設場所の住所を記入すること
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

様式3-23-2 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

幕別町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月日	円	
計	世帯			

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、本計画に定める。

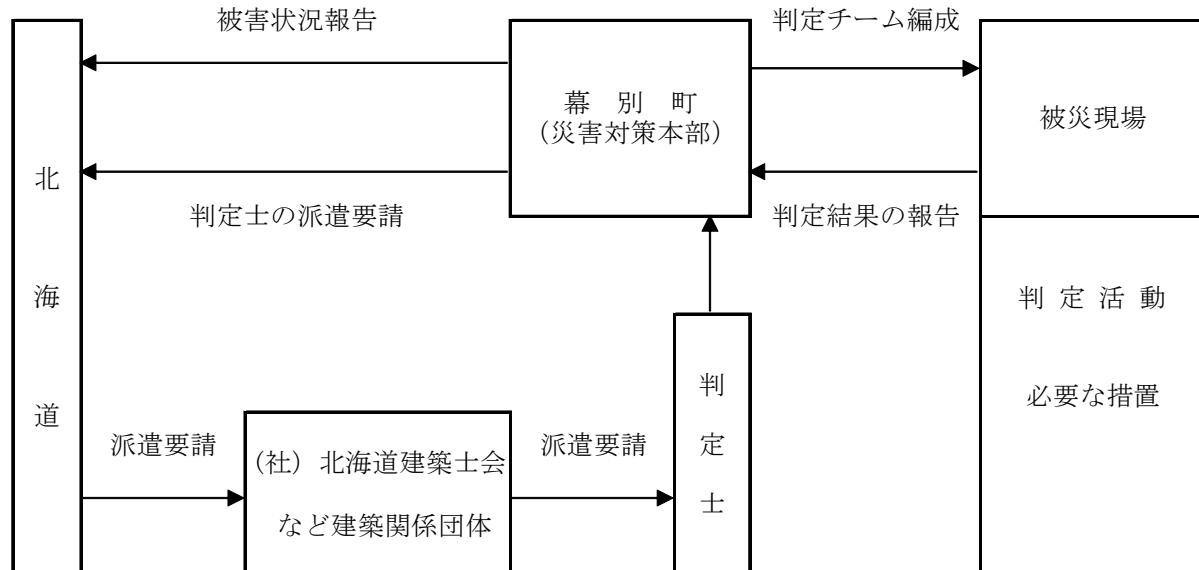
1 応急危険度判定の活動体制

町は、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

2 応急危険度判定士の確保

町は、道及び関係機関と相互に綿密な連携と協力を図り、応急危険度判定士の活動が円滑に行われるよう実施体制の整備を行う。

3 応急危険度判定士の仕組み



4 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象物建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造区画体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること。また、余震などで被害が進んだ場合、または適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

5 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道は、町と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）等に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第25節 被災宅地安全対策計画

本町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

町長〔担当は、建設対策部都市計画班とする。〕は、判定士を活用し、被災宅地の危険度判定を実施する。

なお、町長は、危険度判定の実施を決定した場合、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じ、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設対策部に置き、次の業務を行う。

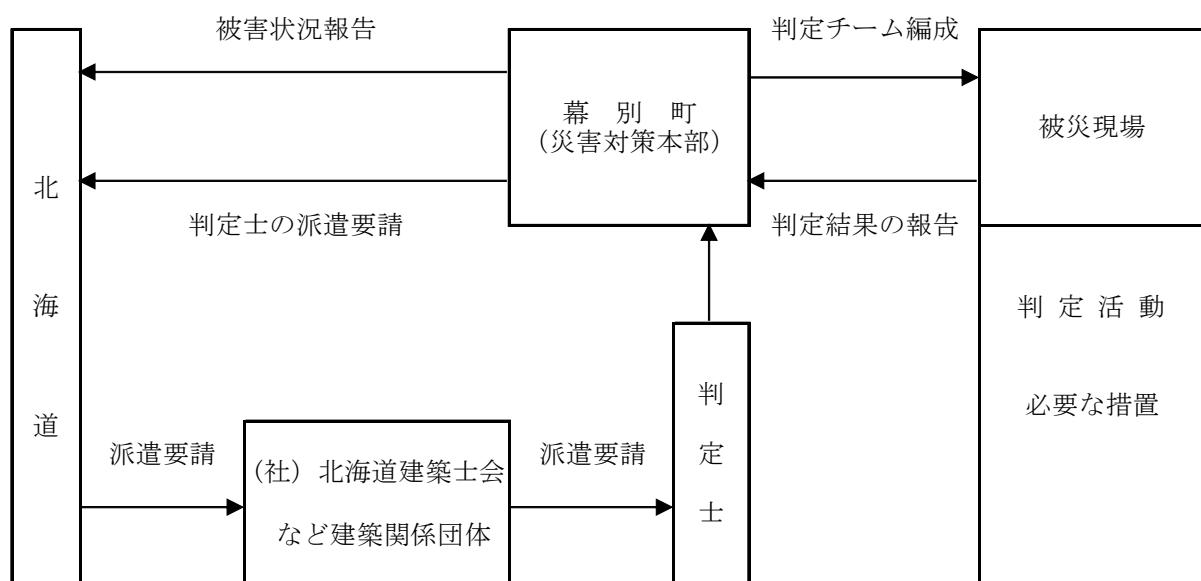
- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応

(5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第26節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震・津波災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容処理、埋葬の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部保健班とする。〕
- (2) 救助法適用後は、知事の委任を受けて町長が実施するが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。
また、救助法が適用されていない場合でも、警察署、消防機関、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

- (2) 実施の方法

行方不明者の搜索は、町長が警察署と協力し、消防機関及び地域住民の協力を得て搜索班を編成し、必要な車両、舟艇その他機械器具を活用して実施する。

- (3) 搜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着または埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数並びに氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び着衣等

3 変死体の届け出

変死体は、直ちに警察署に届け出るものとし、その検視後に処理にあたる。

4 遺体の収容処理方法

- (1) 実施者

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡す。

イ 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができない場合は、町長が行う。

- (2) 遺体の収容処理

ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとる。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。

ウ 遺体は、死因その他の医学的検査を行う。

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

遺体安置場所は、「別表 5-22-1 遺体安置所」とするが、死亡者多数の場合は、町内の寺院、公共建物または公園等遺体の収容に適当な場所を決定し安置する。

なお、遺体安置所の選定にあたっては、次の点に留意して決定する。

- ・ 屋内施設であること
- ・ 1次避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
- ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- ・ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

5 遺体の埋葬

災害の際、死亡した者で町長が必要と認める場合、応急的に遺体を埋葬する。

埋葬にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 事故死の遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡してその調査にあたるとともに埋葬にあたっては、土葬または火葬とする。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡扱いとする。
- (4) 町長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

6 平常時の規制の適用除外措置

市町村及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

7 行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行う。

8 火葬場の状況

火葬場名	所 在 地
幕別町葬斎場	幕別町字豊岡 3 番地62
南十勝複合事務組合火葬場	広尾郡大樹町字開進188番地5

9 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

10 遺体の搜索等の記録

遺体搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 遺体搜索状況（様式3-26-1）
- (2) 遺体処理台帳（様式3-26-2）
- (3) 埋葬台帳（様式3-26-3）

別表3-26-1 遺体安置所

地域	遺体安置所	
幕別地区	施設名	幕別南コミュニティセンター（ホール）
	住所	幕別町新町139番地3
	面積	493.00m ²
	管理	幕別町住民生活部住民課
	電話	0155-54-5127
札内地区	施設名	幕別町働く婦人の家（ホール）
	住所	幕別町札内中央町395番地1
	面積	180.00m ²
	管理	幕別町住民生活部住民課
	電話	0155-54-6602（住民課住民活動支援係）
忠類地区	施設名	忠類ふれあいセンター福寿（多目的ホール）
	住所	幕別町忠類白銀町384番地10
	面積	180.00m ²
	管理	幕別町忠類総合支所 保健福祉課
	電話	01558-8-2910

様式3-26-1 遺体搜索状況

遺 体 捜 索 状 況

幕 別 町

年 月 日	搜索地区	搜索死体	搜 索 用 機 械 器 具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者管理者名		
						円	

注： 搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式3-26-2 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

幕 別 町

処 理 年月日	遺体発見 日時及び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の一時 保 存	検案 料	実支 出額	備 考
			氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				
							円		円	円	
計		人									

様式3-26-3 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

幕 別 町

死 亡 年月日	埋 葯 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葯 費				備 考
		氏名	年齢	死亡者と の関係	氏名	棺 (付属品を含む)	埋葬又は 火葬 料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注： 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第27節 障害物除去計画

地震・津波による山崩れその他の災害によって、道路、住居等またはその周辺に運ばれた土砂、流木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障のないよう処理するための対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部土木班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行い、その他道路及び河川等に支障を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行う。

2 障害物除去対策

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物を排除する必要があるとき
- (2) 交通安全と輸送の確保に必要なとき
- (3) 河川における障害物の除去が、河川の流路を良くし、溢水を防止し、または護岸等の決壊を防止するため必要なとき
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするとき

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策機器を使用し、または状況に応じて自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限る。

4 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第10節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第32節 災害救助法の適用と実施」参照）

7 障害物除去状況の記録

障害物を除去した場合は、「様式3-27-1 障害物除去の状況」に記録するものとする。

様式3-27-1 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

幕 別 町

住 家 被 害 程 度 区 分	氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実 支 出 額	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
		月 日～月 日	円		
計	半壊() 床上浸水	世帯 世帯			

第28節 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害が発生した場合、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断した場合、道及び他市町村への応援要請については、本計画に定めるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。なお、応援要請にあたっては、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意し、受入体制に不備が生じないよう十分配慮する。また、他の市町村が被災した場合には、被災地被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、「本章 第5節 避難対策計画 10（広域一時滞在）」による。

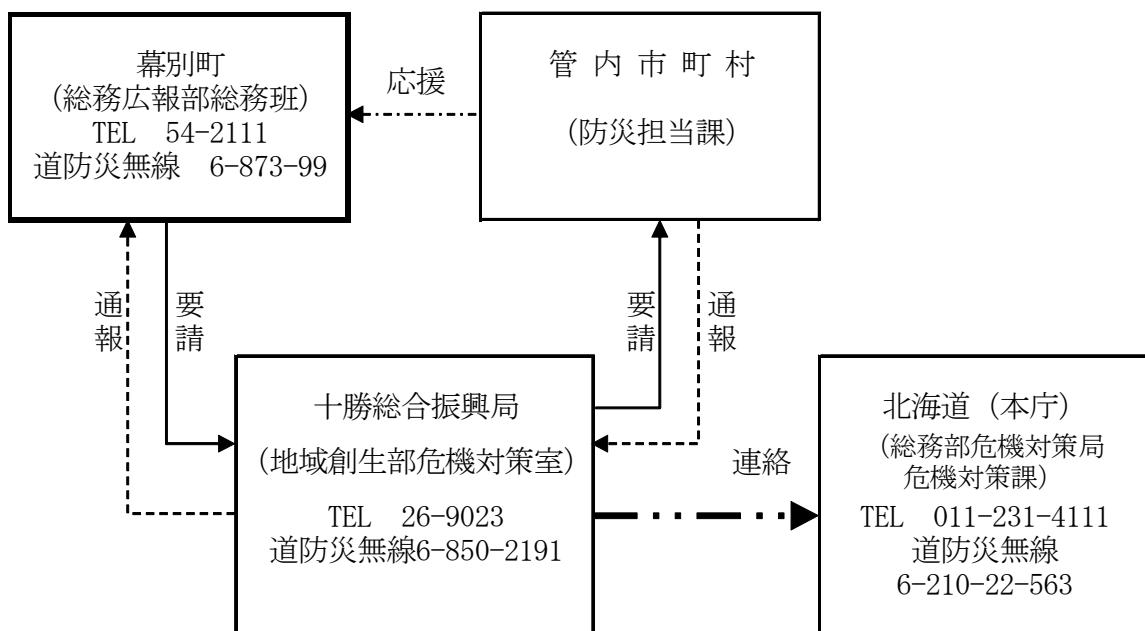
1 「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請

基本法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「資料編 資料1 6-1 9-1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援要請する。

また、町は他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村の応援の受入体制を確立しておくものとする。

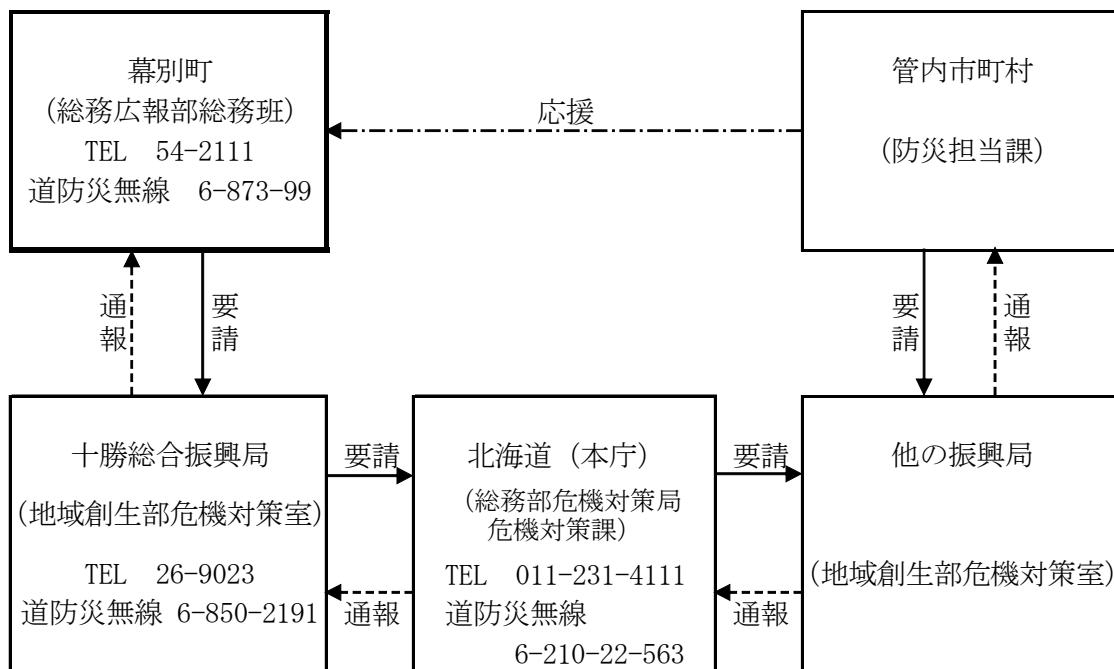
(1) 応援要請の区分及び連絡系統図

ア 第1要請（十勝総合振興局の市町村への要請）



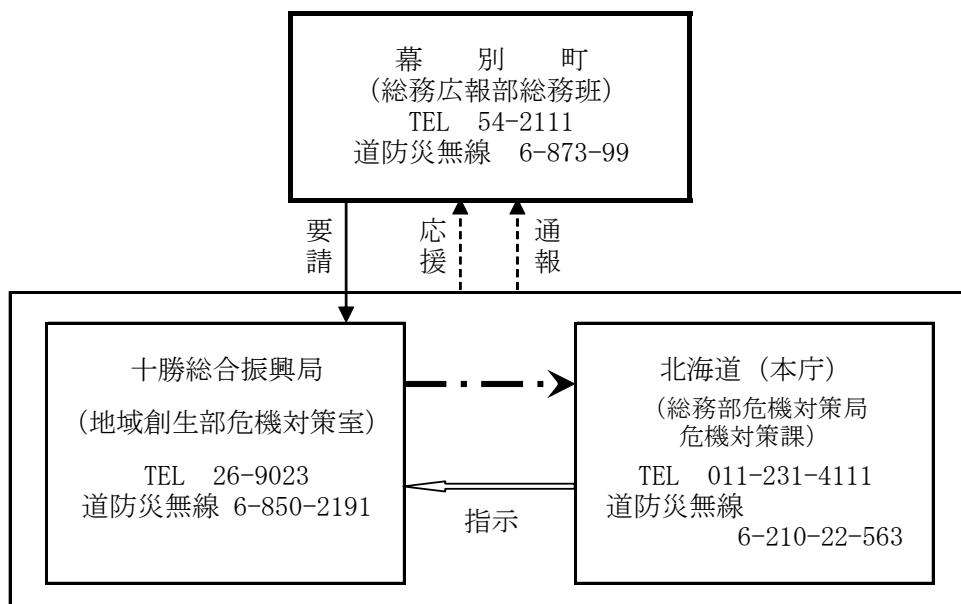
注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

イ 第2要請（他振興局の市町村への要請）



注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 第3要請 要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請



(2) 応援の種類

要請により受けられる応援の種類については、次のとおりである。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- イ 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ウ 避難、救護及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- エ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- オ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- カ その他特に要請のあった事項

2 他の都道府県の市町村に対する応援要請等

- (1) 町長は、基本法第67条第1項の規定に基づき、道外の関係市町と締結した「資料編 資料16-1 9-7～9-9 災害時相互応援に関する協定書」に基づき、幕別町が被災した時は、当該協定市町に対し応援要請するものとする。
- (2) 町長は、(1)の協定に基づき、当該協定市町長から応援を求められた場合、または協定市町と連絡ができない場合に自主的応援活動が必要と認める場合は、応援活動を実施するものとする。
- (3) 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

3 「北海道広域消防相互応援協定」に基づく要請

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「資料編 資料15-2 北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、町長を通じて道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防救助隊による応援を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援受入体制を確立していく。
- (3) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助等の支援体制の整備に努めるものとする。

4 防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市町村、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

大規模な災害が発生し、町の力だけでは、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難と予想される場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動等の活動計画は、本計画に定める。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (5) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき

2 災害派遣要請の要領等

(1) 依頼方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（「様式3-29-1 自衛隊災害派遣要請依頼について」）をもって知事（十勝総合振興局長）に依頼する。ただし、緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び当該町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を依頼する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法その他参考事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

(2) 担当部及び依頼先

災害派遣要請依頼は、総務広報部総務班が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域創生部危機対策室主査とする。

(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により要請権者との連絡が不能である場合等は、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行う。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立〔担当は、総務広報部広報渉外班とする。〕

知事（十勝総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 連絡職員の指名

派遣部隊及び十勝総合振興局との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

イ 事前準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

ウ 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備等、受入れのために必要な措置をとる。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議〔担当は、建設対策部土木班とする。〕

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 知事（十勝総合振興局長）への報告〔担当は、総務広報部総務班とする。〕

派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者の捜索、救助

死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のう作成積込み及び運搬

(5) 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

- (6) 道路または水路等交通路上の障害物の排除
施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
- (7) 応急医療、防疫、病害虫駆除等の支援
大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町で準備）
- (8) 通信支援
自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 給食、給水及び入浴支援
緊急を要し、適当に手段がない場合
- (11) 救援物資の無償貸与または譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する總理府令」（昭和33年總理府令1号）による。（ただし、譲与は町・道、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。）
- (12) 交通規制の支援
自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
- (13) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (14) 予防派遣
風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
- (15) その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

5 経費負担等

- (1) 自衛隊の派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担する。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ 汎取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関または民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

6 派遣部隊の撤収要請

町長〔担当は、総務広報部総務班とする。〕は、災害派遣の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったと認めるときは、速やかに文書（「様式3-29-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請の依頼について」）をもって知事（十勝総合振興局長）に要請する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

7 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

8 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれらに基づく政令、総理府令及び訓令の規定によるものとし、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条）
- (2) 他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第6条第1項、自衛隊法第94条）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

様式3-29-1 自衛隊災害派遣要請依頼について

第 号

年 月 日

十勝総合振興局長 様

幕別町長

印

自衛隊災害派遣要請依頼について

このことについて、次のとおり派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を必要する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

(部 課 係)

様式3-29-2 自衛隊災害派遣部隊撤収の依頼について

第 号

年 月 日

十勝総合振興局長 様

幕別町長 印

自衛隊災害派遣部隊撤収要請の依頼について

年 月 日付け 第 号で依頼した災害派遣要請については、次の日時をもって撤収要請を依頼します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

(部 課 係)

第30節 防災ボランティアとの連携計画

地震・津波による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画に定める。

1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部または各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

2 ボランティアの受け入れ

道、町、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受け入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受け入れ体制の確保に努める。

また、ボランティアの受け入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動

(16) ボランティア・コーディネート

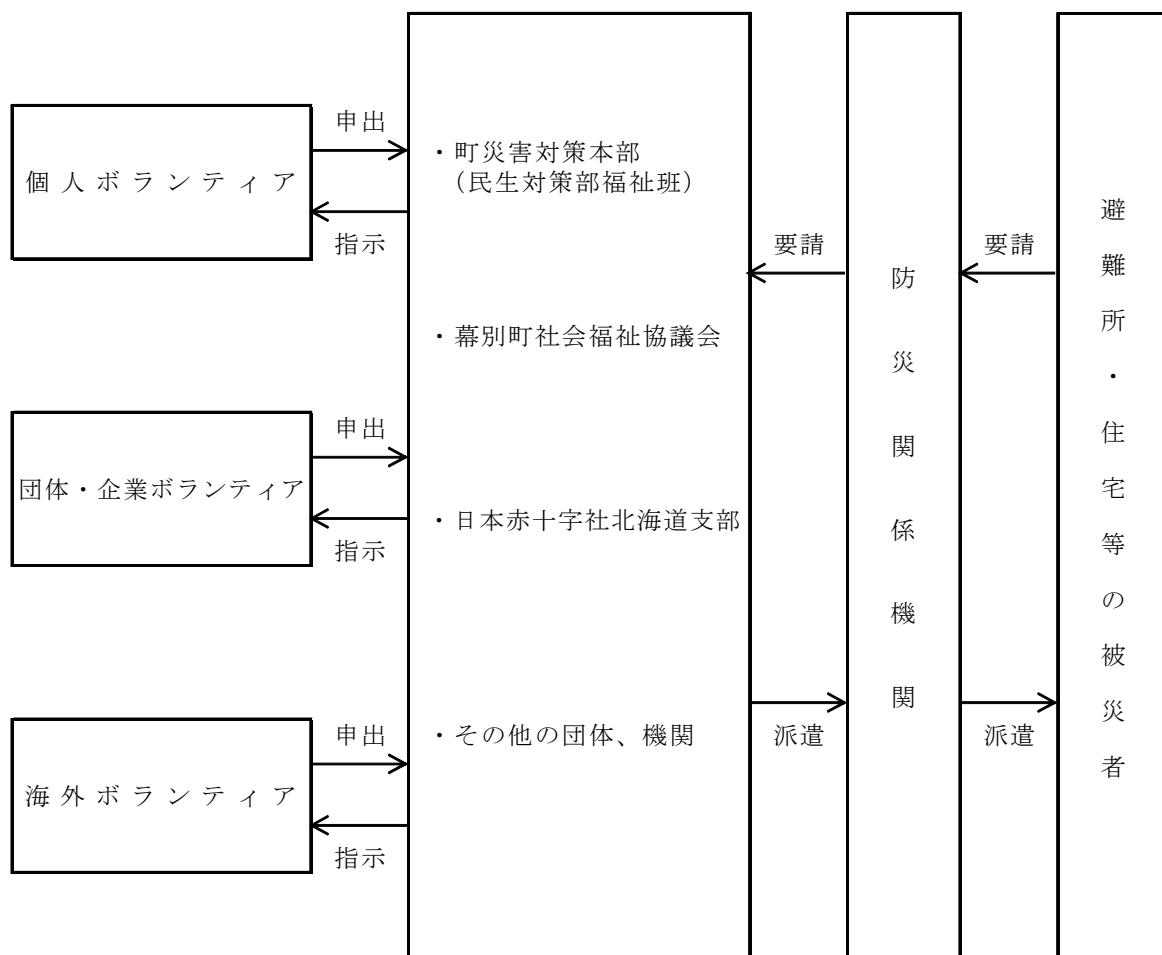
4 ボランティア活動の環境整備

道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

<ボランティア受入体系図>



第31節 災害義援金等募集(配分)計画

大規模な災害が発生した場合、町、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会及び、道共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するための計画は、本計画に定める。

1 義援金品の募集

(1) 義援金の募集

町は、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会及び、道共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

(2) 義援物資の募集

義援物資については、道、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需要状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

また、現地の需要状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は北海道災害義援金募集（配分）委員会¹（以下「委員会」という。）に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、町を通じて適正に配分する。

(2) 義援物資の引継ぎ配分

義援物資については、町が引継ぎ、町は、町内会長、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

町は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないように適正に管理する。

また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

¹ 北海道災害義援金募集（配分）委員会が実施する義援金募集（配分）業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号または所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

第32節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画に定める。

1 実施体制

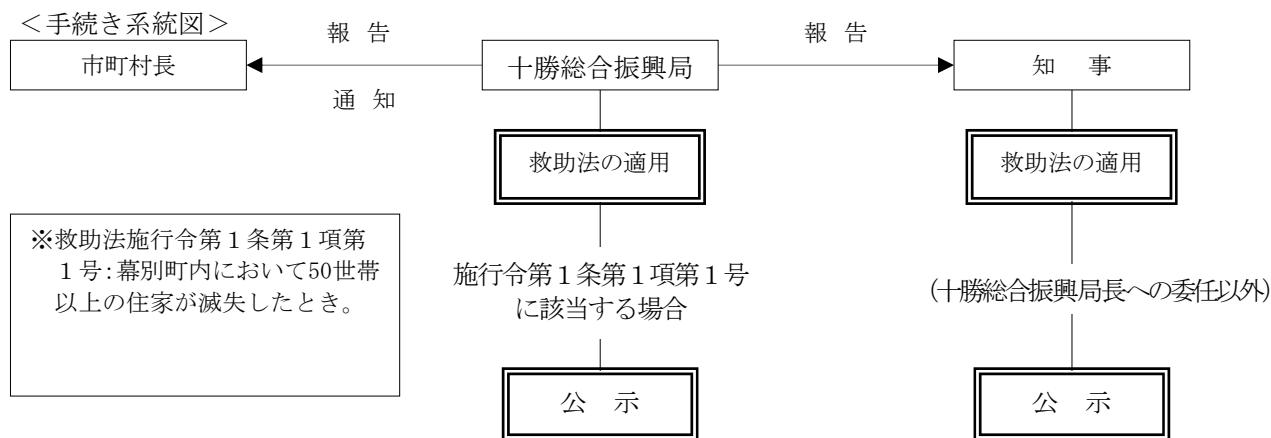
救助法による救助は、知事が行う。町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施するものとする。

2 救助法の適用基準

本町における救助法による救助は、別表3-32-1に掲げる災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、または該当するおそれがあるときは、直ちに十勝総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つとまがない場合は、町長は旧法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。



4 救助に必要とされる措置

(1) 従事命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ア 医師、歯科医師及び薬剤師 | イ 保健師、助産師または看護師 |
| ウ 土木技師または建築技師 | エ 大工、左官または鳶職 |
| オ 土木業者または建築業者及びこれらの従事者 | カ 地方鉄道事業者及びその従事者 |

- キ 軌道経営者及びその従事者
ケ 船舶運送業者及びその従事者

- ク 自動車運送事業者及びその従事者
コ 港湾運送業者及びその従事者

(2) 救助命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、病院、診療所、旅館その他の施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の生産、集荷販売、配給、保管もしくは輸送業に対し、その取扱う物資の保管を命じ、または物資を収容することができる。

(4) 立入検査

知事は前項の目的のために必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所または物資を保管させる場所に立入り検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

(5) 従事命令の発令

従事命令等を発し、救助を実施する場合は、「各様式」に指定の公用令書等（救助法施行令に定める。）を交付して行う。

(6) 関係機関との相互協力

救助法、同法施行令及び同法施行規則の規定に基づき、自治体の行う公用令書等によって行う職務と相互に協力して行う。

5 救助の実施

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。

（災害が発生した場合）

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 	市町村・日赤道支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失	対象者、対象箇所の選定：市町村

地震・津波防災計画編 第3章 災害応急対策計画

	し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ことができない者	設置：道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	市町村
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村

埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する	市町村
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

(2) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(3) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

様式3-32-1 公用令書(従事・協力)

従事第 号	公 用 令 書
	住 所 氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事・協力を命ずる。	
年 月 日	処分権者 北海道知事
	印
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-32-2 公用令書(物資の保管)

保管第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。				
年 月 日	処分権者 北海道知事			
	印			
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-32-3 公用令書(管理・使用・収用)

管理第 号	公用 令 書						
	住 所 氏 名						
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり				を 管理・使用・収用を命じる。			
年 月 日				処分権者	北海道知事		印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-32-4 公用変更令書

変更第 号	公用 変 更 令 書						
	住 所 氏 名						
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を次のとおり変更した ので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。							
年 月 日				処分権者	北海道知事		印
変更した処分の内容							

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式3-32-5 公用取消令書

取消第 号

公用取消令書

住所
氏名

災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項¹の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 北海道知事

印

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

¹ 災害対策基本法施行令第34条第1項:都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、基本法第81条第1項(公用令書の交付)の規定により公用令書を交付した後当該公用令書に係る処分を変更し、又は取り消したときは、すみやかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

別表3-32-1 救助法の適用基準

適用基準				適用
被害区分 町の人口	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道で2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住宅被害の判定基準 ・滅失…全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した床部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼…2世帯で滅失 1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水…3世帯で滅失 1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
15,000人以上 30,000人未満	50	25	幕別町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	

第4章 災害復旧計画

第1節 基本方針

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速かつ適切な対策を講じるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切かつ公平な対策を実施するものである。

第2節 公共施設等災害復旧計画

1 実施責任者

幕別町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2 災害復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道災害復旧事業計画
 - ク 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業に要する費用は、別の法律に定めるところによる予算の範囲内において、国及び道がその全部または一部を負担し、または補助する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第3節 災害応急金融計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずるための対策は、本計画に定める。

1 実施計画

災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。

(1) 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助する。また、町は道と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

(2) 中小企業等金融対策

道は、災害貸付を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

(3) 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、町と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

(4) 福祉関係資金の貸付等

道は、町と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

(5) 被災者生活再建支援金

道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

ア り災証明書

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真を活用するなど、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

イ 被災者台帳

町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報を内部で活用できることとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ること

ができる環境の整備に努めるものとする。

2 財政政策

- (1) 指定地方行政機関、金融機関等は、道及び町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。
- (2) 道、町、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、道及び町は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総 則

この計画は、日本海溝特措法第5条第2項の規程に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

1 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。

（令和4年10月3日 内閣府告示第99号）

函館市、室蘭市、釧路市、帶広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壯瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、土幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町の62市町村。

推進地域のうち、日本海溝特措法第9条に基づき指定された本道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）の区域は、次表のとおりである。

（令和4年10月3日 内閣府告示第100号）

函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町の39市町。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本推進地域指定に伴う地震防災に關し、町、道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第4節 計画の基本方針」の[防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱]に定めるところによる。

第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人団動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（R4）等における被害の特性は、次のとおりである。

(1) 津波による被害

ア 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間帯の違いによる差ではなく、最大で千島海溝モデルでは約42,000棟、日本海溝モデルでは約130,000棟となる。

イ 人的被害は、冬の夕方で早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）に死者数が最大となり、千島海溝モデルで約106,000人、日本海溝モデルで約149,000人に及ぶ。

これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人が浸水域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。

しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、千島海溝モデルでは54.7%減の48,000人、日本海溝モデルでは72.5%減の41,000人と推計される。

(2) 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約6,200棟、日本海溝モデルは約120棟となり、人的被害は冬の深夜で早期避難意識が低い場合の死者数が約160人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約3,600棟を超える。

(3) 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定（R3）では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約600棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合は約3,100棟となる。

(4) 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧で火災が発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

十勝平野の中でも帶広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資の備蓄・調達

ア 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、幕別町商工会との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請することができる。

このほか、物資調達については、「第2章 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、「第3章 第13節 食料供給計画」、「同第14節 給水計画」及び「同15節 衣料、生活必需品等物資供給計画」に準ずる。

(2) 物資等の調達手配

ア 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

イ 町は道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、つり客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町防災計画（地震・津波防災計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(4) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 町内で地震が発生した場合、町職員だけでは対応が不十分になるおそれがあるため、基本法やあらかじめ締結した協定等に基づき、近隣市町村、道や民間団体に対して防災活動の応援要請を行うものとする。

(2) 災害応急対策を実施するにあたって、行政機関の協力が必要と認められた場合、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって災害対策本部から応援協力を要請するものとする。

その他については、「第3章 第28節 広域応援計画及び同第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動」に準ずる。

(3) 町は、災害が発生し、他の市町村や国、都道府県等から応援部隊等を受け入れることになった場合に備え、平常時から関係機関と協議し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

町は、海溝型地震を含む地震による津波からの防護及び避難の確保について、本計画に定める。

1 津波からの防護

町は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、「第2章 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画」及び「第2章 第10節 津波災害予防計画」に準ずる。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に関する基本的事項及び関係者の連絡体制は、第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第2節「地震・津波情報伝達計画」に準じるほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 町は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。
- (2) 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- (3) 町は、道等から津波警報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- (4) 町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

3 地域住民等の避難行動等

町は、避難対象地区の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう次のとおり取り組むこととする。

(1) 避難対象地区の指定

ア 町は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を指定するものとする。

イ 道は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域を調査し、津波浸水予想図又は津波浸水想定区域図を作成・公開するなどして、町による避難対象地区の指定をはじめとする避難対策を支援、住民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

(2) 避難の確保

ア 避難計画の作成

町は、道の津波避難計画策定指針を参考に、これまでの津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画（地震・津波防災計画編）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、要配慮者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(ア) 地区の範囲

- (イ) 想定される危険（浸水域）の範囲
- (ウ) 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）
- (エ) 指定緊急避難場所に至る経路
- (オ) 避難の指示の伝達方法
- (カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (キ) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

イ 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

ウ 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

エ 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

オ 避難のための指示

(ア) 町長

① 町長は、津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象が発見された場合、忠類晚成地域の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。
また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高所に緊急避難するよう指示するものとする。

② 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、忠類晚成地域の住民等に対し、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに安全な場所に避難するよう指示を行うものとする。

③ 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

(イ) 知事

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

(ウ) 警察官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、その旨を十勝総合振興局長に報告する。

警察官は天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(エ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

力 避難の指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、上記オにより、適切に避難の指示を行うものとする。

(ア) 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合

(イ) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

(ウ) その他異常現象を発見した場合等、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

キ 避難場所の指定

(ア) 町は、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

(イ) 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定する人工高台の整備等を進めるものとする。

ク 避難場所の維持・運営

(ア) 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(イ) 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

(ウ) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

(3) 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(4) 要配慮者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織があたるものとし、町は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 海溝型地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(5) 避難誘導等

ア 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

イ 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

ウ 町は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

エ 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(6) 意識の普及啓発等

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関

地震・津波防災計画編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
する意識啓発の方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、「第2章 第8節 避難体制整備計画、同第9節 要配慮者対策計画、同第10節 津波災害予防計画、同第16節 積雪・寒冷対策計画、第3章第5節 避難対策計画、同第8節 津波災害応急対策計画、同9節 災害警備計画に準ずる。

4 消防機関等の活動

(1) 町の措置

町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 水防管理団体等の措置

海溝型地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検、整備、配備

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電気

ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

イ 指定公共機関北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーを切る操作等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。

(3) ガス

指定地方公共機関北海道ガス株式会社などガス事業者が行う利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な対応に関する広報等の措置は、別に定めるところによる。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

イ 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道支店、同株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。

(5) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、道、町及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。

エ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。

オ 指定公共機関日本放送協会札幌放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

カ 指定地方公共機関北海道放送株式会社、同札幌テレビ放送株式会社、同北海道テレビ株式会社、同北海道文化放送株式会社、同株式会社テレビ北海道、同株式会社エフエム北海道、同株式会社エフエムノースウェーブが行う措置は、別に定めるところによる。

(6) 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、「第3章 第17節 生活関連施設対策計画」に準ずる。

6 交通対策

(1) 道路

ア 北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

イ 冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

(2) 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、「第3章 第8節 津波災害応急対策計画、同第9節 災害警備計画及び同第10節 交通応急対策計画」に準ずる。

7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

町が管理する晩成牧場の津波対策に対する管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 津波情報等の入場者等への伝達

ア 来場者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

イ 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達すること。

(2) 入場者等の避難のための措置

(3) 防災行政無線、テレビ、ラジオなど情報を入手するための機器の整備

(4) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、海溝型地震を含む地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備については、本計画に定める。

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施できるよう努める。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) 施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものである。
- (5) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 建築物の耐震化

- (1) 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。

3 ライフライン施設等の耐震化

- (1) 町及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (3) 町及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雜用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要施設の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (4) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

4 長周期地震動への対応等

- (1) 町は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図る。
- (2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、「第2章 第2節 地震に強いまちづくり推進計画及び同第13節 建築物等灾害予防計画」に準ずる。

第6節 防災訓練計画

町は、住民及び自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練計画については、本計画に定める。

1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携、住民及び自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、原則年1回以上実施、また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことを配慮するものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 町は、道、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災総合訓練を実施するほか、町、防災関係機関と連携して津波警報等伝達訓練など、地域の実情に合わせて、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ア 動員訓練及び本部運営訓練
 - イ 津波警報等の情報訓練、伝達訓練
 - ウ 警備及び交通規制訓練
 - エ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - オ 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 防災訓練の実施に当たっては、訓練にシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- (6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。
このほか、防災訓練の実施については、「第2章 災害予防計画 第4節 防災訓練計画」に準ずる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して推進する地震防災上必要な教育及び広報等に関する計画は、本計画に定める。

1 職員等に対する防災教育

(1) 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

(2) 職員に対する防災教育は、本部に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震・津波に関する一般的な知識

ウ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

キ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

ク 家庭内での地震防災対策の内容

ケ 要配慮者に関する知識

2 住民等に対する教育・広報

(1) 教育・広報は、地域の実態等に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

イ 地震・津波に関する一般的な知識

ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

地震・津波防災計画編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 避難生活に関する知識
 - コ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - サ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - シ 要配慮者に関する知識
 - ス 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品
- (2) 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。
- (3) 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせ、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

3 児童・生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生のしくみと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組み等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町及び北海道公安委員会（帯広警察署）は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置等

町は、地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨、周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、「第2章 第1節 住民の心得及び同第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」に準ずる。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の被害状況によっては、地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上については、本計画に定める。

1 住民の防災対策

- (1) 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- (2) 住民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関する研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- (3) 平常時及び地震発生時の住民の心得等については、「第2章 第1節 住民の心得」による。

2 自主防災組織の育成等

- (1) 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- (3) このほか、自主防災組織の育成等については、「第2章 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

3 事業所等の防災対策

- (1) 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- (3) 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。
また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、道及び町から地域住民に対して注意を促すものとする。

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報の伝達

道から後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達を受けた際は、次の事項にも配慮する。

- ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。
- イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。
- ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。
- エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。

(2) 町の災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、「第3章第1節 応急活動体制」に準ずる。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

道及び町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

道及び町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。